平成 29 年度

大阪の消防力強化に関する
検討結果取りまとめ

平成３０年３月２２日

消防力強化のための勉強会

【目　次】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１　消防の広域化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（１）広域化の３つのパターンの設定　・・・・・・・・・・・・・２
（２）広域化効果の比較分析の実施・・・・・・・・・・・・・・・３
①現状の消防需要、消防力の把握・・・・・・・・・・・・・・４
②消防力の運用効果の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・６
③広域化による運用効果の検証・・・・・・・・・・・・・・・８
④現場増強可能人数の把握・・・・・・・・・・・・・・・・１２
⑤現場増強可能人員の利活用方策の検討・・・・・・・・・１４
⑥指令システムの広域化による経費節減効果・・・・・・１５
⑦その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
⑧広域化の効果(まとめ)・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（３）広域化事例の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
①消防広域化の形態比較・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
②広域化の実施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
③広域化の実施例における検討経過・・・・・・・・・・・１９
④広域化事例における効果事例・・・・・・・・・・・・・２２
⑤広域化事例における費用負担方法の例・・・・・・・・２４
⑥広域化が進まない理由、広域化後の課題と対応・・・・２５
⑦消防広域化に関する国の動き・・・・・・・・・・・・・２８
２　消防本部間の水平連携の強化・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（１）特殊救助災害に対する新たな部隊の創設・・・・・・・３０
（２）１１９番通報同時通訳サービスの共同導入・・・・・・３２

（３）特殊車両等の共同購入、共同運用・・・・・・・・・・・３４
（４）指令業務の共同運用の推進・・・・・・・・・・・・・・３８
（５）消防本部間の人事交流の推進・・・・・・・・・・・・・５６
（６）消防車両の機関員（運転・操作員）養成・・・・・・・・５９
（７）派遣型指導要員によるＯＪＴの実施・・・・・・・・・・６１
（８）緊急消防援助隊の後方支援活動の強化・・・・・・・・・６２
（９）府内消防本部へのヒアリング結果・・・・・・・・・・・６３
３　消防力強化にかかる今後の進め方・・・・・・・・・・・・・６５
４　取りまとめにあたっての勉強会構成員の意見・・・・・・・・６６

平成 29 年度　消防力強化のための勉強会　構成員名簿 ・・・・・７１
平成 29 年度　勉強会開催経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・７２

参　考　資　料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
〇広域化による運用効果（市区町村別の平均時間短縮効果）・・・７４
〇ブロック毎の仮想消防本部の人員配置の試算（詳細）・・・・・７７
〇指令システムの整備費の試算 ・・・・・・・・・・・・・・・・７９
〇広域化ブロックの消防費及び職員数 ・・・・・・・・・・・・・８０
〇仮想消防本部における消防力強化の例 ・・・・・・・・・・・・８２
〇大阪府内で想定される大規模災害 ・・・・・・・・・・・・・・９２

＜はじめに＞

人口減少、少子高齢化が今後一層進む中、消防業務においては、複雑・多様化する事故や災害、救急事案の増加等に的確に対応していく必要がある。さらに、近年、熊本地震や鳥取地震をはじめ、平成 29 年九州北部豪雨など全国各地で大規模な自然災害が相次いでおり、近い将来、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の発生も懸念されている。

こうした中、今後、中長期にわたり、大阪の消防が地域住民の生命及び財産を守るという責務を的確に果たしていくとともに、広域的な大災害の発生時にも十分機能しうるよう、必要な体制を構築し、消防力の維持・強化を図っていくことが重要である。

このため、大阪府では、平成 28 年 9 月から、府内市町村とともに「消防力強化のための勉強会」を設置し、今後の大阪の消防力の強化に向けた方策等について検討を進めてきたところである。

平成 29 年度は、前年度に引き続き、「消防の広域化」と「消防本部間の水平連携の強化」の２つの観点から検討を行い、本報告書は、29 年度中に開催した計 6 回の勉強会での検討結果を取りまとめたものである。

1　消防の広域化

（１）広域化の３つのパターンの設定

消防広域化については、28 年度の検討において５つのパターンを設定し簡易分析を行ったところであるが、29 年度は 28 年度の検討結果を踏まえ、以下の３つのパターンに絞り、一般財団法人消防防災科学センター（以下、「消防防災科学センター」）の委託調査を実施し、より詳細な分析を行った。

パターン	パターン分類の概要	人員･車両	形態	備　考
パターン① 10 ブロック	＊大阪市、堺市のほか、豊能、三島、北河内、中河内、南河内北、新南河内、泉州北、泉州南の 10 ブロック化	現有する人員、車両数を前提に効果を分析	ブロック広域化	現計画より細分化
パターン② 8 ブロック	＊大阪市、堺市のほか、北部、東部、南河内北、新南河内、泉州北、泉州南の8ブロック化			現計画どおり
パターン③ 1 ブロック	＊府内本部を一元化		一元化	現計画より大規模化

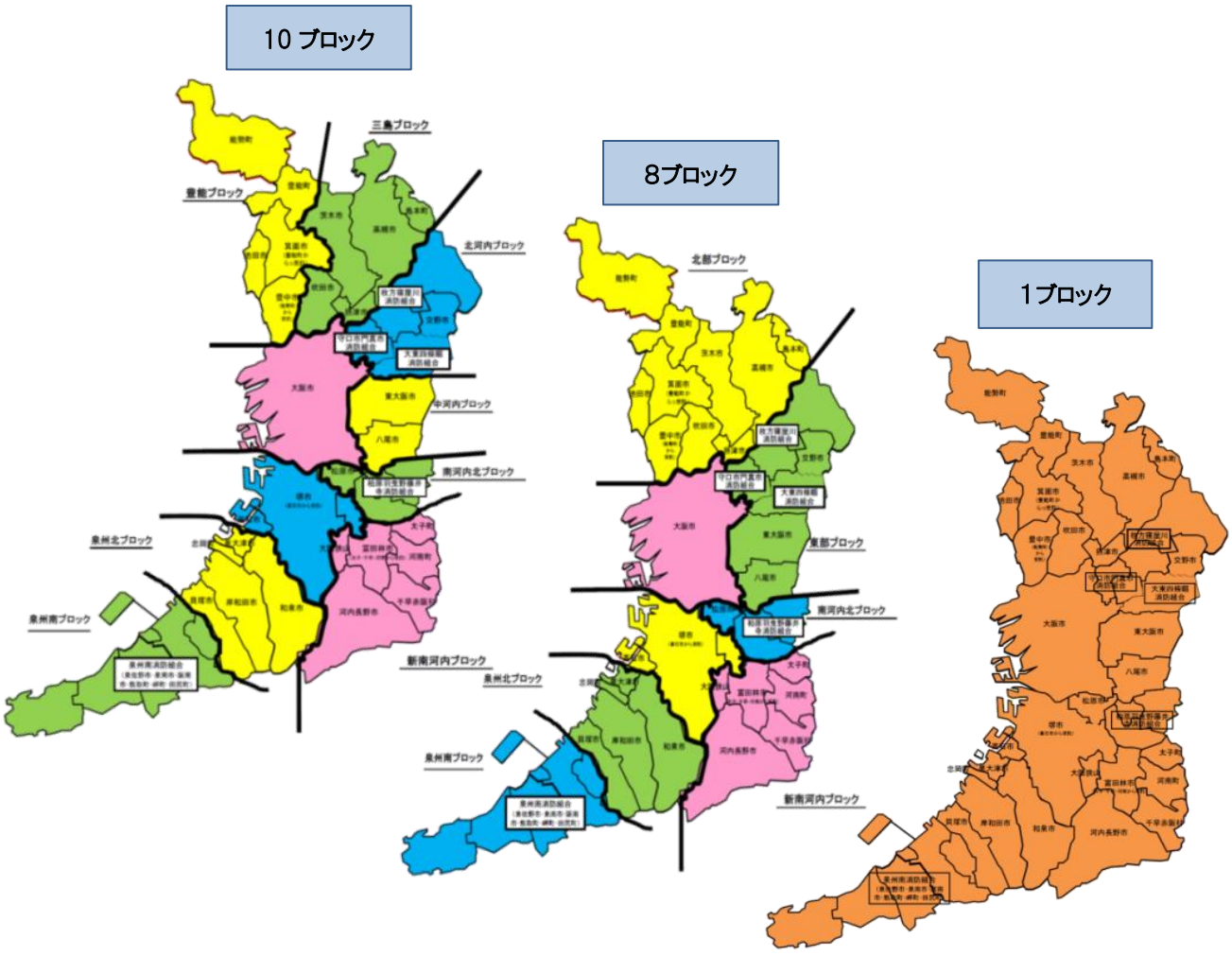

（２）広域化効果の比較分析の実施

比較分析については、以下の流れで実施した。

≪検討フロー≫

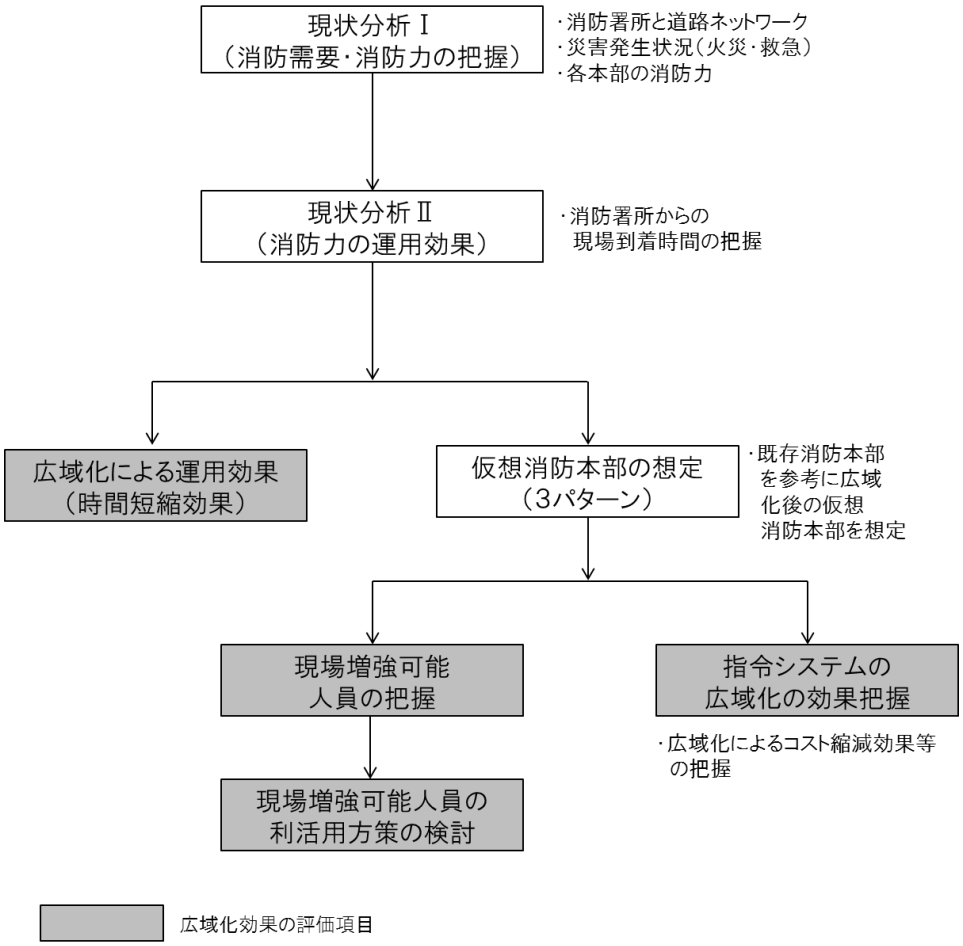

≪広域化の効果の評価項目≫

検討項目	
広域化による運用効果	＊消防署所から現場への到着時間（走行時間）の短縮効果 （署所、ポンプ車、救急車、はしご車、救助工作車）
現場体制の充実強化	＊広域化に伴う人員再配置の検証 （全国の政令指定市消防本部の実態等を参考に、仮想消防本部を想定し、現場増強可能人員を把握）
	＊現場増強可能人員の利活用策の検討 （兼任隊→専任隊、乗車人員の増強、消防隊の増隊など）
指令システムの広域化検討	＊共同運用及び大規模化の事例収集
	＊大規模化による効果検証 （コスト縮減効果、高機能化、部隊運用の効率化）

①現状の消防需要、消防力等の把握【現状分析Ⅰ】

分析の前提となる消防需要については、各市町村の小地域（町丁字）毎に算定することとし、「火災」については各市町村の平成 24 年から 28 年までの 5 か年の火災件数を小地域毎の世帯数で按分、「救急」については同様に小地域毎の人口で按分した。「救助」については、必ずしも世帯数や人口に比例しないため、各消防本部に調査を依頼し、5 か年分の小地域毎の救助件数を算定した。

また、府内各消防本部の現有消防力については、平成 29 年 6 月に各本部に対して調査を実施し、本部及び消防署所毎の人員配置、消防車両の配置状況、消防庁舎の状況、指令センター、出動体制、相互応援の状況等について把握した。

このほか、運用効果（＝消防署所からの現場到着時間。以下同じ）算定に必要なる道路ネットワークについては、①幅員13.5m以上の全ての道路、②5.5m以上13.5m未満の国道・府道、③算定上特に配慮が必要な市町村道を再現した。 また、はしご車の運用効果の算定に必要となる中高層建築物の分布状況については、各消防本部への調査により把握した。

【署所分布】

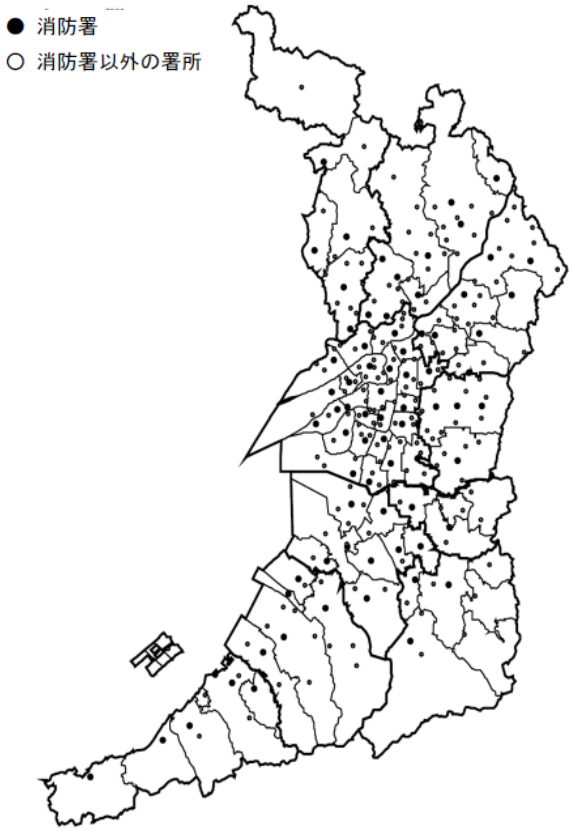

【火災分布】

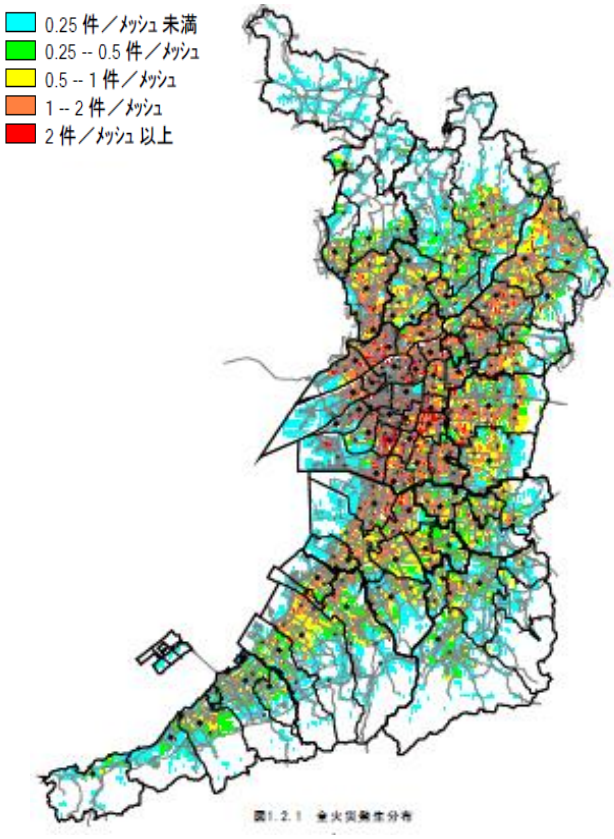

【救急分布】

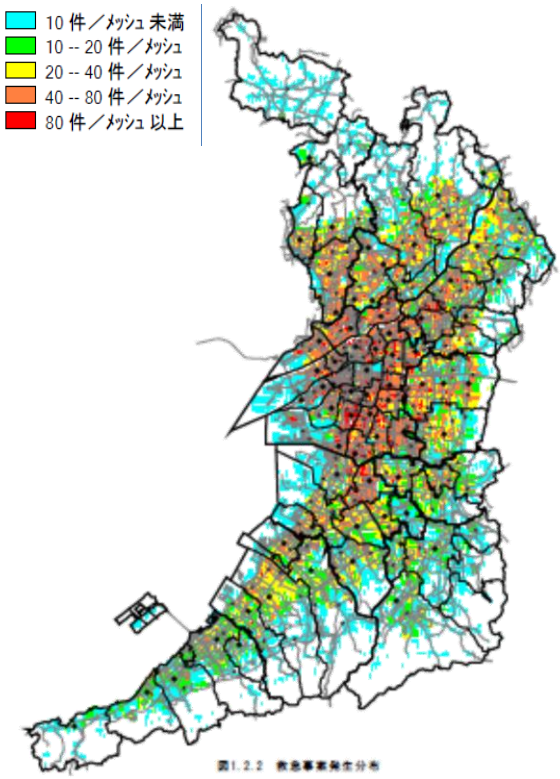

【救助分布】

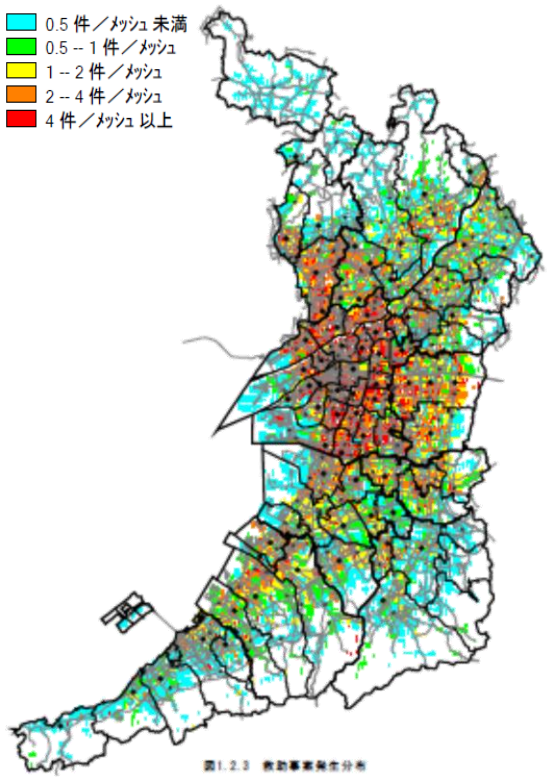

【消防職員分布】

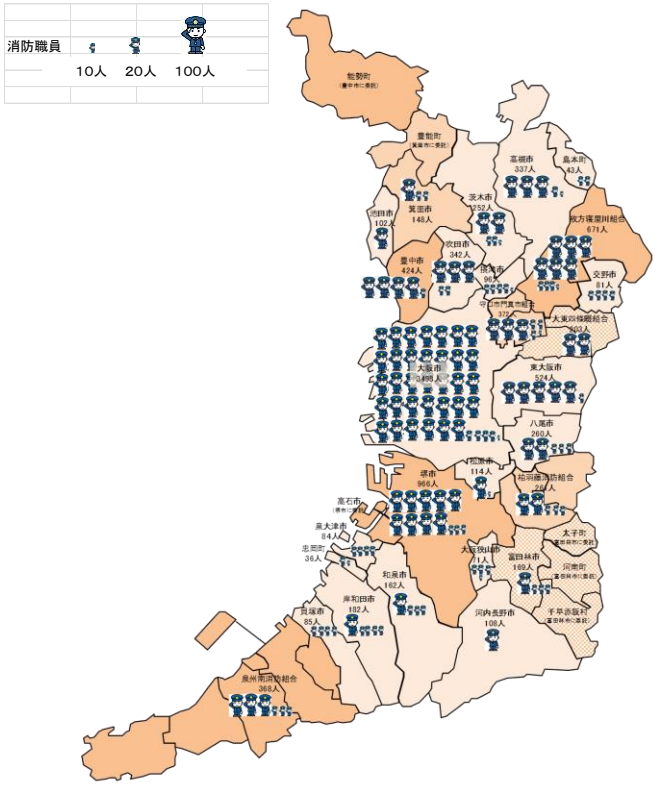

【消防車両分布】

（出典） 消防職員数：平成 28 年度消防防災・震災対策現況調査
車 両 台 数：平成 27 年度消防施設整備計画実態調査結果
（ポンプ車は、署所保有分）

②消防力の運用効果の算定【現状分析Ⅱ】

上記①で作成した各データをもとに、消防防災科学センターが保有する「消防力適正配置システム」を用いて、現状の消防力の運用効果を算定した。

運用効果は、「署所」「最先着ポンプ車」「第二着ポンプ車」「救急車」「はしご車」「救助工作車」のそれぞれについて算定した。

その結果、「署所」「最先着ポンプ車」「救急車」については、大阪市内は湾岸の一部を除くほぼ全てのエリアで 4.5 分以内、その他の市町村でも市街地エリアでは 7.5 分以内での現場到着が可能となるなど高い運用効果が得られたが、山間エリアでは 12 分以上要する地点も散在した。

「第二着ポンプ車」については、大阪市内は最先着ポンプ車と同様、湾岸部の一部を除くほぼ全てのエリアで 4.5 分又は 7.5 分以内での到着が可能であったが、その他の市町村では 7.5 分以内で到着が可能なエリアは縮小し、市街地でも 7.5 分～12 分要するエリアが散在するほか、能勢町や豊能町では 20 分以上、その他の地域の山間部でも 16～20 分要するエリアが多く見られる状況であった。

「はしご車」及び「救助工作車」については、各消防署所における当該車両の配置の有無に影響され、大阪市内では湾岸部を除くほぼ全てのエリアで 4.5 分又は 7.5 分以内での到着が可能であるのに対し、その他の市町村では 7.5 分以内での到着は車両が配置された署所を中心とする一定範囲に限定される結果となった。さらに、これらの車両の配置のない町村では 20 分以上、配置のある市町でも配置署所から一定距離離れると 7.5 分又は 12 分以上の時間を要する結果となった。

【署所の運用効果】　【最先着ポンプ車の運用効果】　【第二着ポンプ車の運用効果】

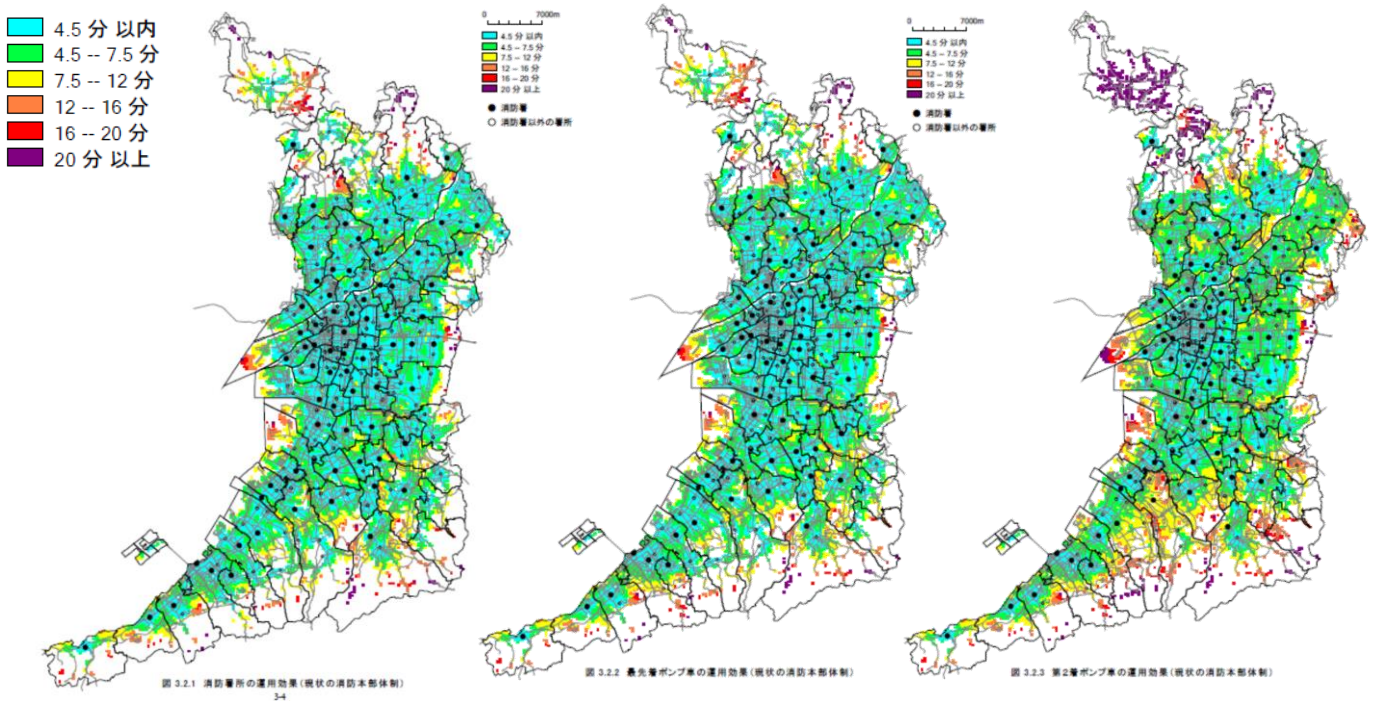

【救急車の運用効果】

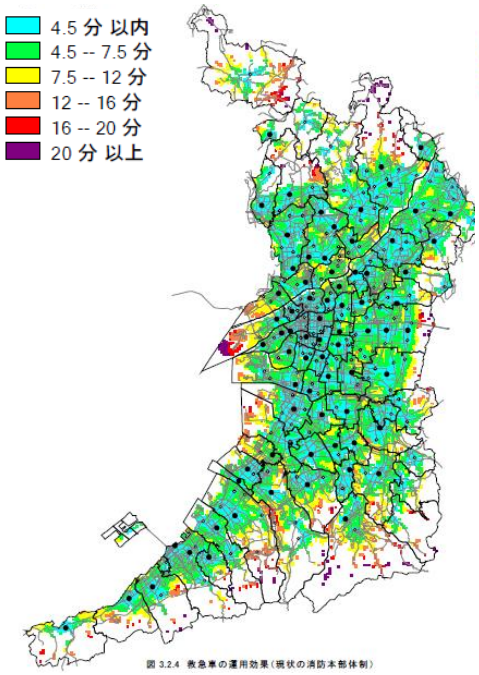

図 3.2.4 救急車の運用効果（現状の消防本部体制）

【はしご車の運用効果】

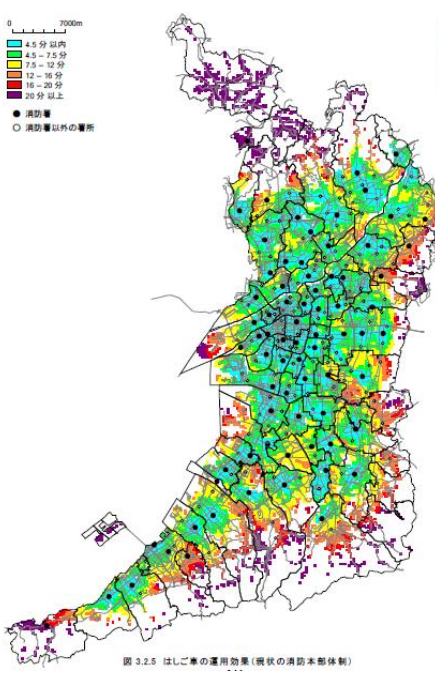

図 3.2.5 はしご車の運用効果（現状の消防本部体制）

【救助工作車の運用効果】

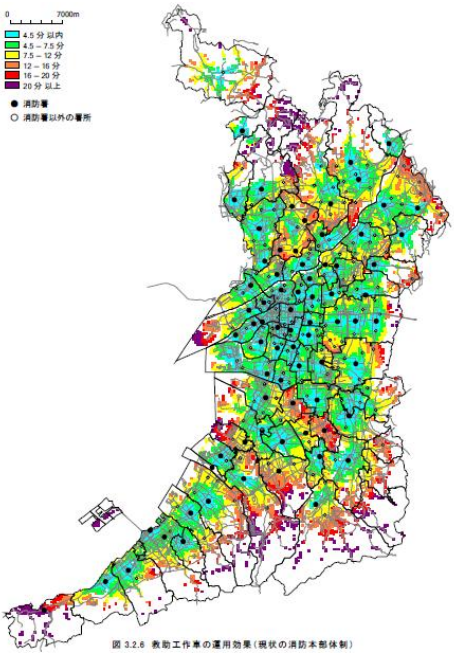

図 3.2.6 救助工作車の運用効果（現状の消防本部体制）

③広域化による運用効果の検証

上記②で得られた署所及び各車両の現状の運用効果を前提に、広域化により消防本部間の管轄境界が撤廃された場合の運用効果の変化を算出した。運用効果については、各市町村の小地域毎に算定し、その上で、市区町村全体での平均時間短縮効果を算定した。

その結果、署所及びいずれの車両についても、広域化の規模が大きければ大きいほど、多くの市町村で平均到着時間短縮効果が現れる結果となった。

■市町村平均で 0.1 分以上の短縮効果が生じた市町村　（詳細は 74～76 頁参照）

	上段：平均到着時間短縮市町村数 下段：（平均時間短縮効果の最小～最大）		
	10 ブロック （全 34 市町村）	8ブロック （全 34 市町村）	1ブロック （全 43 市町村）
署　所	21 市町村 （0.1～1.2 分）	23 市町村 （0.1～1.2 分）	29 市町村 （0.1～1.2 分）
最先着ポンプ車	22 市町村 （0.1～1.2 分）	23 市町村 （0.1～1.2 分）	27 市町村 （0.1～1.2 分）
第二着ポンプ車	26 市町村 （0.1～36.0 分）	27 市町村 （0.1～36.0 分）	33 市町村 （0.1～36.0 分）
救急車	22 市町村 （0.1～1.1 分）	23 市町村 （0.1～1.1 分）	27 市町村 （0.1～2.2 分）
はしご車	20 市町村 （0.1～3.4 分）	23 市町村 （0.1～3.4 分）	31 市町村 （0.1～3.4 分）
救助工作車	20 市町村 （0.1～1.0 分）	20 市町村 （0.1～1.3 分）	27 市町村 （0.1～4.5 分）

■個別地区レベルで見た短縮効果の状況

	上段：現場到着時間短縮地区数 下段：短縮地点の存する市町村数		
	10 ブロック （全 4,598 地区）	8ブロック （全 4,598 地区）	1ブロック （全 7,252 地区）
署　所	429 地区、最大−17.6 分 （28 市町村）	522 地区、最大−17.6 分 （28 市町村）	803 地区、最大−17.6 分 （34 市町村）
最先着ポンプ車	429 地区、最大−17.6 分 （28 市町村）	522 地区、最大−17.6 分 （28 市町村）	806 地区、最大−17.6 分 （34 市町村）
第二着ポンプ車	715 地区、最大−37.9 分 （30 市町村）	867 地区、最大−37.9 分 （30 市町村）	1,302 地区、最大−37.9 分 （37 市町村）
救急車	1,965 地区、最大−15.9 分 （30 市町村）	2,200 地区、最大−15.9 分 （30 市町村）	3,463 地区、最大−15.9 分 （39 市町村）
はしご車	659 地区、最大−17.6 分 （26 市町村）	785 地区、最大−17.6 分 （27 市町村）	1,256 地区、最大−17.6 分 （37 市町村）
救助工作車	686 地区、最大−17.6 分 （29 市町村）	822 地区、最大−17.6 分 （30 市町村）	1,370 地区、最大−17.6 分 （38 市町村）

署所の運用効果（走行時間短縮効果）

【１０ブロック】　　【８ブロック】　　【１ブロック】

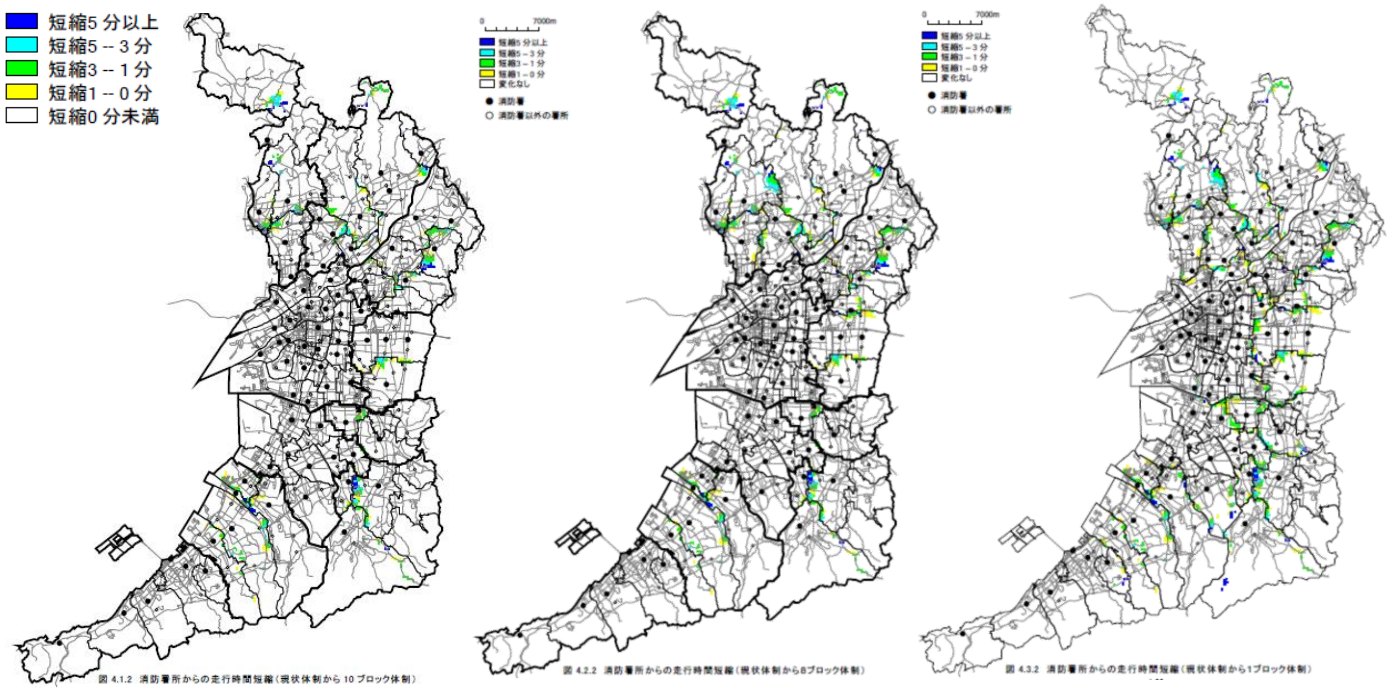

図 4.1.2　消防署所からの走行時間短縮（現状体制から 10 ブロック体制）

図 4.2.2　消防署所からの走行時間短縮（現状体制から8ブロック体制）

図 4.3.2　消防署所からの走行時間短縮（現状体制から1ブロック体制）

最先着ポンプ車の運用効果（走行時間短縮効果）

【１０ブロック】　　【８ブロック】　　【１ブロック】

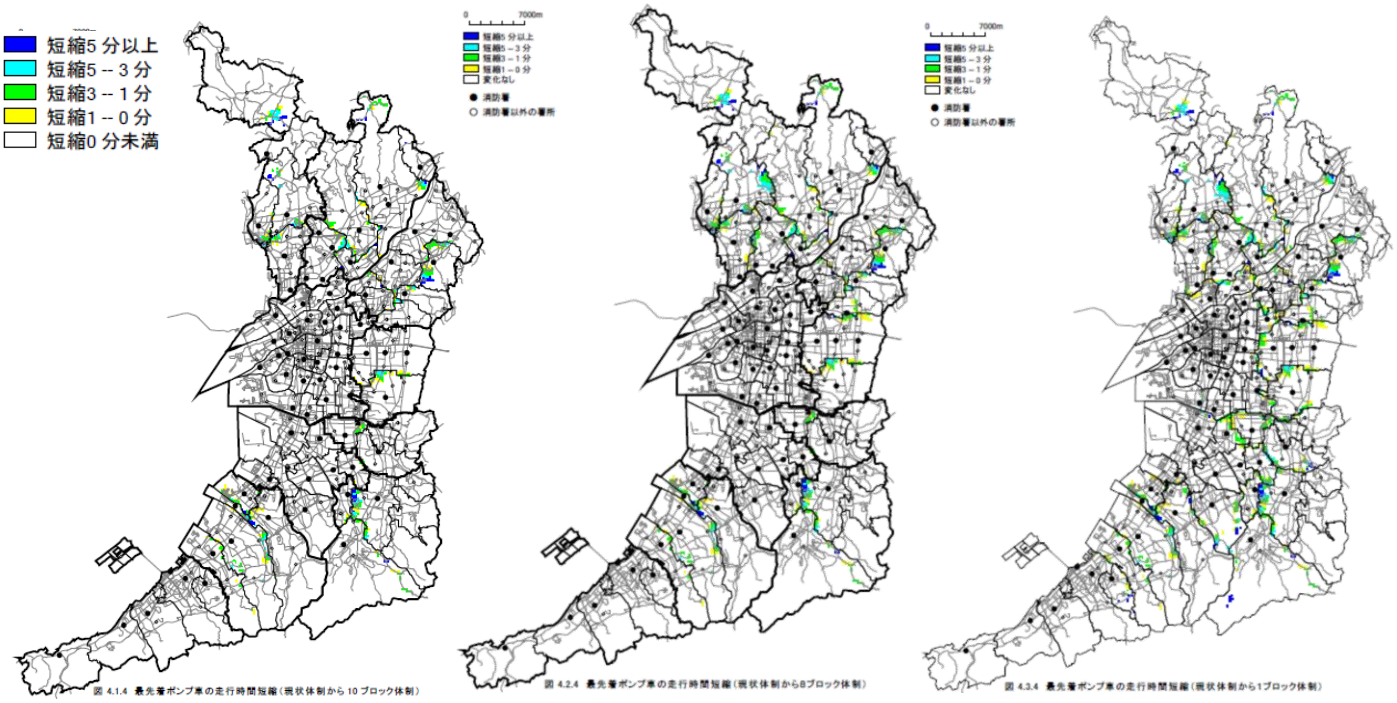

図 4.1.4　最先着ポンプ車の走行時間短縮（現状体制から 10 ブロック体制）

図 4.2.4　最先着ポンプ車の走行時間短縮（現状体制から8ブロック体制）

図 4.3.4　最先着ポンプ車の走行時間短縮（現状体制から1ブロック体制）

第二着ポンプ車の運用効果（走行時間短縮効果）

【１０ブロック】　　【８ブロック】　　【１ブロック】

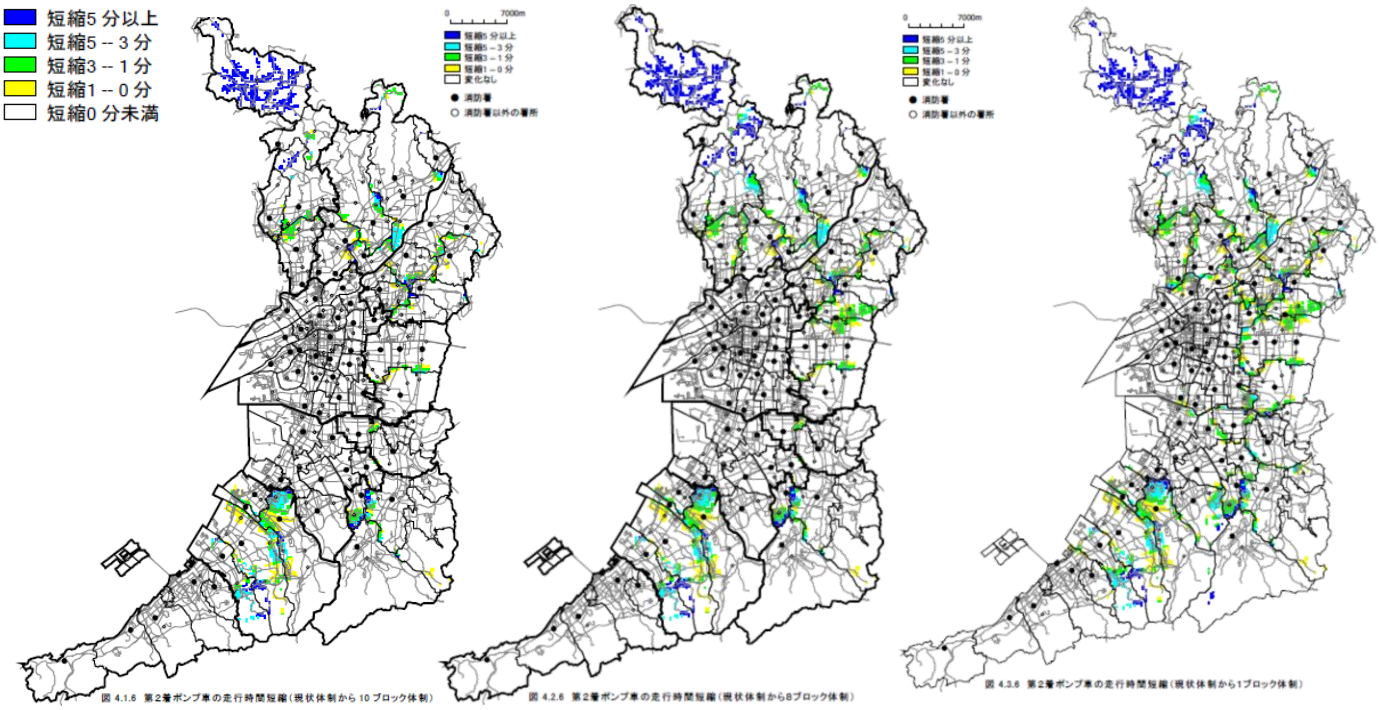

救急車の運用効果（走行時間短縮効果）

【１０ブロック】　　【８ブロック】　　【１ブロック】

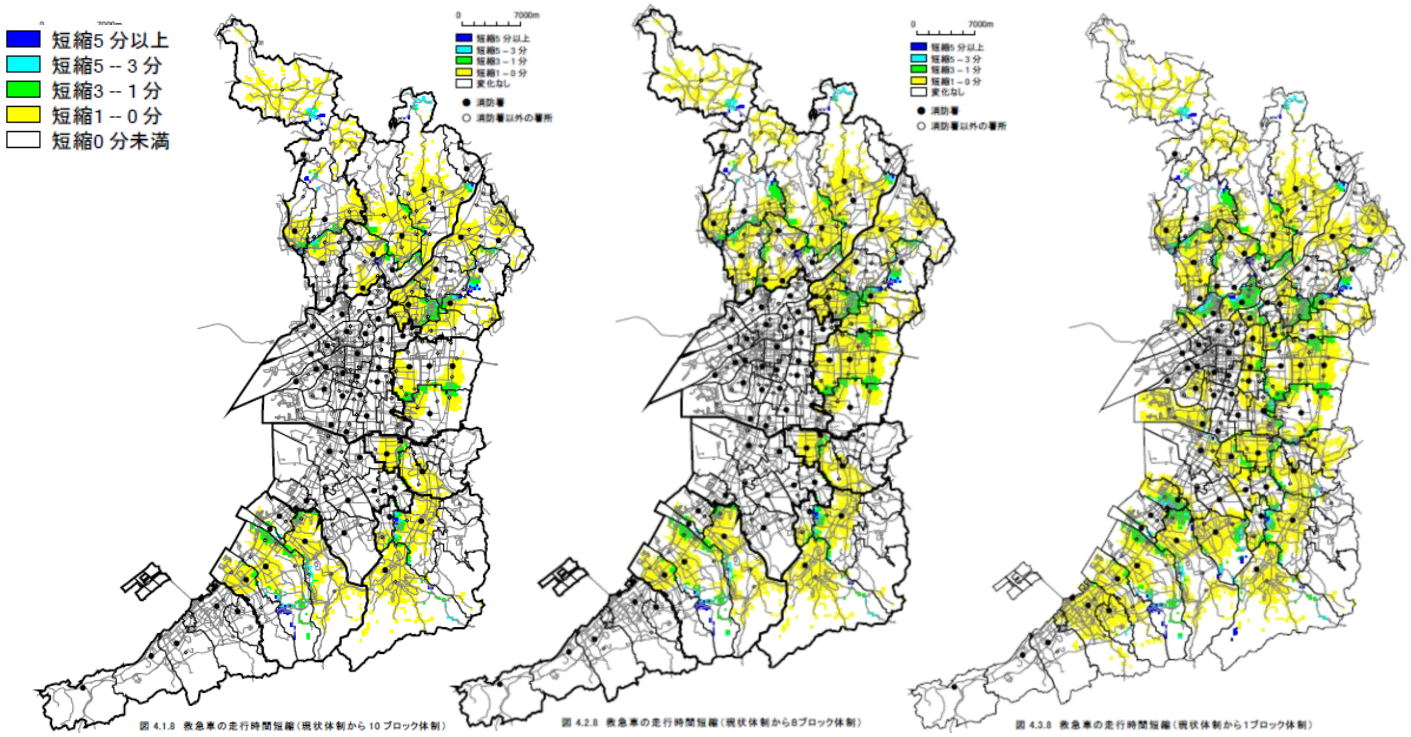

はしご車の運用効果（走行時間短縮効果）

【１０ブロック】　【８ブロック】　【１ブロック】

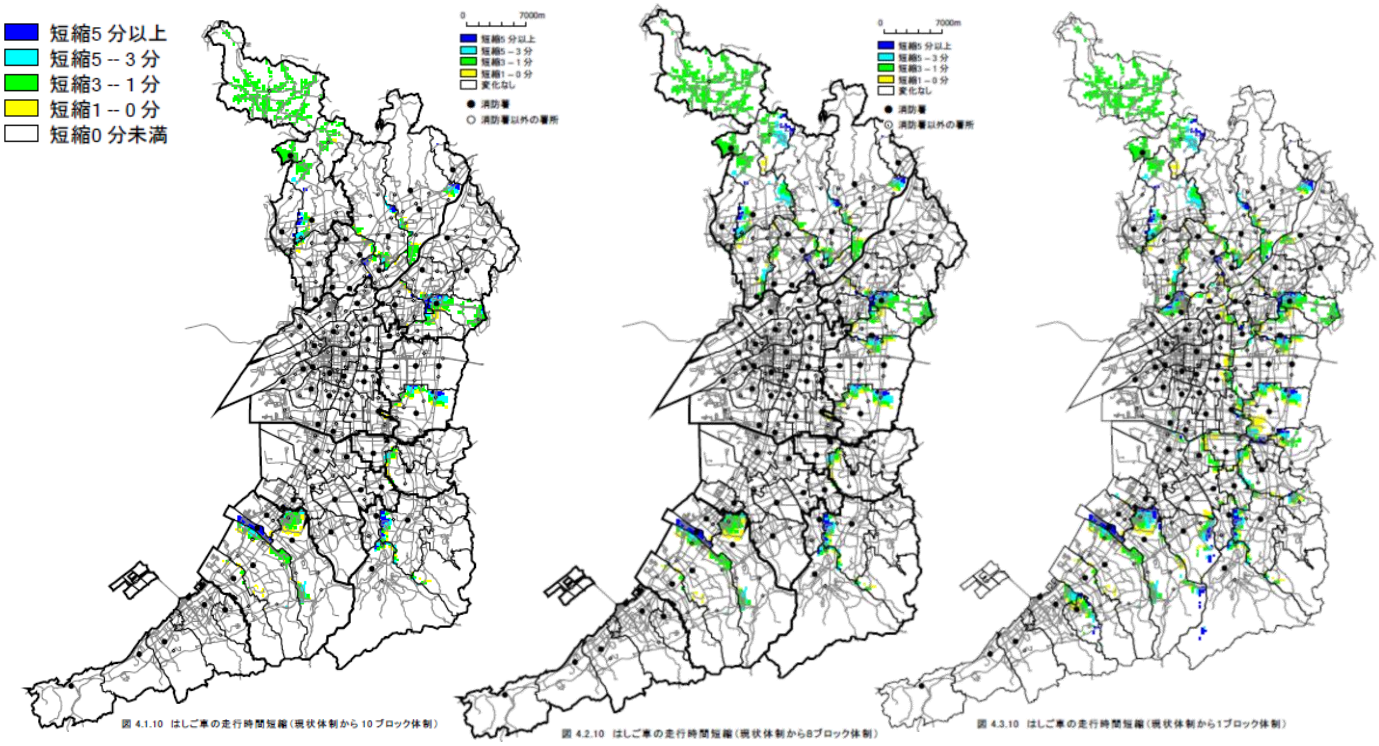

図 4.1.10　はしご車の走行時間短縮（現状体制から 10 ブロック体制）

図 4.2.10　はしご車の走行時間短縮（現状体制から8ブロック体制）

図 4.3.10　はしご車の走行時間短縮（現状体制から1ブロック体制）

救助工作車の運用効果（走行時間短縮効果）

【１０ブロック】　【８ブロック】　【１ブロック】

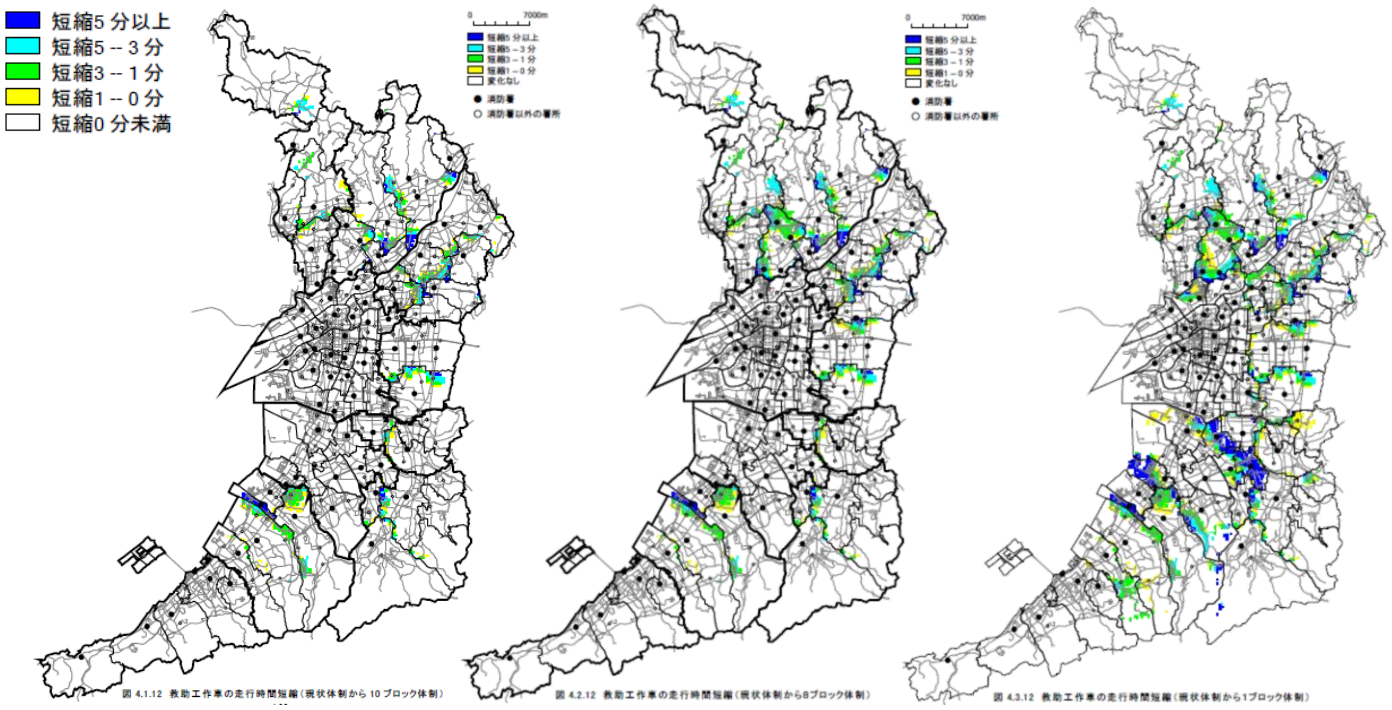

図 4.1.12　救助工作車の走行時間短縮（現状体制から 10 ブロック体制）

図 4.2.12　救助工作車の走行時間短縮（現状体制から8ブロック体制）

図 4.3.12　救助工作車の走行時間短縮（現状体制から1ブロック体制）

④現場増強可能人数の把握

広域化による人的効果については、消防本部の総務・警防・予防部門や通信指令部門の集約化による現場再配置可能人数として算定した。

算定にあたっては、広域化後の各ブロックの管轄人口に近似する全国の政令市消防本部等における本部各部門（消防長・次長／総務／警防／予防／指令／その他）及び署所の人員配置割合の平均値をもとに、広域化後の仮想消防本部の本部各部門の人員配置を想定し、広域化前後の差分を「現場増強可能人数」とした。

その結果、

- 10 ブロックの場合、本部機能の集約による現場人員増強効果は 14 人～71 人で、豊能ブロックや中河内ブロック、新南河内ブロックではその効果は限定的となる。府域全体での効果は、245 人。
- ８ブロックの場合、本部機能の集約による現場人員増強効果は、北部ブロックで 133 人、東部ブロックで 103 人となり、10 ブロック（豊能＋三島、北河内＋中河内）に比して、よりスケールメリットが働く。府域全体での効果は 344 人。
- １ブロックの場合、本部機能の集約による現場人員増強効果は府域全体で 558 人と、非常に大きな増強効果が生じる。部門別では、とりわけ総務部門と指令部門でスケールメリットが強く働く結果となった。

このことから、広域化の規模が大きければ大きいほど、本部機能の集約効果は高まり、現場増強可能人数が多くなることが明らかとなった。

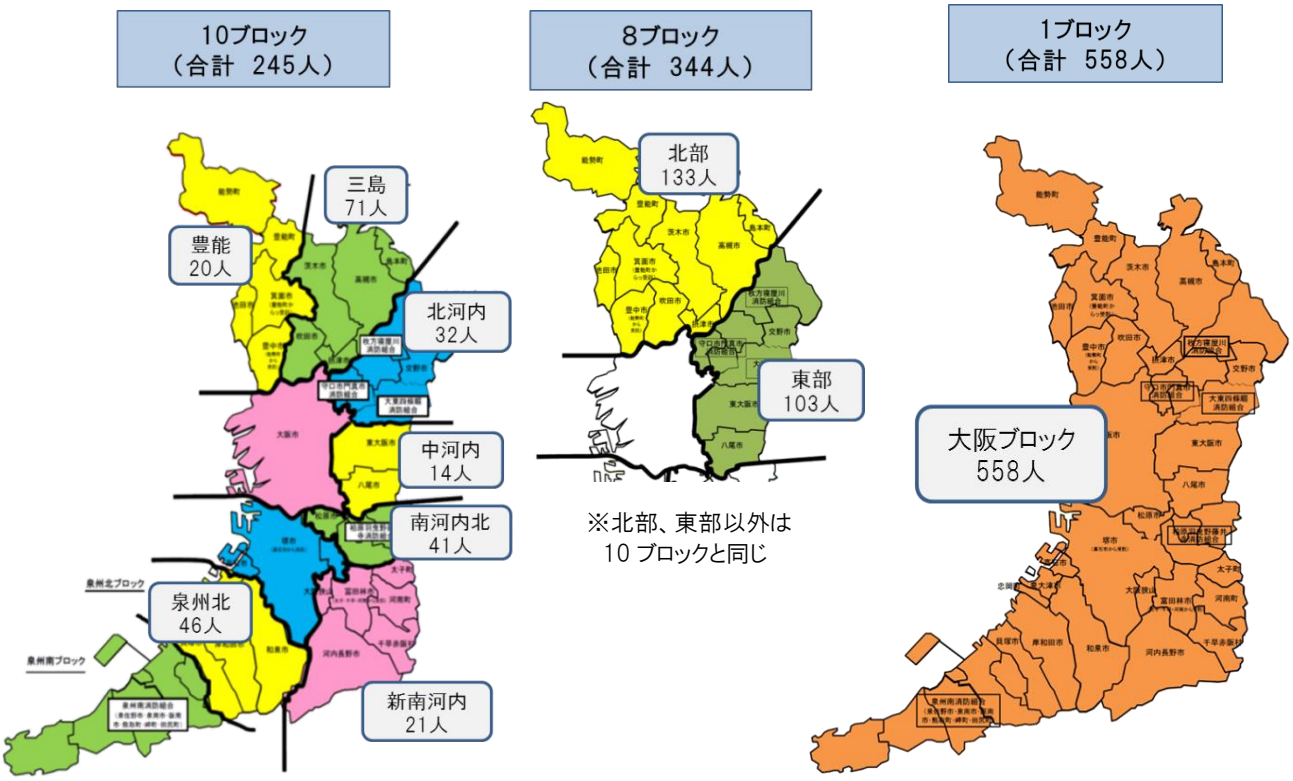

ブロック毎の仮想消防本部の人員配置

（単位：人）

	職員総数		本部配置							署所配置
			消防長次長等	総務	警防	予防	指令	その他	本部計	
北部ブロック	1,762	現在	25	113	63	76	120	0	397	1,365
		広域化	2 (▲23)	113 (+0)	56 (▲7)	48 (▲28)	45 (▲75)	0 0	264 (▲133)	1,498 (+133)
豊能ブロック（10ブロック）	670	現在	8	38	28	25	44	0	143	527
		広域化	2 (▲6)	41 (+3)	24 (▲4)	20 (▲5)	35 (▲9)	0 0	123 (▲20)	547 (+20)
三島ブロック（10ブロック）	1,092	現在	17	75	35	51	76	0	254	838
		広域化	2 (▲15)	82 (+7)	32 (▲3)	33 (▲18)	34 (▲42)	0 0	183 (▲71)	909 (+71)
東部ブロック	2,087	現在	21	145	52	72	114	0	403	1,684
		広域化	2 (▲19)	131 (▲14)	66 (+14)	55 (▲17)	46 (▲68)	0 0	300 (▲103)	1,787 (+103)
北河内ブロック（10ブロック）	1,327	現在	12	108	34	31	70	0	254	1,073
		広域化	2 (▲10)	100 (▲8)	39 (+5)	40 (+9)	41 (▲29)	0 0	222 (▲32)	1,105 (+32)
中河内ブロック（10ブロック）	760	現在	9	37	18	41	44	0	149	611
		広域化	2 (▲7)	46 (+9)	26 (+8)	33 (▲8)	28 (▲16)	0 0	135 (▲14)	625 (+14)
南河内北ブロック	374	現在	4	31	30	20	26	0	111	263
		広域化	2 (▲2)	18 (▲13)	13 (▲17)	13 (▲7)	24 (▲2)	0 0	70 (▲41)	304 (+41)
新南河内ブロック	369	現在	7	35	17	20	16	0	95	274
		広域化	2 (▲5)	22 (▲13)	12 (▲5)	12 (▲8)	26 (+10)	0 0	74 (▲21)	295 (+21)
泉州北ブロック	605	現在	12	50	41	37	15	0	155	450
		広域化	2 (▲10)	38 (▲12)	17 (▲24)	20 (▲17)	32 (+17)	0 0	109 (▲46)	496 (+46)
10ブロック計	5,197	現在	69	374	203	225	291	0	1,161	4,036
		広域化	14 (▲55)	347 (▲27)	163 (▲40)	171 (▲54)	220 (▲71)	0 0	916 (▲245)	4,281 (+245)
8ブロック計	5,197	現在	69	374	203	225	291	0	1,161	4,036
		広域化	10 (▲59)	322 (▲52)	164 (▲38)	148 (▲76)	173 (▲119)	0 0	817 (▲344)	4,380 (+344)
1ブロック計	9,919	現在	75	621	334	367	417	0	1,813	8,106
		広域化	2 (▲73)	474 (▲148)	277 (▲57)	260 (▲107)	119 (▲298)	126 (+126)	1,257 (▲558)	8,664 (+558)

※消防本部と署所の兼任(ﾀﾞﾌﾞﾙｶｳﾝﾄ)77名：島本町12、大阪狭山市10、泉大津市25、忠岡町11、貝塚市19を含む。

※算定にあたっては、全国の政令市消防本部等における本部各部門（消防長・次長／総務／警防／予防／指令／その他）及び署所の人員配置割合の平均値を基本にしたが、大阪が当該平均値よりも充実した配置となっている場合は、その割合を尊重した。

⑤現場増強可能人員の利活用方策の検討

今回の調査では、各パターンの広域化を実施することにより、人員面でどの程度の消防力強化に繋がるのかをイメージするため、上記④で算定した現場増強可能人数の再配置イメージを「仮想消防本部」として想定した。

その想定にあたっては、各地域の特性（消防需要や大規模災害の被害想定）や、消防体制の現状（本部運用の状況や消防車両の専任・兼任の状況、予防査察の実施状況など）を踏まえ、各パターン下のブロック毎に作成した。

その結果、各地域の課題に応じて、①部隊の専任化、②ポンプ車１台あたりの乗車人員の増強（3 人→4 人乗車）、③救急隊等の部隊増隊、④予防要員の増強、⑤大規模災害対応部隊（特別高度救助隊）の設置などが可能となることが分かった。

仮想消防本部毎の詳細は、巻末参考資料 82 頁～91 頁に示すが、ここでは各パターンの仮想消防本部の合計値を記す。なお、１ブロックの仮想消防本部については、現場増強可能人員 558 人のほかに、各地域の出先本部機能としての「方面本部」を設置するための人員 122 人を別途確保できる想定となっている。

	10ブロック	8 ブロック	1ブロック
現場増強可能人数	＋245 人	＋344 人	＋558 人
	強化策（例）		
①部隊の専任化 （現状：専任 540 隊、兼任 280 隊）	＋22 隊	＋38 隊	＋42 隊
②ポンプ車乗車人員増 （現状：ポンプ車 337 隊）	＋15 隊	＋10 隊	＋16 隊
③部隊増強 （現状：820 隊）	―	＋2 隊	＋3 隊
④予防要員増強	＋21 名	＋18 名	＋66 名
⑤大規模災害対応部隊の創設 （特別高度救助隊　現状：2 隊）	―	―	＋1 隊
⑥消防技術力 UP	―	―	計画的研修の実施 （研究所の設置） ＋43 人

※上記は、あくまで消防力強化策の一例を示したものであり、実際には広域化後のエリアを管轄する管理者が地域の実情を踏まえ、改めて検討する必要がある。

⑥指令システムの広域化による経費節減効果

消防広域化を検討するにあたって、指令システムの統合による経費節減効果は、効率的な部隊運用の実現や通信指令員の集約効果と並び重要な検討指標となる。

そこで、今回の調査では、広域化の３パターンの仮想消防本部として指令システムを整備した場合と、現状の本部体制で各本部がシステムを個別更新した場合との整備費と年間保守費について比較を行った。なお、整備費については、全国の大規模消防本部や広域化消防本部の事例のほか、指令システムの開発事業者の協力も得ながら概算額を算定し、年間保守費については、整備費の 5%と仮定した。

その結果、広域化の規模の小さい南河内北ブロック（現状 2 本部の統合）では経費節減効果が見られなかったが、それ以外の広域化ブロックでは経費節減効果が生じることとなった。また、広域化の規模が大きくなればなるほど、経費節減効果も大きくなり、１ブロック化の場合、整備費で－96.9 億円、年間維持費で－4.9 億円と極めて大きな効果が生じる結果となった。

経費節減効果（上段：整備費、下段：年間保守費）

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>10ブロック</th><th>8 ブロック</th><th>1ブロック</th></tr>
<tr><td colspan="2">大阪市</td><td>（対象外）</td><td>（対象外）</td><td rowspan="13"></td></tr>
<tr><td colspan="2">堺　市</td><td>（対象外）</td><td>（対象外）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">北　部
ブロック</td><td rowspan="2">豊能ブロック</td><td>▲1.2　億円</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>▲0.1 億円／年</td><td>▲17.7 億円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">三島ブロック</td><td>▲7.8　億円</td><td rowspan="2">▲0.9 億円／年</td><td rowspan="2">▲96.9 億円</td></tr>
<tr><td>▲0.4 億円／年</td><td rowspan="2">▲　4.9 億円／年</td></tr>
<tr><td rowspan="4">東　部
ブロック</td><td rowspan="2">北河内ブロック</td><td>▲6.7 億円</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>▲0.3 億円／年</td><td>▲17.6 億円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中河内ブロック</td><td>▲2.5 億円</td><td rowspan="2">▲0.9 億円／年</td></tr>
<tr><td>▲0.1 億円／年</td></tr>
<tr><td colspan="2">南河内北ブロック</td><td>効果なし</td><td>効果なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">新南河内ブロック</td><td>▲0.5 億円</td><td>▲0.5 億円</td></tr>
<tr><td>±0.0 億円／年</td><td>±0.0 億円／年</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">泉州北ブロック</td><td>▲4.0 億円</td><td>▲　4.0　億円</td></tr>
<tr><td>▲0.2 億円／年</td><td>▲0.2 億円／年</td></tr>
<tr><td colspan="2">泉州南ブロック</td><td>（対象外）</td><td>（対象外）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">合　計</td><td>▲19.9 億円</td><td>▲36.9 億円</td><td>▲96.9 億円</td></tr>
<tr><td>▲1.0 億円／年</td><td>▲1.9 億円／年</td><td>▲　4.9 億円／年</td></tr>
</table>

※百万円以下（少数第二位）を四捨五入

※実際の広域化の際には、各本部のシステム更新時期やシステム内容等を十分考慮する必要がある。

⑦その他

今回の調査は広域化による消防力の強化を主眼としており、現有する人員及び車両を減ずることなく、消防力強化に向けた再配置等を検討するものであるが、とりわけ、はしご車等の高額かつ出動頻度の低い車両については、更新時に署所間で共有化した上で、その財源で救急車など不足する車両や大規模・特殊災害用の高度車両の増強を図ることも選択肢の一つとして考えられる。

そこで、今回、はしご車について、現状の配置状況から、署所間で比較的近接して配置されているものについて、共有化の可能性の有無について調査した。

その結果、８ブロックの北部ブロック内で１台、１ブロックの場合は府域全体で４台について、隣接署所間での共有化が可能であるとの結果が得られた。

⑧広域化の効果（まとめ）

	10ブロック	8 ブロック	1ブロック
集約効果			
本部機能集約効果 （現場増強可能人数）	▲245 人	▲344 人	▲558 人
現場到着時間短縮効果 （署所の運用効果の場合）	429 地区 最大-17.6 分 （28 市町村）	522 地区 最大-17.6 分 （28 市町村）	803 地区 最大-17.6 分 （34 市町村）
指令台整備費節減	整備費▲19.9 億円 保守費▲1.0 億円/年	整備費▲36.9 億円 保守費▲1.9 億円/年	整備費▲96.9 億円 保守費▲4.9 億円/年
はしご車の重複投資回避	―	▲1 台	▲4 台
現場対応力の強化策の例			
現場増強可能人数	＋245 人	＋344 人	＋558 人
① 部隊の専任化 （現状：専任 540 隊、兼任 280 隊）	＋22 隊	＋38 隊	＋42 隊
② ポンプ車乗車人員増 （現状：ポンプ車 337 隊）	＋15 隊	＋10 隊	＋16 隊
③ 部隊増強 （現状：820 隊）	―	＋2 隊	＋3 隊
④ 予防要員増強	＋21 名	＋18 名	＋66 名
⑤ 大規模災害対応部隊の創設 （特別高度救助隊 現状：2 隊）	―	―	＋1 隊
⑥ 消防技術力 UP	―	―	計画的研修の実施 （研究所の設置） ＋43 人

（３）広域化事例の整理

今年度の勉強会では、広域化の実現手法について比較分析を行うとともに、実施事例における効果の例や、費用負担方法の例についても収集、整理した。

①消防広域化の形態比較

区　分	事務委託	一部事務組合	広域連合
根拠法令	地方自治法第252条の14～252条の16	地方自治法第284条～第291条	地方自治法第284条、第285条の2、第291条の2～第291の13
制度の概要	普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度。普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。 事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。 	地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 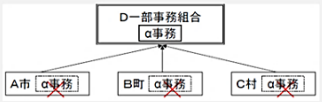	地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。 **（注）広域連合は、複数の業務を共同で処理するケースで活用されている。（介護保険、後期高齢者医療、障がい福祉、ゴミ処理、消防など）** 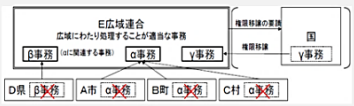
設置の手続	・関係地方公共団体が、協議により規約を定め、議会の議決を経た上で、事務を委託する。	・関係地方公共団体が、議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同左（ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議）
財　源	委託をした団体は委託費を予算計上。 受託した団体は委託事務に要する経費を予算に計上して執行	①負担金 ②手数料 ③その他（地方債など） ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。	①負担金 ②手数料 ③その他（地方債など） ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。
実施状況（消防事務） H28.7.1現在	全国　159団体 大阪　10団体	全国　270組合（構成1,008団体） 大阪　5組合（構成15団体）	全国　22広域連合（構成114団体） 大阪　なし

区　分	事務委託	一部事務組合	広域連合
メリット	・法人の設立を要せず仕組みが簡単 ・執行が受託団体に一元化され、責任の所在が明確	・法人格を有し、財産の保有が可能 ・議会や管理者、監査委員等の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確 ・構成団体が同じ立場で運営に参画できる	・法人格を有し、財産の保有が可能 ・国からの権限委譲の受け皿となりうる ・広域計画の策定を通じ、多くの行政事務の受け皿となりうる ・広域連合への直接請求が可能
課　題	・委託した地方公共団体の意見が委託事務の処理に反映されにくくなるおそれ ・委託側と受託側で消防力の水準が異なる場合に消防力水準をどうするか課題	・構成団体が同じ立場で参画するため、意見調整に時間を要し、迅速な意思決定が難しくなるおそれ ・組合議会等、独自の組織運営事務が新たに生じる ・運営や存在が住民から見えにくい	・合意の形成に時間を要する ・連合議会等、独自の組織運営事務が新たに生じる ・運営や存在が住民から見えにくい

②広域化の実施手順

出典：総務省消防庁「消防広域化関係資料」

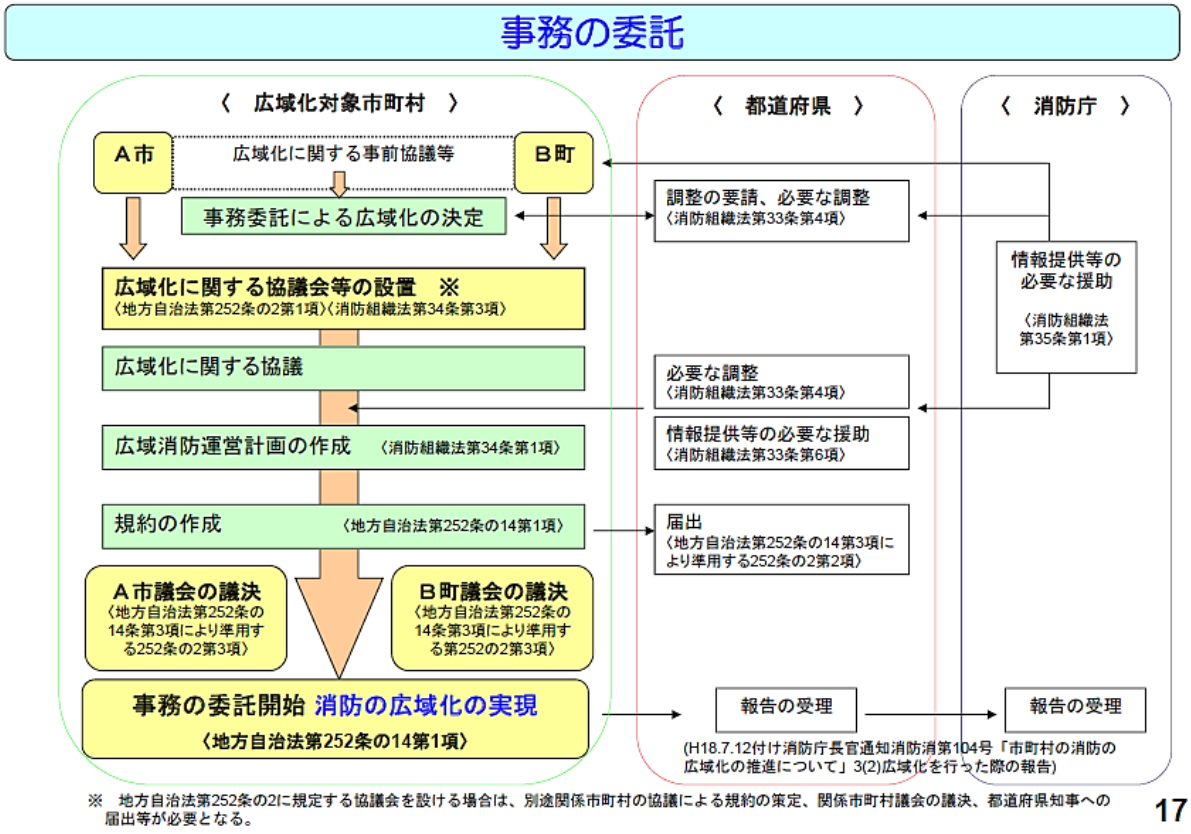

※ 地方自治法第252条の2に規定する協議会を設ける場合は、別途関係市町村の協議による規約の策定、関係市町村議会の議決、都道府県知事への届出等が必要となる。

17

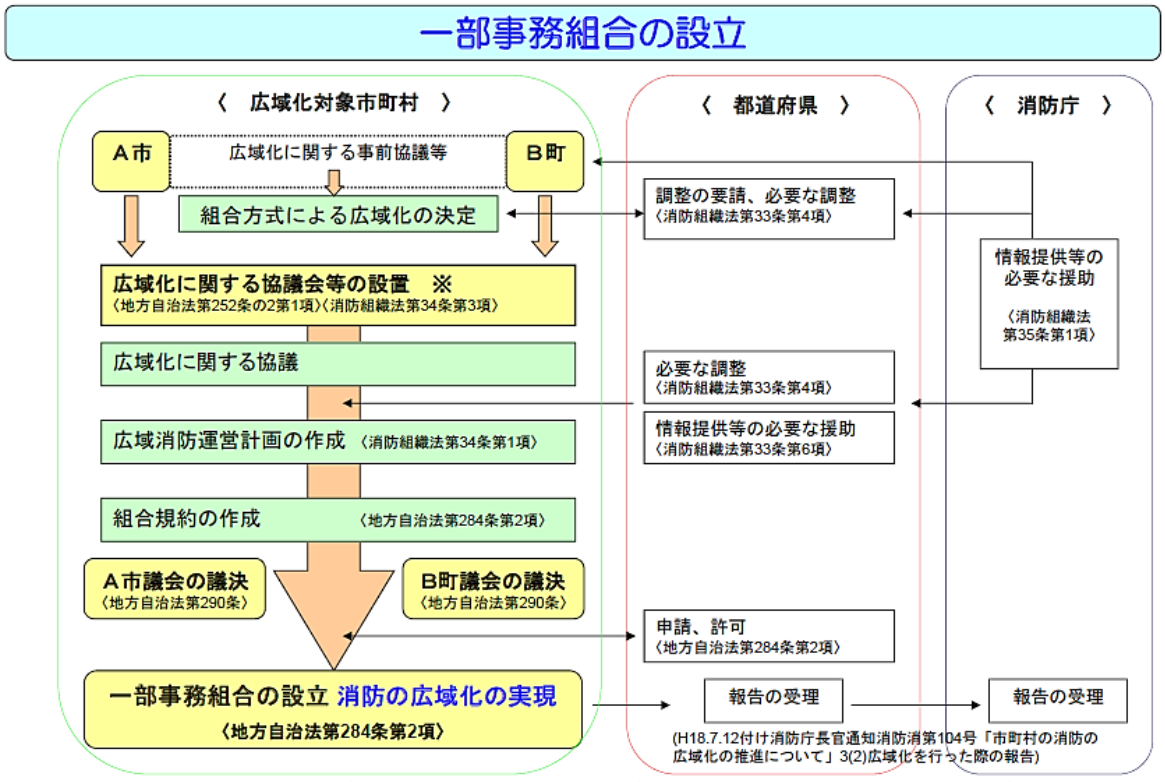

※ 地方自治法第252条の2に規定する協議会を設ける場合は、別途関係市町村の協議による規約の策定、関係市町村議会の議決、都道府県知事への届出等が必要となる。

16

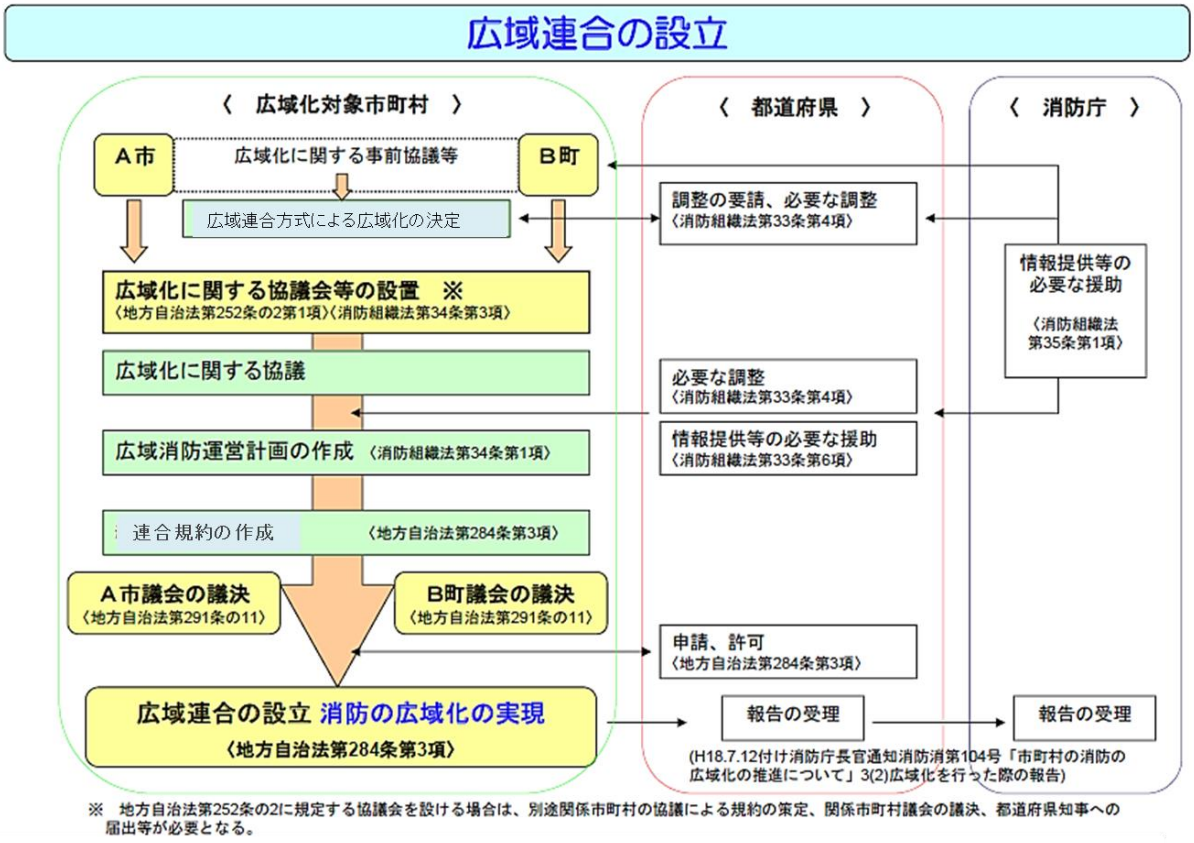

③広域化の実施例における検討経過

出典:総務省消防庁「平成 28 年度第 2 回消防審議会資料」

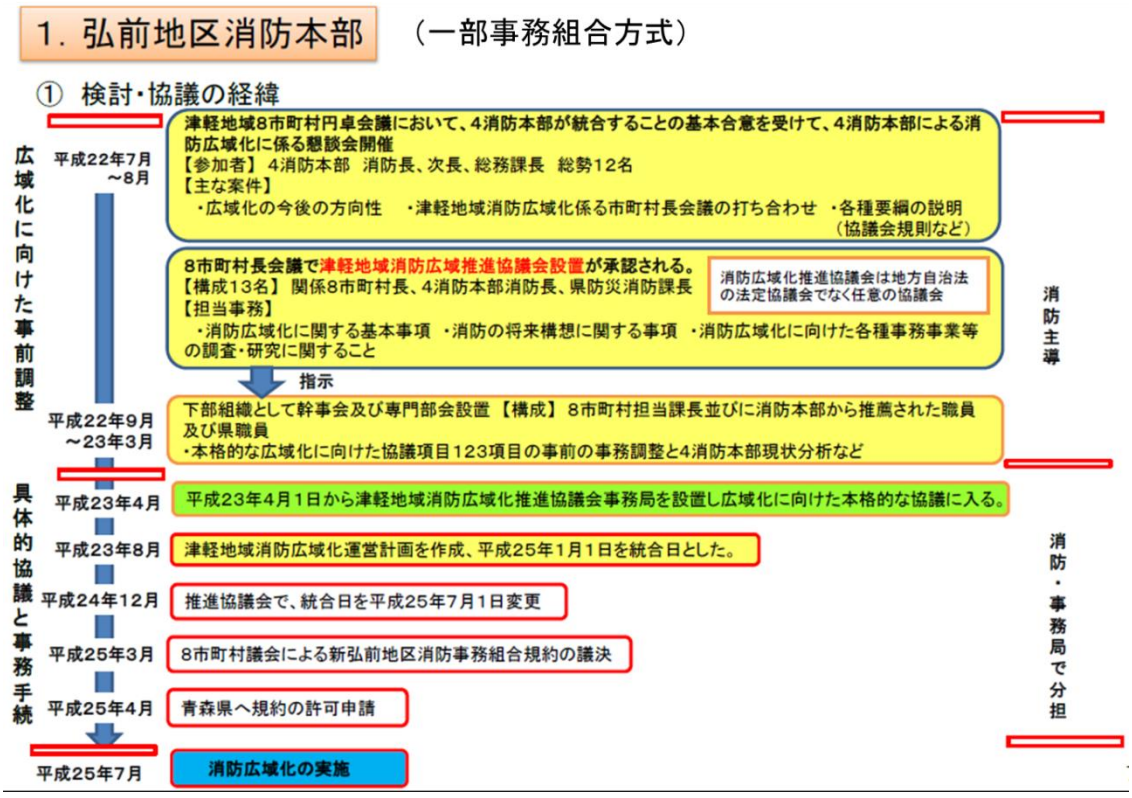

2. 埼玉東部消防組合　（一部事務組合方式）

① 検討・協議の経緯

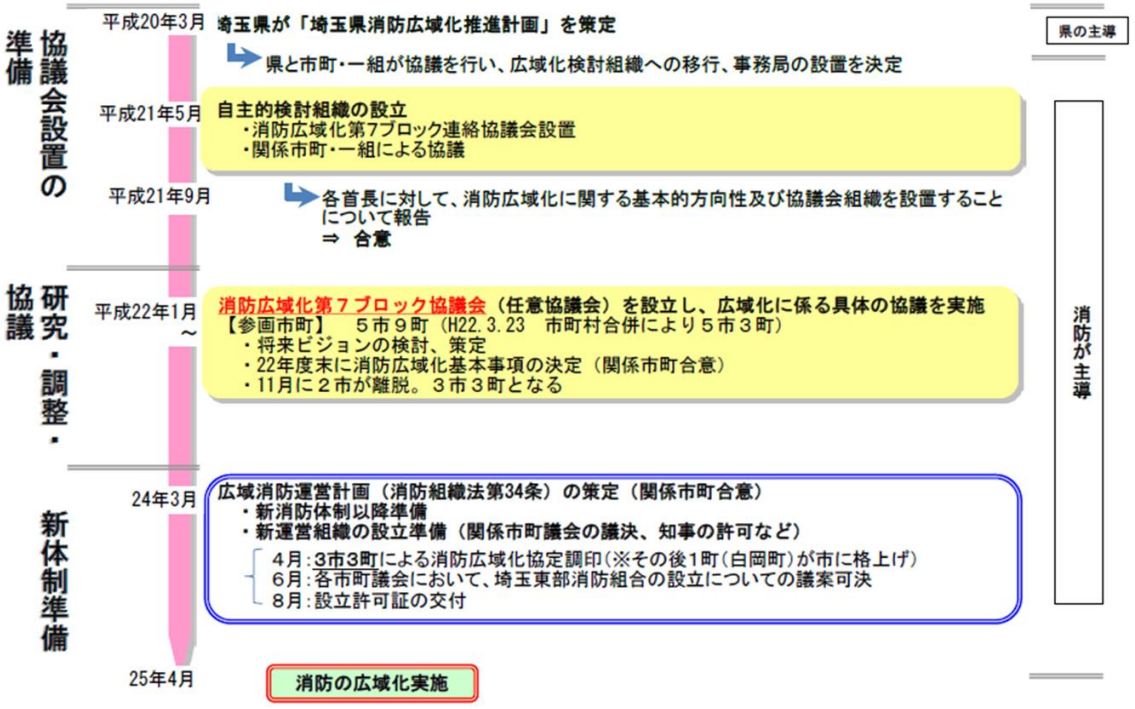

3. 静岡市消防局　（事務委託方式）

① 検討・協議の経緯

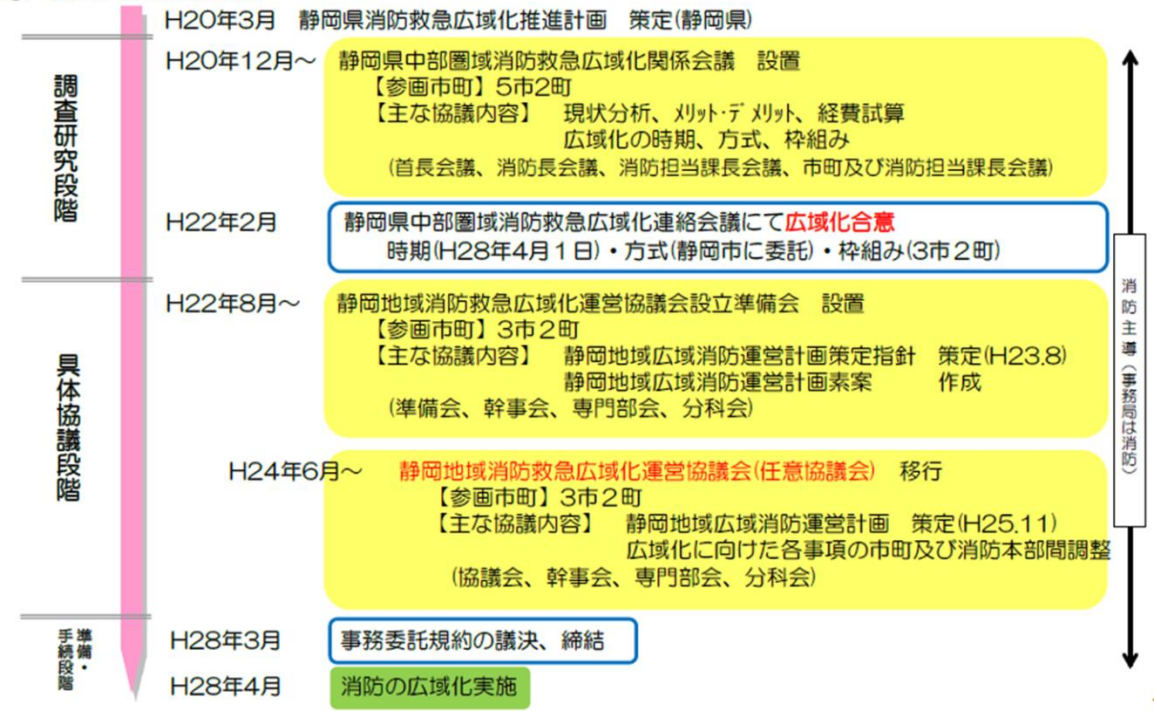

4. 小田原市消防局 （事務委託方式）

① 検討・協議の経緯

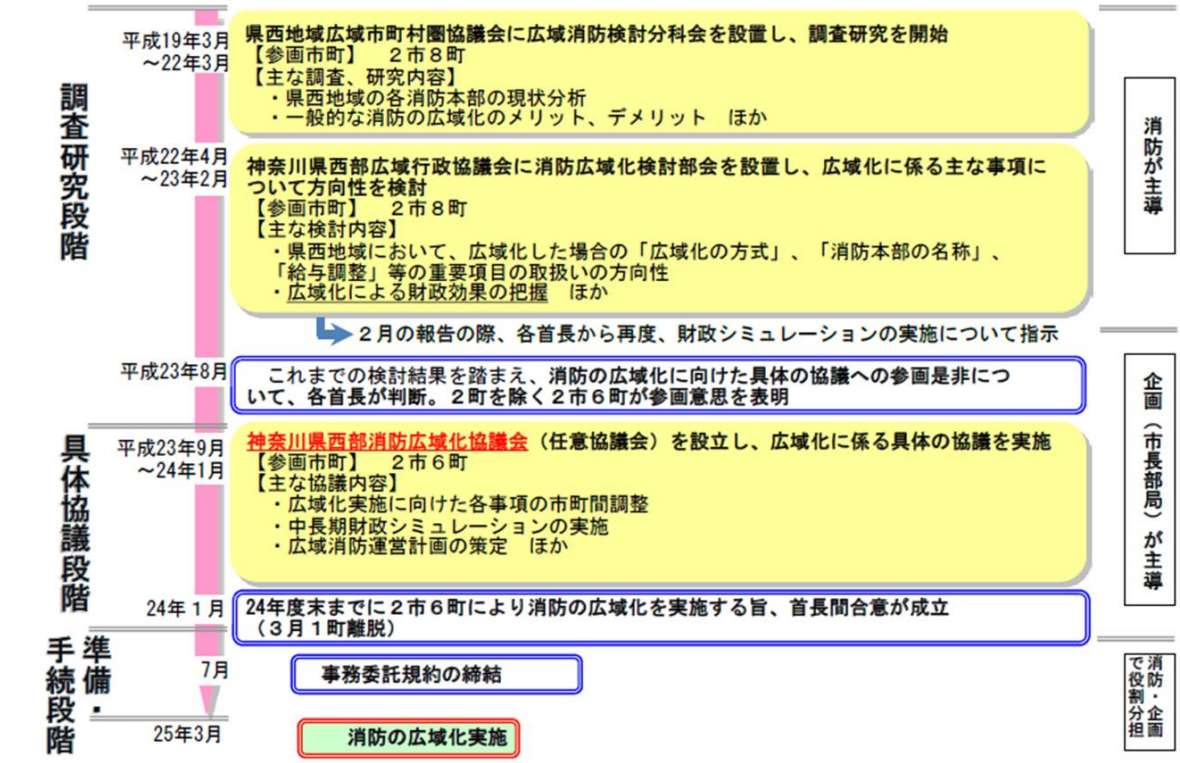

5. 佐賀広域消防局 （広域連合方式）

① 検討・協議の経緯

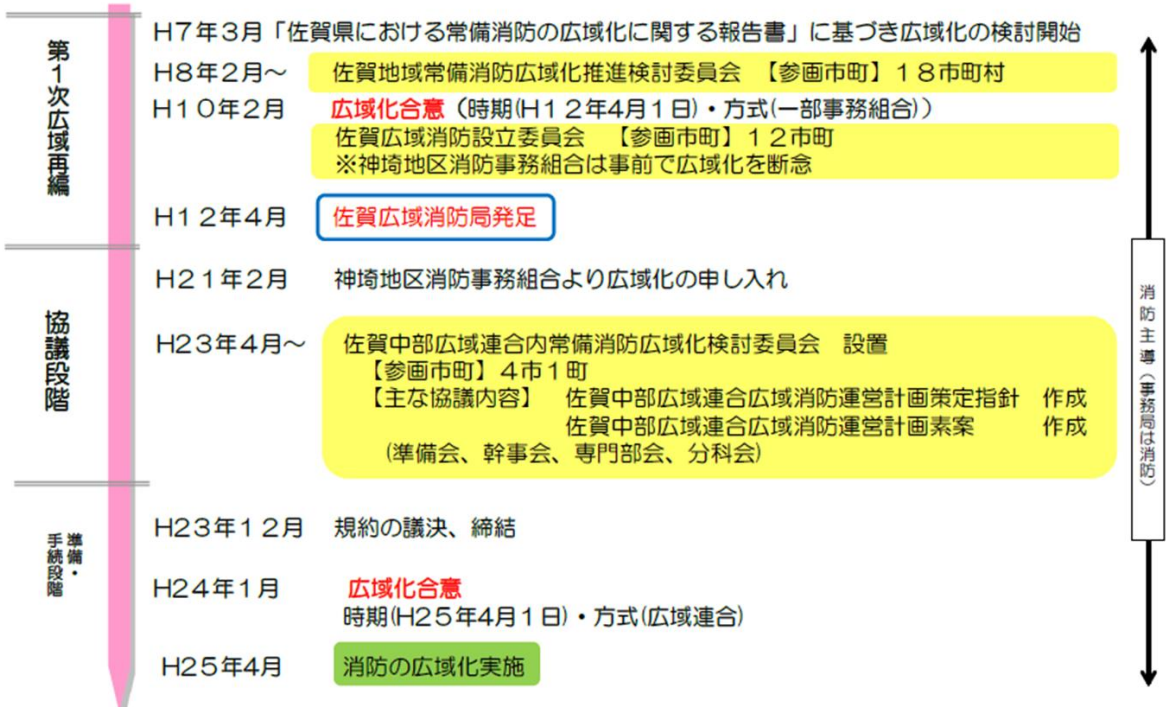

④広域化事例における効果事例

◆奈良県広域消防組合の場合　（出典：H29.3「奈良モデル」のあり方検討委員会報告書）
（構成：37 市町村／管轄面積：3,361 ㎢／管轄人口：90 万人）
（広域化の効果）
ア 消防力の強化
・通信統合(H28.4)により、現場要員を 55 名増強（94→39 名）
・通信統合により、消防車等の初動出動隊数を増強
（例）葛城署 ２隊＋応援要請 → ７隊確保
・非常備村であった野迫川村に分署を開設
・山間地域における非常通信体制を確立
・医大病院と連携した救急ワークステーション（救急救命士の研修の場）を設置
・高度救助隊（橿原署）、特別救助隊（天理署、五條署、西和署）を発足
・高度な資機材を整備
（例）天理署に拠点機能形成車両を配備
・消防救急活動において、旧管轄区域を超え、直近消防署から出動する体制を導入
現場到着時間の短縮が見込まれる
イ 財政面での効果
・デジタル無線整備、通信指令センター整備費用：45 億円削減（88 億→43 億円）
・平成 27 年度 高規格救急車５台一括購入：計 850 万円削減（１台あたり 170 万円削減。前年度比）

◆埼玉西部消防組合の場合（出典：消防庁「消防広域化事例集」）
（構成：5 市／管轄面積：406 ㎢／管轄人口：78 万人）
（広域化の効果）
ア 消防力の強化
・第一出動隊数を統一、初動体制を強化

普通建物火災出場体制　　各消防本部は平成２４年４月１日現在

	所沢市	狭山市	入間市	埼西広域	広域後
第１出場隊数	５台	４台	４台	３台	９台
第２出場隊数	４台	３台	２台	２台	６台
第３出場隊数	３台			２台	４台
合　計 （保有台数）	１２台 （１２台）	７台 （９台）	６台 （６台）	７台 （１０台）	１９台 （３６台）

※放水可能車両の出場体制

・現場到着時間の短縮
・通信指令部門の統一により、現場要員を 58 名増強
・高度救助隊の発足
・車両重複投資の回避
➢各本部で配備していた水槽車、電源・照明車、支援車、起震車等が 1 消防本部の保有となり活用可能
➢整備指針より強化配備されている特殊車両（はしご車、化学車等）の適正配置による削減
イ 財政面での効果
・特種車両の配置台数や消防車両の更新機関の見直しにより、10 年間で約 3 億 5,600 万円の削減が可能
・消防救急デジタル無線の広域整備により、約 4 億 4 千万円削減
（単独 約 17 億 4 千万円→広域化 約 13 億円）

◆**小田原市消防本部の場合**（出典：小田原市消防本部ＨＰ　「消防広域化の効果」）

（構成：7 市町／管轄面積：494 ㎢／管轄人口：31 万人）

（広域化の効果）

ア　消防力の強化

・小田原市小竹で平均 4 分 25 秒短縮するなど、旧管轄境付近を中心に現場到着時間が短縮

・委託６市町では、第一出動の部隊数が 6 隊から 10 隊に増加

・消防隊、救急隊の兼務体制を廃止し、それぞれ単独運用できるようになり、部隊の充実が図られ、第２出動、特命出動における総出動部隊数が増加することで、消防対応力が強化

・広域化前に発生していた救急隊全隊出動の問題が解消

・現場運用救命士が増員されたことから、薬剤投与追加講習への派遣人数の増が可能となり、全体の 9 割程度が薬剤認定救命士となったほか、ＭＣで定められている再教育も計画的に行えるようになった

・広域化を機に新設した各署の消防課に予防事務を移管したことにより、予防業務面における防火管理、消防設備の一貫した指導が可能になった

・ベテラン職員の大量定年退職期を迎える中、旧足柄消防では、5 年間で約 24％の退職を迎え、消火活動力の一時的な低下が懸念されたが、広域化で職員総数が増加したことで、消防力の低下を防ぐことが可能となった

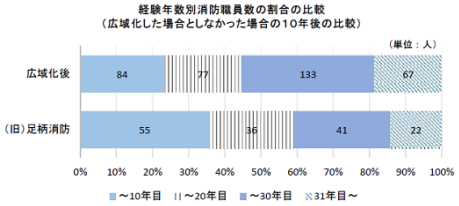

イ　財政面での効果

・消防救急無線のデジタル化の整備費用を、単独整備に比して約 3 億円削減。
今後の維持管理費も、平成 34 年までの 8 年間で約 1.2 億円削減できる見通し

◆**大東四條畷消防組合の場合**　（出典：大東四條畷消防組合ＨＰ　）

（構成：2 市／管轄面積：37 ㎢／管轄人口：18 万人）

（広域化の効果）

ア　消防力の強化

・現場到着時間の短縮（最大で４分短縮）

・火災等発生時の第一出場車両数が増加（例：消防ポンプ自動車３台→５台）

・同時に火災が発生した場合の対応力がアップ（第２出場が可能となりました。）

・中高層建築物での火災対応が充実（四條畷市内へはしご車出場）

・救急隊の効率的・効果的な運用が可能に（予備救急車での出場　年間 127 件から６件に減少）

・指揮隊の配置により、効率的・効果的な部隊運用が可能になった

・救急や予防業務等、専門化による高度化が図られた

・本部部門（指令室含む）の一元化により、現場活動要員を 12 名増強

・特殊資器材や高度な設備の重複投資が避けられ、効率的な整備が可能となった

・職員研修の計画的実施及び充実が可能となった

イ　財政面での効果

・高機能指令施設及び消防救急デジタル無線の整備において、4 億円以上歳出削減

・広域化前後で経常的な経費の決算額を比べると、マイナス１．３％の財政効果が現れた

⑤広域化事例における費用負担方法の例

広域化に伴う経費負担については、地域の実情に応じて様々な方法が採られているが、ここでは主な事例を４つ記載した。

（出典：各団体の広域消防運営計画、組合規約等）

◆基準財政需要額をメルクマールとするケース

東京消防庁（東京 23 区＋29 市町村）

【運営委託費】 基準財政需要額のうち、常備消防費（水利を除く）に係る費用の 100％相当額

【初 期 経 費】 委託に際し、東京消防庁の仕様・水準にするために必要な経費は、委託市が負担（ex. 消防施設の改修、情報通信設備、車両資機材、被服等の整備、表示変更 等）

◆構成市町の人口をメルクマールとするケース

小田原市消防本部（小田原市など７市町）

【運営委託費】委託市町の「人口割」を適用（本部運営経費は、小田原市を含む人口割）

【初 期 経 費】投資の目的、消防力の受益者等を明確にした上で、経費項目ごとに、「人口割」、「出動区域人口割」、「各市町による実費負担」のいずれか又は組合せにより対応

◆旧消防本部単位での自賄い方式を基本とするケース

奈良県広域消防組合消防本部（大和高田市など 37 市町村）

【組合運営費】

経費種類		負担方法
1 消防本部の経費	(1) 消防本部の人件費	消防署所属負担
	(2) 消防本部の職員に係る被服費	
	(3) 普通建設事業費のうち、庁舎建設、大規模改修及び車両購入に関するもの	組合市町村の協議による負担
	(4) (1)から(3)までに掲げるもの以外の経費	基準財政需要額割負担
2 消防署等の経費		消防署所属負担
3 公債費（組合設立前に借り入れたものに限る。）		
4 1から3までに掲げるもの以外の経費		基準財政需要額割負担

※上記は、全体統合（平成 33 年、現場部門統合）までの経過措置。
全体統合後は、旧消防本部単位での自賄いを主とする方式を踏襲し、職員数割を基本に按分する。
（奈良県広域消防運営計画）

【初 期 経 費】組合設立時の本部庁舎の改修経費及び財務・人事システム等構築経費、高機能消防指令センター整備に係る経費は、基準財政需要額割とする

◆広域化前の消防費に応じて負担割合を設定するケース

泉州南消防組合消防本部（泉佐野市など６市町）

【組合運営費】広域化前の３か年（H21～H23 年度）における投資的経費を除いた決算の平均負担額（償還金を除く）をベースとした負担割合を採用

【初 期 経 費】 庁舎、被服等の表示変更に係る経費は、統合前年に旧本部がそれぞれ負担。 通信指令装置整備及び人事給与等の情報システム関係の整備経費は、広域化に係る負担割合と同一の考え方で負担

⑥広域化が進まない理由・広域化後の課題と対応

ここでは、これまでの府内における広域化議論や昨年度に勉強会で実施した消防本部アンケートをもとに、広域化が進まない理由や広域化後の課題として挙げられた事項について、解決に向けた考え方、方向性を示す。

項　　目	解決に向けた考え方、方向性
広域化の初期投資が嵩む	○通信指令台や被服など、広域化の初期投資と言われるものは、単独消防本部のままでも更新が必要となる経費であり、かつ、広域化で一括整備・購入をすれば、大きなスケールメリットが働くものである。 ○また、広域化による指令センターの整備などにより、スケールメリットが働くことで、十分に対応が可能。 ○広域化の初期投資に関しては、国が以下の財政措置を講じている。（平成 29 年度） 1　消防広域化準備経費[特別交付税] 消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。 2　消防広域化臨時経費[特別交付税] 消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。 ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費 ③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④その他広域化整備に要する経費 3　消防署所等の整備[緊急防災・減災事業債] (1)広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築 （再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。） (2)統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 (3)(1)、(2)以外の整備[一般単独事業債]充当率90%[通常充当率:75%] 4　消防指令センター(指令装置等)の整備[緊急防災・減災事業債] 広域消防運営計画等に基づき実施するもの。 5　消防用車両等の整備[緊急防災・減災事業債] 広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。 6　その他 国庫補助金の配分について 消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。
消防力の整備目標をどう設定すべきか。 大規模本部にとっては消防力流出の懸念がある。	○消防力の整備・配置は、地域の状況や個別の災害の発生リスク等に応じて適切に配置すべきものであり、管内全ての消防力を均一にしなければならないわけではない。よって、広域化が消防力の流出に直結することは想定されない。
通信員が地域の地理や水利等に不案内で現場対応が遅れるおそれ	○研修等により対応可能。なお、大阪府が東京消防庁にヒアリングしたところ、同庁では 2 か所の指令センターで都内全域を管轄しているが、指令員各々が適切に対応することで、左記のような問題は生じていないとのこと。
地域の実情が反映されなくなるおそれ	○広域化に際して考慮すべき地域の実情は、広域化に係る協議会で検討の上、「広域消防運営計画」において、あらかじめ定めておくことが必要。 ○なお東京都では、広域化後も委託市町村の首長及び議会議長で構成する「三多摩地区消防運営協議会」を設置し、東京都との間で消防行政に係る意見交換等を定期的に行っており、こうした仕組みを取り入れることも一つの方法。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>解決に向けた考え方、方向性</th></tr>
<tr><td>職員の身分、給与、勤務体系の統一を如何に図るか</td><td>〇消防広域化に伴う職員の身分、給与、勤務体系の取扱いは、広域化後の組織形態等により異なるが、具体的な取扱いは、広域化に係る協議会で検討の上、「広域消防運営計画」に定めることとなる。一般的には下表のとおりであるが、統一化に向け、段階的な経過措置を設けるケースも多く、対応が可能。
<table>
<tr><th></th><th>委託の場合</th><th>一部事務組合の場合</th></tr>
<tr><td>身分、給与等</td><td>委託開始時に委託先の消防吏員として採用し直すこととなるが、採用時の階級、給与、手当等の詳細は、委託元と委託先があらかじめ協議</td><td>組合職員として採用され、身分、給与、手当等については、構成する自治体の協議により当該組合の条例により決定</td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>委託先の職員として採用される者の採用時の給料を基礎として計算した退職手当相当額を「退職手当準備金」として、委託先に納付</td><td>委託と同様</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>消防団との連携確保</td><td>〇消防団等の設置管理権限は市町村に残るが、実際の災害現場での活動では、消防長又は消防署長の所轄の下に行動することとなる。このため、広域化後も両者の合同訓練の実施など、連携強化に向けた取組は重要であり、現に広域化を行っている団体では、地元署所と連携･協力しながら訓練などを行っているケースが多く、連携を確保することが可能。

（参考）市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 18 年消防庁告示第 33 号）
■消防団との連携の確保
広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。そのために、次のような具体的方策が考えられる。
1. 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
2. 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
3. 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催
4. 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

（参考）東京都の状況（H29..2.20 東京消防庁ヒアリング）
･実際の消防活動等は、委託の多摩地区の消防団も東京消防庁の各署が対応し、署と連携して消防活動を行っている。日頃の訓練から実際の活動まで一体となっており、委託であろうとなかろうと、現場レベルでは違いはない。</td></tr>
<tr><td>市の危機管理部局との連携確保</td><td>〇広域化後にあっても市町村の危機管理部局との連携が可能となるよう、広域化に係る協議会で検討の上、「広域消防運営計画」において、具体的な連携方策を明記しておくことで対応が可能。

（参考1）市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 18 年消防庁告示第 33 号）
■防災･国民保護担当部局との連携の確保
消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災･国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。そのために、次のような具体的方策が考えられる。
1. 夜間･休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
2. 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
3. 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
4. 防災･国民保護担当部局と消防本部との人事交流</td></tr>
</table>

項　　目	解決に向けた考え方、方向性
	5. 総合的な合同防災訓練の実施 6. 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化 7. 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保 （参考2）東京都府中市の取組例（出典：府中市地域防災計画資料） ・東京消防庁府中消防署員が府中市防災会議委員として参画 ・府中市と府中消防署との間で、「災害情報の取扱いに関する協定書」を締結し、災害時に府中消防署から府中市中央防災センターに、ヘリテレ映像や府中消防署隊現況表示、消防団召集システム関係情報を提供 ・上記の運用が円滑に行われるよう、両者で連携訓練
将来の署所の配置	○署所の将来の再配置は、隣接市町の署所からの迅速な出動が可能となるなど、広域化によるスケールメリットを生かしつつ、地域の状況や個別の災害の発生リスク等に応じて、段階的に適正配置していくべきもの。

⑦消防広域化に関する国の動き（平成 30 年 1 月 30 日全国消防防災主管課長会議資料）

今後の消防広域化について

1　全体の方向性

【消防広域化の必要性】

○平成 18 年度の消防組織法改正以降、消防の広域化は一定程度進んだが、管轄人口 10 万未満の小規模な消防本部が全消防本部の 6 割を占めるなど、依然として広域化の進捗は十分とは言えない。

○人口減少が更に進行する状況下においても、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立するためには、**消防の広域化が最も有効な手段であって、引き続き積極的に推進していく必要**がある。

【広域化の推進期限について】

○消防組織法に基づく「市町村の消防の広域化に関する広域化に関する基本指針」（平成 18 年消防庁告示第 33 号）を改正し、**広域化の推進期限は延長**する。

○**延長後の期限は、平成 36 年 4 月 1 日**とする。

【推進方策】

◆**地域における検討**

○都道府県ごとに、**人口減少社会の進展を踏まえた姿**を展望し、

①平成 18 年以降の**約 10 年間の取組を振り返り**、おおむね 10 年程度先の**消防体制の姿**を見通した上で、

②それに向けた**現実的な消防の広域化の推進の方策**について**再度検討**していただく。

○その前段として、**消防本部単位で自らの消防力の分析**を推進。

◆**連携・協力の高度化**

○消防の**連携・協力**を引き続き進め、広域化の実現につなげる。

○とりわけ、**指令システムの共同化**については、広域化と**並行して推進**し、**各都道府県単位を目安として 1 指令体制**を目指す。

なお、既に共同化している地域においては、**更なる高度化**（「直近指令」、「ゼロ隊運用」の実現など）を推進。

◆**消防庁の支援策**

○**広域化に係る各種の地方財政措置は、現行の制度を維持**する。

○広域化アドバイザー制度を継続。

○先進事例や取組に当たってのポイント等、わかりやすい説明資料等を作成し、全国的に PR・情報提供を継続。

○モデル的な取組に対しては、**30 年度当初予算の「モデル事業」**で支援予定。（国費 100%）

以上の内容について、今後 4 月 1 日をめどに通知し、助言を予定。

前頁からの続き

２　都道府県の取組

【都道府県計画の改定について】

○過去（10 年間）を総括して現計画を見直し、10 年後程度を見据えた計画として、**今後１年間以内に改定。**

【見直しに当たっての視点】

①都道府県ごとに、**人口減少社会の進展を踏まえた姿**を展望し、

⑴平成 18 年以降の**約 10 年間の取組を振り返り**、おおむね **10 年程度先の消防体制の姿**を見通した上で、

⑵それに向けた**現実的な消防の広域化の推進の方策**について**再度検討**していただく。

※例えば、**全県１ブロック**を理想に掲げつつ、まずは 10 年後までに**段階的広域化**を目指す、**複数の組み合わせ**を提示する等。

②**消防本部・市町村も検討過程に加えた上で策定**

③指令システム更新時を見据えた、**指令共同運用のあり方を検討**

④**連携・協力についても、都道府県計画に盛り込み、将来の広域化につなげる**

３　市町村（各消防本部）の取組

【自らの消防力の分析】

○自らの消防力を、**夏までに「消防力カード」**として分析。

※地域の今後の人口見通しに加え、消防力の整備状況など、各消防本部の置かれた現状を分析し、外部向けにわかりやすく示すもの。

○今後の各都道府県内における推進計画改定の議論に生かす。

４　今後のスケジュール（イメージ）

○平成 30 年４月１日

「市町村の消防の広域化に関する広域化に関する基本指針」改正

同時に各種通知等発出

○平成 30 年**夏頃まで**

各消防本部で**「消防力カード」作成**

○平成 30 年**夏以降年度内**

各都道府県における**都道府県計画の改定作業**

※年度内に、消防庁も適宜説明会開催等、支援を実施。

５　その他

○延長後の期限を平成 36 年４月１日までとし、６年間の延長とする理由

組織法改正から 10 年を経て、人口減少の更なる進展など、社会情勢が変化したことを受け、当初１年程度をかけ、地域で今後の消防体制のあるべき姿を議論する必要があるため。

２　消防本部間の水平連携の強化

消防本部間の水平連携の強化に関しては、今年度は勉強会参画メンバーからアイデア提案のあった８つの取り組みについて、取組みのイメージづくりや課題の抽出、各本部の考え方の整理等を行った。今後は、それぞれの取組内容に応じて、賛同する府内消防本部が相互に連携・協力して、引き続き検討していくことが重要である。

（１）特殊救助災害に対する新たな部隊の創設

≪趣旨≫

＊ラグビーワールドカップ、東京オリンピック、大阪万博などの国際的プロジェクトに際し、テロ、ミサイル、NBC などの特殊救助災害への対応力を強化するため、知事の「指示」による迅速出場を可能とした部隊を現行の相互応援協定の仕組みに追加　（消防組織法第 43 条）

≪事業内容≫

○特殊救助災害時、知事の指示の下、活動する部隊の編成

○大規模災害時、テロ等の特殊災害時など非常事態における都道府県知事の指示に基づく措置

※既存の相互応援協定には拘束力がなく、事前任務等の指定ができない。

※緊援隊の到着までには時間を要するため、それまでの間の迅速な応援活動の実施が可能

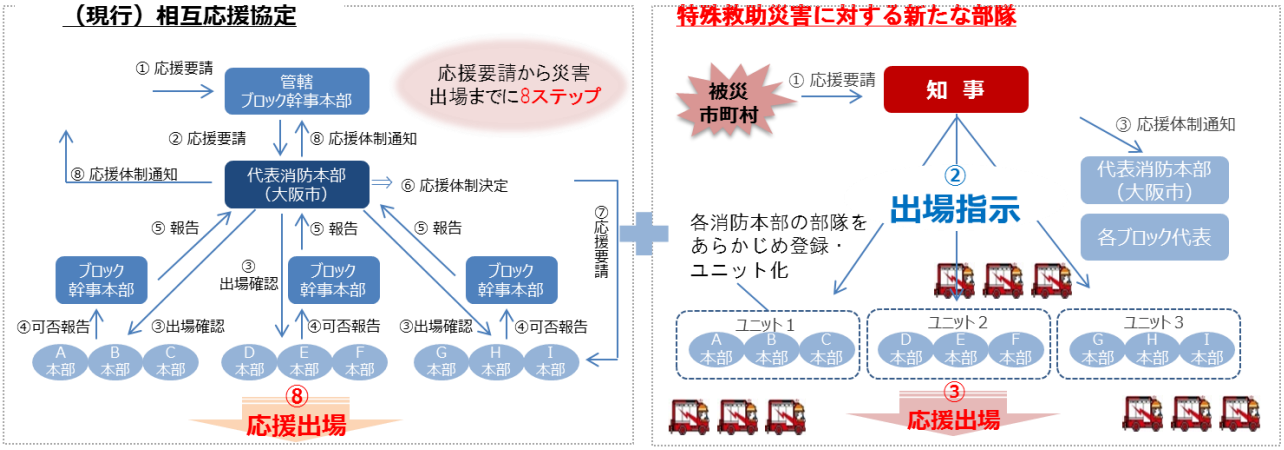

≪取組の効果≫

○特殊救助災害への対応力の強化

・部隊の事前編成により、役割を明確化することで、周辺地域からの救助・救急隊の迅速な駆けつけを実現　（出場調整の簡略化、特殊災害対応発生時に求められる初動対応体制の強化）

・災害対応能力の向上（市町村の域を越えた府域全体の危機管理対応の実現、訓練による連携力の強化）

・市町村消防に散在する高度資機材の有効活用（資源の集中投入）

※消防組織法第 43 条

都道府県知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条第２項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

【別図】 出動編成（たたき台）

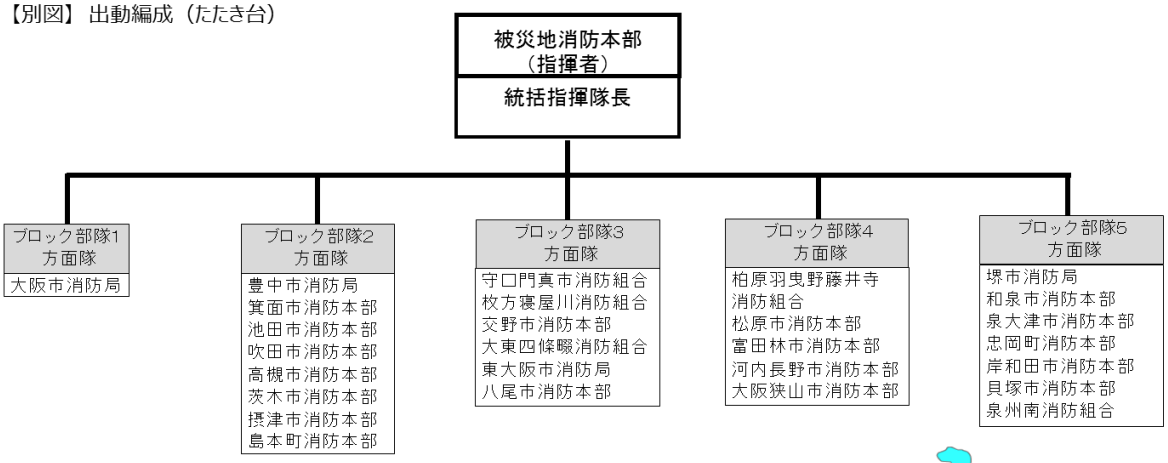

【別表１関係】 部隊編成例

	ブロック１	ブロック２	ブロック３	ブロック４	ブロック５
指揮隊	１隊（３人）	１隊（３人）	１隊（３人）	１隊（３人）	１隊（３人）
救助隊	３隊（15人）	３隊（15人）	３隊（15人）	３隊（15人）	３隊（15人）
消火隊	３隊（15人）	３隊（15人）	３隊（15人）	３隊（15人）	３隊（15人）
救急隊	３隊（９人）	３隊（９人）	３隊（９人）	３隊（９人）	３隊（９人）
特殊車両	15隊（42人）				２隊（８人）
消防ヘリ	２機（10人）				
合計	25隊（84人） ２機（10人）	10隊(42人)	10隊(42人)	10隊(42人)	12隊（50人）

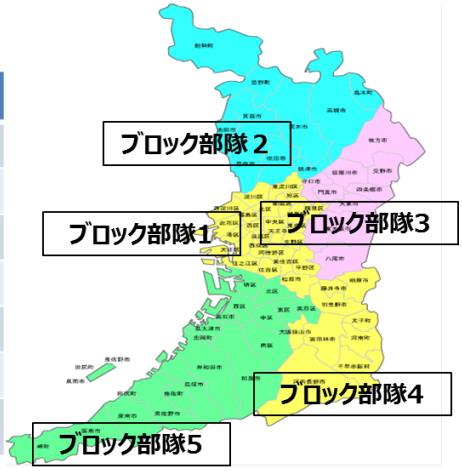

（２）119 番通報同時通訳サービスの共同導入

≪趣旨≫

＊訪日外国人が増加する中、日本語を話せない外国人による１１９番通報に的確に対応していくことが必要。

＊小～中規模本部では、外国人の入電件数は多くなく、単独本部での導入は困難であることから、府域全体で通訳サービスを共同で導入

≪事業内容≫

○119 番通報の同時通訳サービスの府内本部で費用を分担し、府内共同導入を図る。

※国は、都道府県単位で、複数の消防本部が共同で導入することを推奨（国目標：2020 年に全国で 100％の導入を目指す）

※平成 29 年度より導入に関する経費について市町村へ地方交付税措置

（参　考）・全国での導入率（185／732 本部；25％）　平成 29 年 12 月現在

・府内での導入率（ 6／27 本部；22％）　　同　上

※指令の共同化により、指令センター数では４/24 指令センター

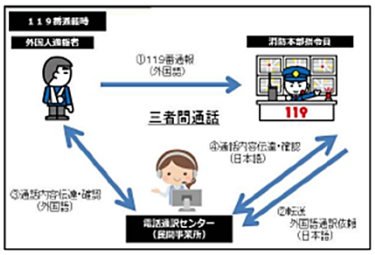

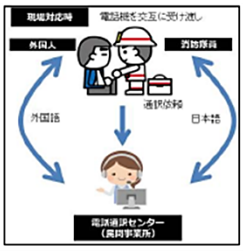

119番通報、現場の両方で訪日外国人をサポート

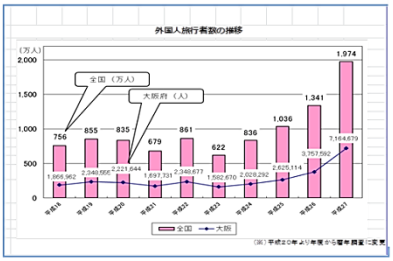

訪日外国人数の推移

≪取組の効果≫

○小規模本部も含め、府内全域で 24 時間 365 日、多言語による外国人対応が可能となる。

○府内共同導入により、スケールメリットによるコストダウンが見込まれる。

(参考) 費用負担の試算例

項　目	業務委託内容の例
名 称	119番通報等に係る多言語電話通訳業務
期 間	4月1日～翌年3月31日
対 象	府域全域　300件程度（大阪市域の1.5倍と仮定）
業務内容	・24時間365日対応で、外国人の119番通報に対し、消防の指令センター又は災害現場との間に多言語電話通訳業務を実施 ・英語、中国語、韓国(朝鮮）語、スペイン語及びポルトガル語（フランス語、ドイツ語は別途相談） ・専用回線１回線以上、同時に２通話以上可能な体制とする
委託費	１８４万円／年　（同時通訳サービス事業者による概算見積額）　※実際には入札等が行われるため、あくまで一事業者による概算であることに留意

＊費用分担を、固定費（１本部２万円）＋事業費負担金（人口規模割1/2＋歳出規模割1/2）とした場合の試算
＊負担の考え方はこれ以外にも想定しうるが、ここでは一例として試算したものである

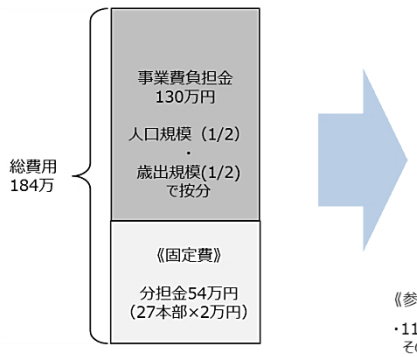

府内27本部で共同導入した場合の勉強会構成団体の費用試算

大阪市消防局	497千円
堺市消防局	149千円
高槻市消防本部	64千円
大東四條畷消防組合	43千円
柏羽藤消防組合	52千円
貝塚市消防本部	31千円
島本町消防本部	23千円
忠岡町消防本部	22千円

※上記金額は、固定費と事業費負担金の合算

《参考》平成29年度普通交付税措置の概要

・119番通報等の三者間同時通話による多言語通訳の導入を新たに推進することとし、その導入に要する経費を常備消防費に算入（人口10万人の本部で＋377千円）

（参考）　府内消防本部における外国人からの１１９番通報への対応状況

【調査時期】 平成29年6月
【調査対象】 府内各消防本部及び指令共同センター（計24団体）
【調査結果】

指令センターへの外国語による119番通報回数（平成28年中）

集計している団体	3団体	年間入電回数	10回未満　3団体
集計していない団体	21団体	年間入電回数（概数）	0回　7団体 1回～10回　6団体 100回以上　1団体 分からない　7団体

指令センターでの同時通訳サービスの利用状況

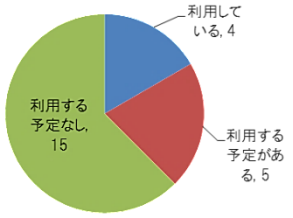

【利用していない場合の現状の対応方法】

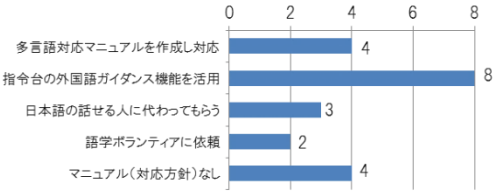

※複数回答あり

【同時通訳サービスを利用しない理由】

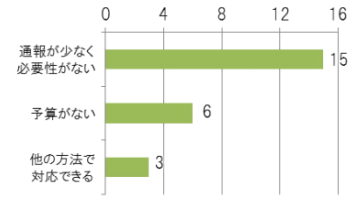

※複数回答あり

救急現場での同時通訳サービスの利用状況

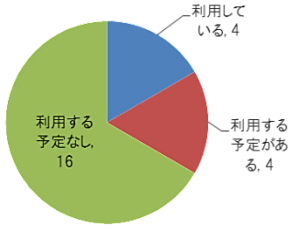

【利用していない場合の現状の対応方法】

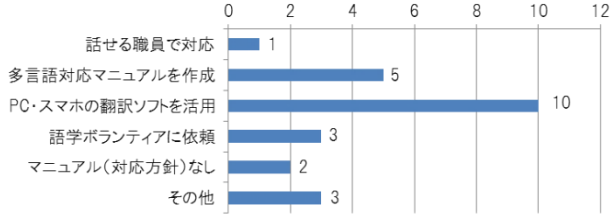

※「その他」の内容・・・救急搬送シート（翻やくん）、ペンツール（翻訳機）　※複数回答あり

（参考）電話通訳サービスを介した三者間同時通訳による多言語対応の推進について（平成29年1月25日消防消第8号）

消防消第８号
平成２９年１月２５日

各都道府県消防防災主管部長　殿

消防庁消防・救急課長
（公印省略）

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応の
推進について

今後、2019年ラグビーワールドカップ及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、訪日外国人数が更に増加することが予想され、外国人からの119番通報への対応は急務となっています。
つきましては、下記事項に留意のうえ、119番通報時等における多言語対応の推進を図っていただきますようお願いします。
また、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。
なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1　事業の内容
外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において、365日24時間、迅速かつ的確に対応するため、各都道府県ごとに都道府県内の消防本部による共同契約を行うことや、既に都道府県等が契約している電話通訳センターを利用することなどにより、119番通報時等における多言語対応の推進を図る。

2　地方財政措置
上記1のとおり119番通報時等における多言語対応の推進を図るための契約に要する経費については、平成29年度から市町村に対し地方交付税措置を講じることとしています。

消防庁消防・救急課
担　　当：吉村、伊藤、山田
Ｔ Ｅ Ｌ：03-5253-7522
e－mail：keibou@ml.soumu.go.jp

（３）特殊車両の共同購入、共同利用

≪趣旨≫

＊行政の投資余力が減少する中、はしご車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両は、一定の圏域内で共同して整備し、圏域内の事案に対し出動する体制とすることによって、車両の購入費・維持管理費を効率化

＊また複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上にも期待

≪事業内容≫

○はしご車等の高額な特殊車両について、複数の消防本部で共同購入又は共同運用

○各消防本部のはしご車等の更新時期、配置箇所等の確認、共同購入・共同利用の意向の有無等を集約予定 ⇒はしご車の共同運用を検討する消防本部への情報提供を予定（マッチング）

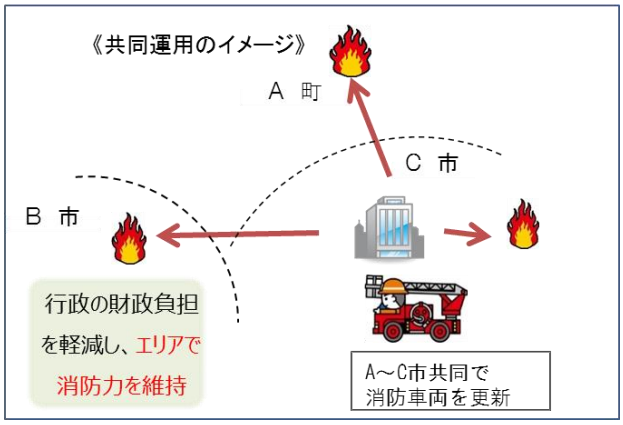

≪取組の効果≫

○高額な特殊車両については、その一方で、出動頻度が少ないため、費用対効果の課題あり。府内もしくはブロック内の近隣市町村で共同運用が可能であれば、効率的

○さらに、ポンプ車等も府内で統一的な仕様があれば、経費が削減可能

	豊中市消防局と箕面市消防本部の事例（両市の報道提供資料より）	枚方寝屋川消防組合と交野市消防本部の事例（交野市への聴き取り調査）	大月市消防本部と上野原市消防本部の事例（両消防本部への聞き取り内容）
共同運用に至る背景	箕面市が保有する40メートル級はしご車のNOx・PM法規制による使用期限が迫ったことを契機に、豊中市にはしご車の共同運用を提案。 両市で検討会を立上げて共同運用の手法や経費の縮減効果、運用した場合の出場体制などを検討し、「はしご付消防自動車共同運用に係る消防応援協定」を締結	交野市が保有していた40メートル級はしご車は平成27年度に更新となり、隣接する枚方寝屋川消防組合と指令台の共同化を行うにあたり、「救急自動車及びはしご付消防自動車の出動に関する協定」を締結し更新を行わなかった	山梨県大月市が保有していた旧型のはしご車を廃車時、隣接の上野原市は、はしご車が未配備のことから提案。 両市ではしご車共同運用検討委員会を立ち上げ協議した結果、「大月市及び上野原市に係るはしご車配備に関する協議書」と「はしご車維持経費に関する確認書」を取り交わし、それぞれの市で運用規程を定め、共同運用
共同運用の開始時期	平成24年10月1日	平成27年７月６日	平成24年4月1日
共同運用の概要、出動形態	➢ 豊中市は、箕面市域におけるはしご車を必要とする中高層（4階建て以上の建物）火災、救助などに豊中市のはしご車を出動させる ➢ 箕面市は、豊中市が保有するはしご車の運用に係る経費を按分して負担する ➢ 合同訓練や定期的な意見交換、災害活動に必要な資料交換など相互連携に努める	➢ 枚方寝屋川消防組合は出動要請があったときは、はしご車の出動を行うものとする ➢ 出動については、自己の管轄する区域内の消防の任務に支障を及ぼさない範囲において行うものとする	➢ はしご車は大月市に配置 ➢ 発災時、高速道路移動で10分程度で上野原市へ到着可能、配置基準の30分の現場到着を達成できる ➢ 上野原市管轄区域は、大月市からはしご車隊2名が上野原市消防署に応援出動し、待機していた職員2名と合流し現場出動 ➢ 大月市管轄区域は、上野原市から職員２名は大月市消防署へ応援出動し、待機していたはしご車隊２名と合流し現場出動
費用負担割合（運用コスト）	➢ 物件費（点検・修繕費用や燃料など）と、はしご車出動にかかる人件費について箕面市が標準財政規模割（25%）で負担する。15年間で箕面市は豊中市に対して約8,300万円を負担する見通し	はしご車運用にかかる費用を１回出動あたりで按分した額を負担金として支払う	➢ 車両購入費 大月市:上野原市＝７:３ ※大月市が、はしご車を購入（起債対応）、上野原市は3割相当を負担金として拠出 ※上野原市は負担金相当分に防災対策事業債を活用（75%起債充当） ➢ 車検・修繕費 ＝２：１ ➢ 燃　料　費　＝７：３ ➢ オーバーホール ＝２：１（予定）
共同化後の出動状況	29年実績なし	29年実績なし	平成２４年度に工業団地内の火災に１件出動。以後出動実績なし
共同化の効果と課題	➢ 消防活動における両市の連携強化 ➢ 経費削減（箕面市がはしご車を更新した場合に比して、経費を約9,500万円節減できる見通し） ➢ 訓練による職員の技術向上と警防戦術の向上	➢ 消防活動における両市の連携強化 ➢ 交野市のはしご車更新が不要となり、大幅な経費削減ができた	➢ 上野原市の配置ゼロが解消 ➢ 大月市の経費負担軽減 ➢ 消防無線デジタル化に伴い、H27.4.1から指令センター共同運用開始

≪消防用車両の整備に利用可能な主な財政措置(平成29年度)≫　平成29年4月消防・救急課通知より

(1)国庫補助金、

①緊急消防援助隊設備整備費補助金:

補助対象は緊急消防援助隊が使用するポンプ車、救助工作車、救急車、救助消防ヘリコプター、その他特殊な車両や資機材（補助率は1/2）

ア　地方債を充当しない場合

イ　一般補助施設整備等事業債を充当する場合

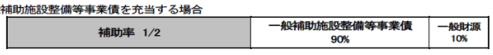

(2)地方債

①施設整備事業(一般財源化分):

平成17年、18年に「消防防災設備整備費補助金」から「一般財源化」された常備消防施設等の整備事業費を対象。ポンプ車、はしご車、化学車等も対象。廃止前の対象経費の額に旧補助率(基本1/3)を乗じた額まで充当可能。（交付税算入率70%） なお、充当されない残り2/3については、一般財源の他、一般単独事業(一般事業)債等を充当可能

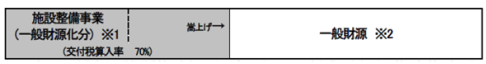

②防災対策事業:

地方単独事業として行う防災基盤整備事業等を対象。消防防災施設整備事業や消防広域化及び消防の連携・協力関連事業が対象。通常は75%の充当でうち交付税算入率は30%だが、広域消防運営計画等に基づき機能強化を図る消防用車両等の整備や連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備については、90%充当でうち交付税算入率50%となる。【次頁参照】

○ 通常

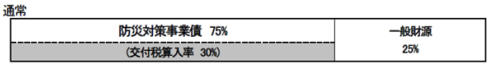

○ デジタル化関連事業等及び津波浸水区域移転事業

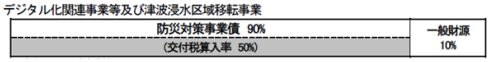

※連携・協力による車両共同整備はデジタル化関連事業等に分類される

③緊急防災・減災事業:

平成32年度まで、緊急に即効性のある防災・減災のための地方単独事業を対象。100%充当で、交付税算入率は70%。緊急消防援助隊に係る車両整備又は広域化に係る車両整備は対象。

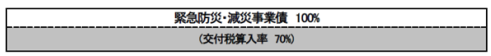

④一般事業・一般補助施設整備等事業:

消防庁舎は75%、消防・防災施設(消防車両を含む)は90%の充当。交付税算入はなし

≪市町村の消防の連携･協力に関する基本指針≫ 平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知「消防の連携･協力の推進について」

(ウ)消防庁の役割
消防の連携･協力を行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、次の財政措置を講じる。

・ 連携･協力を行う市町村が、連携･協力実施計画に基づき実施する**高機能消防指令センターの整備･改修について緊急防災・減災事業債の対象とする**。
・ 連携･協力を行う市町村が、連携･協力実施計画に基づき実施する**消防用車両等の整備について防災対策事業債の対象とする**。

≪平成29年度地方債についての質疑応答集(抜粋)≫ 平成29年4月3日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡

【防災対策事業債(緊急防災･減災事業債にも該当する事業に係る取扱いは共通)】

Q11-3「消防広域化及び消防の連携･協力関連事業」は、具体的にどのような事業が対象か
A11-3
➢ 運用要綱(ウ)の「消防の連携･協力関連事業」について、連携･協力実施計画に基づき実施するものについては、連携･協力の実施前に着手するものについても対象。運用要綱(ウ)dのうち高機能消防指令センターについては連携･協力実施計画に位置付けた後、10年度以内に完了する事業、消防用車両等については5年度以内に完了する事業が対象となる。
➢ 消防用車両等の共同整備とは、複数の消防本部の管轄区域を出動範囲とする車両を共同で整備することであり、複数の車両を同時に共同で整備した後に、各車両については各々の消防本部が所有し、当該車両の出動範囲が個別の消防本部の管轄区域内にとどまる場合は対象とならない。複数の消防本部のうち一つの消防本部が車両を購入、所有し、他の消防本部は負担金を支出する場合等、共同整備された車両を共有しない場合であっても、当該車両の出動範囲が、複数の消防本部の管轄区域にわたるものである場合は、対象となる。

全消防本部アンケート(車両の共同運用)　※平成 30 年 2 月実施分

アンケート設問	主な回答(要旨)
特殊車両の更新についての課題	○車両価格が高額となり、予算折衝に苦慮(9 本部) ○更新計画を策定しても、財政当局から財政難などを理由に更新基準を過ぎての運用を余技なくされる場合がある(4 本部) ○保守点検やオーバーホール費用にも高額の費用がかかる(3 本部) ○財政当局との協議で折り合いが付きにくく、更新に苦慮 ○出動頻度が低く、活動実績も乏しいことから、費用対効果の評価が困難であり、必要性の理解が得にくい ○更新時期について法的根拠がなく、メーカー推奨、基準等のみでは財政当局の理解を得ることが困難 ○予算が限られており、計画的更新が必要 ○高所作業車が現状、補助金の対象でない ○化学消防車は出動件数が著しく少なく、導入費用やランニングコスト等を考慮すると、次期更新は十分な検討が必要 ○計画どおり更新が行われており、特に課題はない(5 本部)
近隣本部との共同購入・共同運用に対する考え	○議論に至っていない、特に考えはない、検討中、今後の検討課題(16 本部) ○共同購入・共同利用する考えはない、又は、課題があり難しいと考える(7 本部) ※難しいと考える主な理由 ・本部間の仕様の違いがあり、統一化が困難 ・更新時期や配置箇所、仕様、出動体制がそれぞれ異なる ・共同購入に関しては市民一人当たりの負担額等の問題がある ・共同運用に関しては配置署所の変更が生じ、有事の際に現場到着までに時間を要するおそれがある ○現にはしご車の共同運用を行っている(4 本部)
これまでの検討の有無、現在の検討状況	○検討したことがない(18 本部) ○現在検討中(内部検討含む)(3 本部) ○過去に検討したことがある(2 本部) ○現にはしご車の共同運用を行っている(4 本部)
実施する場合の課題その他制度改善要望等	【実施するとした場合の課題】 ○はしご車の場合、消防力の整備指針による出動から 30 分以内の活動ができなくなる恐れ ○車検等により使用不能となる場合、さらに近隣の消防本部に応援を求めることとなる ○同時火災発生時の出動の可否 ○各本部の管内道路状況及び消火戦術の相違 ○市域外への出動には発生場所への誘導が必要なため受入隊が必要 【制度改善要望等】 ○消防力の整備指針基準との整合が図れないことから、指針基準の見直し等があれば共同化が進めやすい ○特殊車両の共同購入に伴う補助金制度の創設等、財政支援を要望 ○共同購入や共同運用について、ノウハウを熟知したアドバイザーの派遣やマッチング調整、合意形成までの経費等についての支援の仕組を構築してほしい ○大阪府が仲介となり、マッチング等の調整役を担っていただければ実現する可能性も高まる

（４）指令業務の共同運用の推進

≪趣旨≫

＊火災や救急・救助活動は、迅速な初動対応が極めて重要。一つの消防本部で対応出来ない事案発生時には、指令を共同化することで、迅速な活動を推進

≪事業内容≫

○複数の消防本部で 119 番通報を共同運用（新通信指令センターの整備）

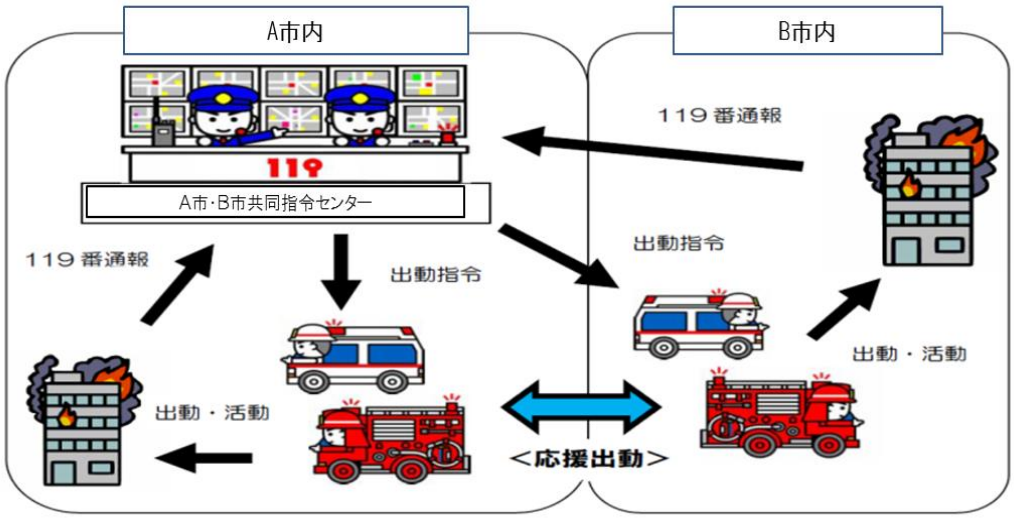

≪取組の効果≫

○指令の共同化により、迅速な消火・救急・救助活動が可能

（各消防本部での 119 番通報を一括管理。当該消防本部への指令と他本部への応援要請が同時に可能）

⇒消防活動は初動活動が肝要。指令の一本化により応援出動が可能となり被害拡大の防止とより多く人命救助が期待

○指令の共同運用とスリム化により、現場要員が増強

○個別で整備する場合に比して、経費節減効果が期待できる

（参考）消防防災施設整備費補助金基準額（補助額は基準額の1/3以内）

単位（千円）

高機能指令センター整備費補助	離島型	Ⅱ型（人口10万以上40万未満）	Ⅲ型(人口40万以上)
指令装置等一式	190,764	285,994	622,415
工事費A	12,756	17,913	26,592
消防用高所監視施設B	84,931	84,931	84,931
総計	288,451	388,838	733,938

※離島型:
※Ⅰ型（人口10万人未満）は「補助なし」

■共同運用を目指した『段階的参画方式』の検討①

大規模消防本部の指令台更新にあわせ、予め共同の指令情報センターを整備し、
順次、各本部が更新時期に接続

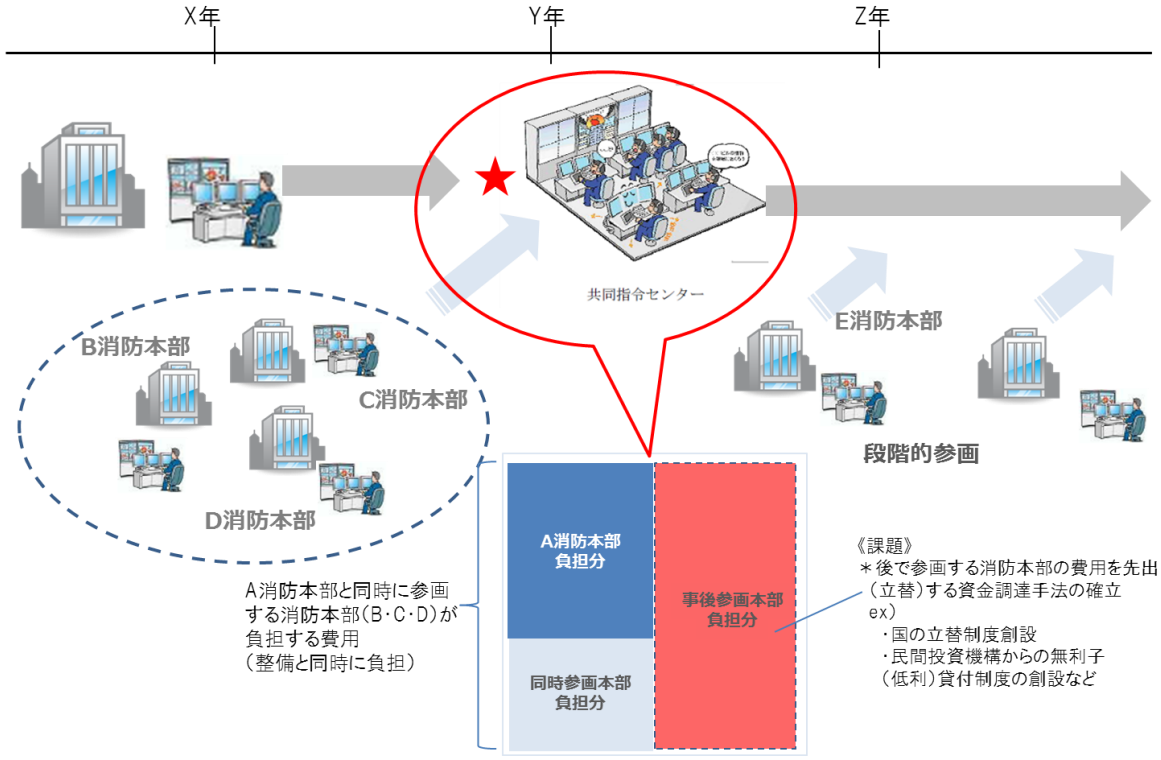

■共同運用を目指した『段階的参画方式』の検討②

大規模消防本部の指令台更新にあわせ、共同の指令情報センターを整備し、更新時期が後年になる消防本部も
更新を前倒しして参画

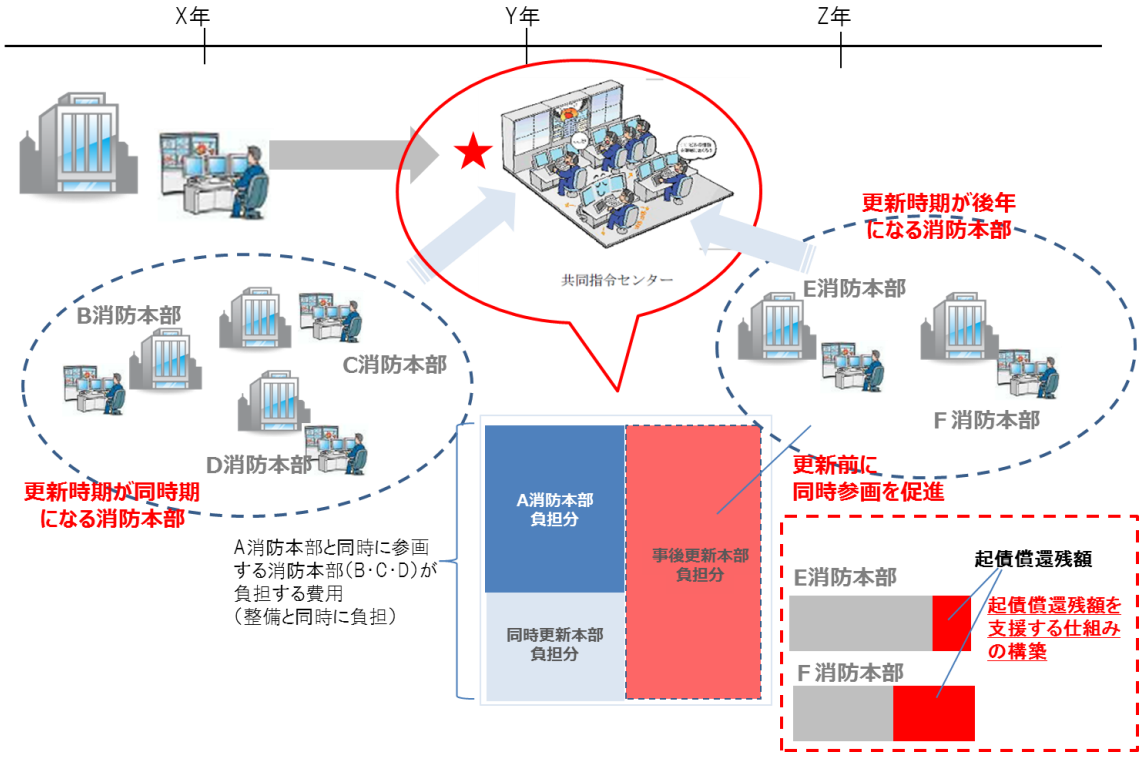

現指令台の更新予定時期（平成30年2月 大阪府調査結果）

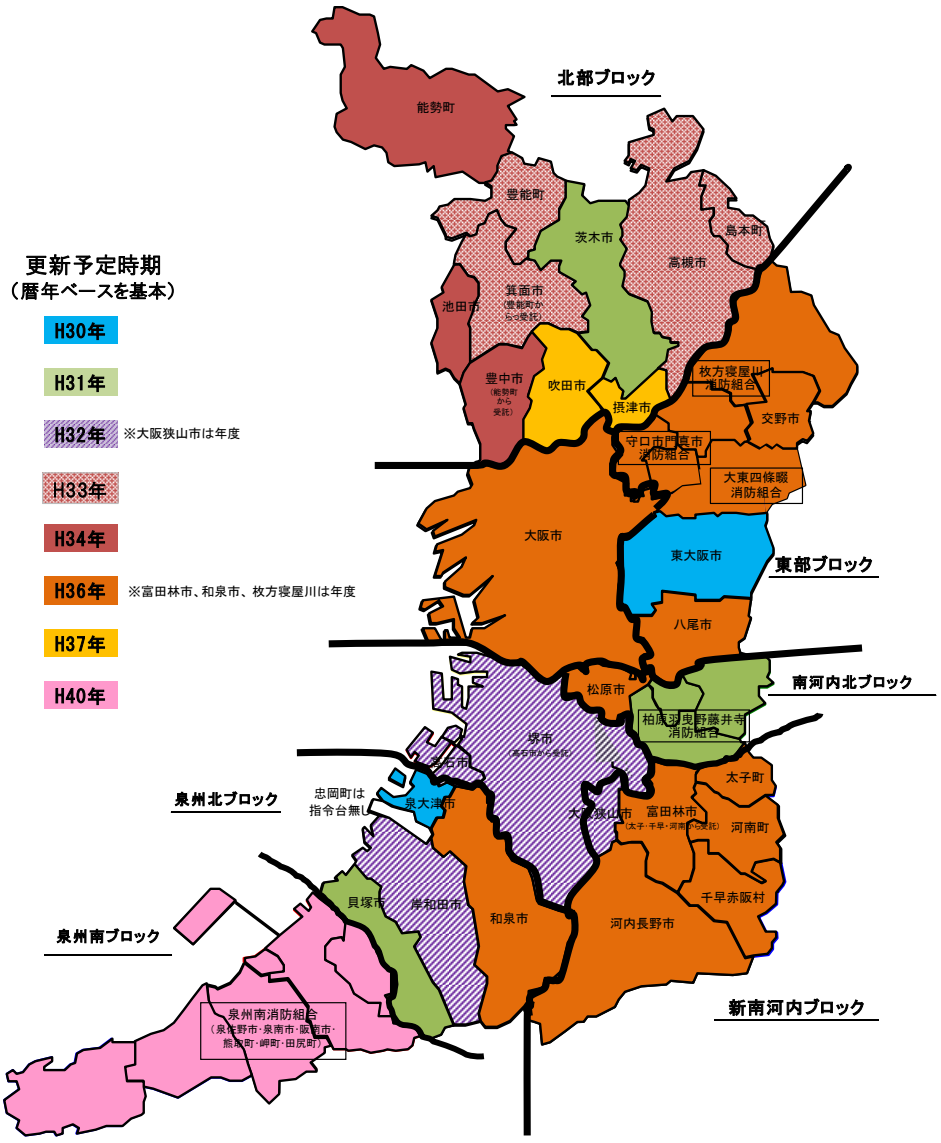

消防庁資料より

・指令の共同運用の利点

〔1〕情報の一元化による迅速な相互応援体制が可能になる

〔2〕高機能な消防通信指令システムの整備が図りやすい

〔3〕指令業務配置職員の効率配置により現場配置職員の充実を図れる

〔4〕施設整備費や維持管理費を効率化できる

〔5〕指令センターの更新時期が近い消防本部間で財政面のメリットが大きい

・指令の共同運用の課題

〔1〕小規模な共同運用では指令業務配置職員の効率化の効果がでない

〔2〕各本部の部隊運用方式が異なるためこれを補完する工夫が必要になる

〔3〕各本部で異なる勤務体制を統一する必要がある

〔4〕職員の通勤距離が増すことが多い

（参考） 指令システムの事例紹介

事例１ 東京消防庁警防部総合指令室センター

１　施設概観

２　総合指令室での勤務態勢

■勤務間隔

・４交替：日勤・夜勤・非番・週休 ※月１程度で夜勤が週休になる

■当務内のローテーション

・日勤　8:30-17:15　このうち指令センターに入るのは 8:50-16:50

・夜勤 16:00-10:00　〃　16:50- 8:50（休憩２時間を含む）

…勤務の前後の時間は、申し送りやミーティングを実施

■配置人員（総合指令室全体）

・23 区　約 170 名：36～37 名×４班＋毎日勤務

・多摩　約 75 名：17 名×４班＋毎日勤務７名　→全体で 240～250 名

■配置人員（平時の勤務状態での職員配置）

・23 区　36～37 名/班について

６～７名/班×４班→３班がセンター・１班が休憩　１時間半～２時間交替

■配置人員（大規模災害時の勤務状態での職員配置）

・指令台、電話を追加で使用。台風等では非常招集をかける。

３　総合指令室の指令台の機能とレイアウト

■前面にモニタ

■中央に広く指令台

・左半分（１～12 号台）で１１９受信・消防部隊への指令

・右半分で消防部隊との交信：13、14 号台 ポンプ、20～25 号台 救急車

・受信・指令とも３列配置。前２列で現場対応、３列目には監督者席。部屋の後方には、センター全体の監督者席を配置。

・各指令台にはランプを設置、対応中の案件を明らかにしている。

…赤：火災、緑：救急、オレンジ：それ以外の案件（救助等）

青（インフォームドランプ）：監督者にも同時に聞いてほしい場合に点灯する

・右半分：指令１列目の右端の方に、「災害情報案内・消防相談」「搬送コーディネーター」「周産期搬送コーディネーター」席を配置。それぞれ椅子は２つ。

・右半分：指令３列目の右端の方に、救急隊指導医席を配置。

・左半分：受信３列目左端に、現場からの画像転送システムを配置。

・左半分：受信の周囲・左前方に、緊急通報システムを設置。専任職員も配置。

・左半分：受信の周囲・後方に、高所カメラ・ヘリ映像伝送システムを配置。

４　総合指令室で実施する業務内容（常駐の他機関業務を含む）

⑴ 各種受信

■１１９受信

・消防による受信約 2,700 件＋関係機関・警察等からの通報約 300 件→約 3,000 件/日

→3,000 件のうち約９割が救急案件。全体の内訳は、23 区：７割、多摩：３割。

■緊急通報システム受信

・高齢者や障がい者が、急病等のときにペンダントを押すと、東京消防庁へ通報され、協力員が駆けつけるシステム。

・協力員は主に（登録者の）近所に住む方。登録者からの通報があった際に駆け付けられるよう、協力員は登録者宅の鍵を預かる必要がある。

・本人＋協力員の事前登録制。現在の登録数は約 2,000 件。運営は、各区の福祉関係予算等による。

・セキュリティ会社の同様のサービス（利用者が通報すると、鍵を預かったセキュリティ会社が駆け付ける）の利用者が増えており、当システムへの登録は減ってきている。

→セキュリティ会社から１１９通報が入ることもある

・登録者が通報の後にリアクションがなくなった場合や、何かしらの理由で連絡が取れない場合（大概が電源が抜けているケース）も、登録者宅に協力員と消防で駆け付ける。

・登録者からの通報は多くて４～５件/日、通常１～２件/日。

⑵ 災害経過監視

■高所カメラ

■ヘリ映像伝送システム

■指揮隊用携帯型端末（タブレット）

・現場写真を、指令センターを含む本庁各課に繋がるネットワークに転送できるシステム。記録に残すとともに、指揮判断に有用な助言等を得る。

⑶ 搬送受け入れ先のコーディネート

■搬送コーディネーター

・搬送先探しに、病院５件当たっても選定できない場合あるいは 20 分以上要した場合に、搬送先選定のサポートをする。

・都からの派遣職員が、24 時間 365 日対応。

■周産期搬送コーディネーター

・搬送先の決まらない妊婦や新生児の受け入れ先を探す。

・都助産師が、24 時間 365 日対応。

⑷ 救急隊へのアドバイス

■救急隊指導医

・救急隊が特定の医療行為を行う際、指示を出す医師。東京と多摩の各指令センターに１人ずつ。

・救命医が、24 時間交替で、24 時間 365 日対応。

⑸ 各種相談対応

■＃７１１９

・指令センターと同じフロアで別室に設置。

・急病時等に、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきかなど、迷った際の相談窓口。

・相談医療チーム（医師、看護師、救急隊経験者等の職員）が、24 時間 365 日で対応。

■災害情報案内・消防相談

・東京消防庁ホームページに電話番号とメールアドレスを掲載。消防に関する相談に対応。

・東京消防庁非常勤職員（消防職員 OB）が、8:30-17:15 の間対応。（それ以外の時間帯は指令管制員が対応）

⑹ その他

■業者の常駐

・システムを受託している日立が24時間365日常駐。有事の際は即対応できる体制をとっている。

５　指令管制室要員の事務スペース・生活スペースの様子（女性職員を含む）

⑴ 事務スペース

・センター要員の個人机はなし（毎日勤務用はあり）。共用机を用いて事務作業等を行う。

⑵ 生活スペース

・仮眠室、更衣室、シャワーは男性職員、女性職員それぞれに設置。シャワーは本部庁舎地下に、本部要員向けに設置。そのほか、休憩室（コーディネーターの休憩室は別室）。

・自炊は不可。

６　地理が不案内な場所での災害入電での対応方法

・これまでの勤務経験を活かし、当番中は皆でバックアップ。

・非番の日などに現地確認

７　普段の総合指令室運用において留意していること

・監督者を設けることで、指令対応をバックアップすること。

・昨今は、対応の早さよりも、確実性が重視されている。聞き取りマニュアルに従うことが前提。

・オリンピック・パラリンピックに向けて、外国の方とのやり取りの補強を検討。

→現状では、外国の方からの通報には３者通話で対応。英語であれば、センター員で対応している。現状では中国語は少ないが、今後はより厚い体制の検討も必要だろう。

８　今後、大規模な指令センターを設置する消防本部に対して、検討のときから留意すべきこと、運用時に留意すべきこと

・本部内で用いる「用語」をはじめ、「戦術」「資機材の使い方」など、根本がすべて異なり、なかなか困難だろうとは想像する。まずは「用語」の統一からか。

９　１日当たりの入電数

・１１９通報　2,700 件

・その他　　300 件　…警察、首都高、関係機関（インフラ等）

→ 合計 約 3,000 件

・各署への駆け付け通報も少なくない。急病等により、自力で通院しようとしたが適わず、途上にある消防署に駆け込むこともある。

事例２　ちば消防共同指令センター

１　施設の概観

２　事業実施の経緯

H17.7　総務省消防庁「消防救急無線の広域化・共同化及び指令業務の共同運用の推進について」

H17.9　「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進協議会」設置、検討開始。県下 31 消防本部にて整備計画作成

H19　計画とりまとめ:無線は県域･指令業務は県域 2 ブロック(300 万人規模×2)に分割
(北東部・南部ブロック：ちば消防共同指令センター、北西部：千葉北西部消防指令センター)

H20　千葉県「共同指令センター整備基本計画」報道発表

H25.4　共同指令センター（於 千葉市消防局・松戸市消防局）運用開始

３　消防救急無線の整備

(1) 概要

・緊急消防援助隊を考慮して SCPC 方式を採用

・千葉県市町村総合事務組合が財産管理者となり、千葉県が防災行政無線と消防救急無線を一元的に整備・管理

(2) 一元的整備の効果

・県内全基地局無線設備をネットワークで一括管理が可能

・県内全域の全無線チャンネル（活動波 88、共通波 4）の制御が可能
・管轄区域を超えた通信が可能
⇒監視体制（障害発生時対応）の強化、大規模災害発生時における連携体制の強化

・(単独)74.1 億円→(共同見積)66.3 億円→(契約)58.9 億円　**15.2 億円の削減**
※無線整備に、市町村振興協会から約 30 億円の助成
（無線のデジタル化及び県域一帯整備かつ県防災行政無線との設備共用による経費削減を条件）

4　消防指令業務の共同運用

(1) 協議会の設置

H23.4「千葉市ほか 10 市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会」設置
※事務：災害情報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達事務

(2) 運用実態

■指令について

従来 119 番通報は、市町村消防の原則から管轄する消防本部に入電され、行政区域を超えた災害の情報は、管轄消防本部から転送または千葉県からの災害通報により把握されてきた。しかし、共同指令センターでは、構成消防本部内における災害事案を一元管理でき、広域災害などの情報が早期に把握できるメリットがある。このことから、市町村消防の原則を堅持しつつ、部隊の出動に際しては、指令判断基準により出動部隊へ指令し、また、救命対応に係る救急出動は、市境に関わらず直近の救急隊を選別し、効果的な運用を行っている。

■通信員の配置について

消防力の整備指針では、おおむね人口 10 万人ごとに 5 人の通信員を配置することとしている。ただし、管轄人口が 30 万人以上の消防本部については、消防指令システムの機能等から効率的な対応が可能になることを考慮し、通信員を低減することができるものとされていることから、人口 300 万人規模の横浜市消防局、大阪市消防局の通信員の配置状況を鑑み通信員定数を 76 人とした。また、勤務体制は、業務の効率化、労務上の管理、運用経費を考慮し、4 部制の各部 19 人体制とした。

■指令システム概要

・119 番受付：44 回線
・指令台数：最大 45 台
通常モード 15 台(3 画面 1 席運用)＜中規模モード 22 台（2 画面 1 席運用)＜大規模モード 45 台(1 画面 1 席運用)
・センターと構成消防本部共通で「情報共有システム」設置、双方で同じ情報を把握
・「3 者通話ヘルプ機能」:119 番通報対応中に通報場所が特定できない場合は、通報者、センター、構成消防本部との 3 者通話を行い、災害点の早期把握
※通報場所が特定できない場合とは、携帯電話からの通報で地理的条件（山間部等）から、携帯ＧＰＳ位置情報が広範囲に表示される場合等
・高所防災情報カメラ：千葉市 3 箇所、市原市 1 箇所
・構成消防本部の消防署玄関等に駆け付け通報装置を設置。受話器を上げるとセンターに自動接

続。

・メール 119：事前登録制　平成 28 年　7 件

・ＦＡＸ１１９：事前登録無し　平成 28 年　9 件

・多言語通訳（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）：外国人通報者、センター、通訳コールセンターとの３者通話機能。約 100 件／年

…2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、回線及び言語の増強を検討中。

・千葉市が契約している医師がセンターに常駐。通報をモニタリングすることができ、通信員及び救急隊への各種相談に応じる。

・システムは現用と予備の２系統があり、自動出動指定装置が停止した場合を想定した訓練を、年１回実施。

■共同化の経緯

・運用開始時には、20 消防本部が一斉に参加

…準備期間の 5 年間で理解を得た『高機能機器を単独より共同化により安く』＋『救急車が実質的に増える』

・センターの場所は、庁舎スペース、耐震強度等の観点から現在の千葉市消防局庁舎で検討。

■共同化の効果

・災害情報の一元管理による、消防車や救急車の活動状況の集約・広域管理

・隣接消防本部の消防力低下に即時対応した応援出動

・救命対応時の直近救急隊の応援出動

・ゲリラ豪雨などの突発的な通報に対する受信能力の向上

■財政上の効果

（単独）61.2 億円→（共同）45.8 億円→（契約）38.3 億円　22.9 億円の削減

５　ちば消防共同指令センター開設により、期待された効果と、運用後の実体

⑴ 初期投資

・整備費用：3,820,047 千円

・費用負担：①共通整備分（センター）　…消防庁「消防施設整備費補助金」ベース 90％＋人口割 10％

②個別整備分（署所・車両）…設置数に基づく割合（人口、コンビナート等による）

※20 本部が単独で高機能指令センターを整備する費用に比べメリットを出せる負担割合

⑵ 運用費

費　　用：532,554 千円（H28 年度実績・庁舎関連含む）

費用負担：システム関連…人口割

個別整備分　…設置数に基づく割合

庁舎関連（光熱費等）…派遣職員数≒人口割

※人口割の費用については、新たな国勢調査結果が出ると見直し

⑶ 配置人員

①指令班：76 人（班長 1 人、副班長 4 人、通信員 14 人）

…消防力の整備指針に基づくと「159 人」だが、機器による効率化分（システムの高機能化分）を加味し、300 万人規模指令センター（横浜市・大阪市）を参考に「76 人」と算出

（単独）220 人→（共同）76 人　144 人の削減

※各本部の定数配分は、人口割合から算出

②管理班（管理職含む）：10 名

…300 万人規模指令センターを参考に「10 名」と算出

※削減分（144 名）は、再配置を実現した例もあるが（新たに指揮隊を設置、予防要員の増強など)、各本部の端末担当として配置することも多く、場合によっては条例定数を減らした本部もあった。

(4) その他

・協議会方式（全会一致原則）での運営のため、意思決定に時間を要す。

6　指令管制室の規模・容量

(1) 指令台 15（指令台 13、指揮台１、医師台１）

20 本部の年間総受付をもとに､通報トラフィック及び 300 万人規模指令センターと比較して｢指令台 10・指揮台１」を算出

→勤務体制（指令員数）を考慮し「指令台 13・指揮台１」を算出

→千葉市常駐医師制度に応じるため「医師台１」を追加

(2) サーバ

・指令センターと同じフロアに指令管制システムサーバを収容するコンピュータ室設置。上階に通信機器室（主に通信機器)、通信電源室（無停電電源装置）設置。スペースは十分に確保。

・無停電装置 150KVA（駆動時間約 10 分）

…非常用電源（発電機）：庁舎用 1,000KVA、指令専用 300KVA　３日間程度対応可能

・フリーアクセスフロア 230㎜（既存設備流用）

7　機器の配置計画

・指令員の連携を確保するため、あえて列を最小限（２列）に設定。

前列：通報受付･無線運用、後列：管理･監督　※後列中央に無線統制卓･指揮台を設置

・前面には大型モニタ、指令員が極力移動せず業務にあたれるよう、モニタに表示できない使用頻度の高い装置（メール/FAX119 等）は指令台近くに配置。使用頻度が低いものは端に配置。

8　指令員の事務スペース・生活スペース

・事務室は、千葉市消防局指令課事務所を引継ぎ使用、同フロアに設置。

管理班（管理職含む）＋指令班（センター入室分を除く６～７名）が業務にあたる。

・食堂、休憩室（シャワー室含む）：センターと同フロアに設置、輻輳時に備える。

更衣室：下階に設置（※食堂を除き男女別々に設置。４部制のため、仮眠室は設置していない。）

事例３ 奈良県広域消防組合通信指令センター

１　施設の概観

１　現在の指令システム整備に関して

(1) 初期投資（整備費用）

デジタル無線：20 億 5,900 万円　※(単独)38 億 6,600 万円 に比べ 18 億 700 万円の節減

指令センター：22 億 6,000 万円　※(単独)49 億 6,100 万円 に比べ 27 億 100 万円の節減

※庁舎移転の必要上、天理市のようにシステム更新から間もない本部もあったが、多くが 10 年を過ぎたシステムであり、早期更新の必要があった。そこで、本事業の実施を見据え、各本部には必要機能だけを残してもらうなど、何とかシステムを維持してもらい、H28 に一斉更新を行った。

庁舎の増改築：約 4 億円

(2) 運用費（システム固定費用及び、個別対応事案の内容と費用）

・ランニングコスト：8,400 万円/年

…内訳は無線と指令のうち、指令の割合が大きい（専用のひかり回線にて 37 署所と接続）

・保守：日本消防設備安全センターに保守仕様書を作成依頼

→これに基づきスポットで改善、コストカットを実現

※そのほか、NEC の保守員 2 名が常駐（無線担当 1 名、指令システム担当 1 名）

２　通信指令センター整備の流れ

⑴ 整備の流れ

H19　奈良県知事の強いリーダーシップのもと、消防広域化に向けた検討を開始

H20　推進計画を策定

H21.4.1　協議会を設立

全県で1本部を目指す、“デジタル無線を安く整備”、千葉県方式を採用して基本設計

H23　緊急防災・減災事業債の活用が決定

H24　デジタル無線の実施設計　※奈良市・生駒市が協議会から離脱

デジタル無線：旧消防の単独整備費割

指令センター：基準財政需要割　※NEC、富士通、日本消防設備安全センターから見積

※前者はアンテナ設置等の観点から山間地の負担増、後者は都市部の負担増

奈良県が消防広域化に向けた補助金を創設

→費用の負担割合：緊急防災・減災事業債 70%、奈良県 15%、市町村 15%

H26.4.1　本部統合：通信指令準備室(4 名)を設置、指令システムの検討を開始

→H26.5　システムの仕様書完成、業者選定スタート

→H26.9　選定業者 NEC との打合せスタート

H28　通信統合：指令センター設置・稼働

H33　全体統合；職員の給与等の基準整備

※ロードマップを描いた上で、まずは本部統合をし、その後、段階的に詰めていっている

※仕様書作成には業者から協力を得たものの、検討からセンター稼働までわずか 2 年間で行った

３　指令システム整備及び運用に係る部課名と業務内容

統　括　：通信指令センター

出動計画：警防・救急

地形や特有災害の情報収集：各旧本部出身者

…山岳事故（シーズン中 4-11 月は毎日発生)、水難事故

４　通信指令センターの勤務態勢

⑴ 勤務間隔

・交替勤務　３交替（１当務 10 名）：勤務・非番・週休

※広域化前はバラバラだったが、広域化とともに３交替に統一

・毎日勤務　５名　⇒計：35 名

※１当務 10 名で対応できているコツ

→話術で対応：「どこからどこに向かっていたか」「どれくらい移動したか」を聞き出す

→Google ストリートビューなども活用して位置情報の把握に努める

⑵ 当務内のローテーション

・１当務 8:30-8:30

・夜間 22-7 時は、３時間勤務・６時間仮眠

（仮に１当務 10 人出ていれば、119 通報が多い時間帯を厚い体制にして）

22-1 時：４人、1-4 時：３人、4-7 時：３人 で従事

⑶配置人員（通信指令センター全体）

・旧本部(単独)：指令員 110 名程度→ 泊まり 27 名

広域化後　　：　　35 名→ 泊まり 10 名　※他課や署所からの応援はなし

※広域化による効果が特に大きかった点の１つと捉えている

・発足当初：人口割で 35 名の職員を構成

現在は、増加傾向にある救急事案に対応すべく、１当務に２～３名の救命士を含む。

⑷配置人員（平時の勤務状態での職員配置）

・１当務：３名・３名・３名の３班

・１時間交替：①指令センター前列 → ②指令センター後列 → ③事務作業

※指令センターでは前列が受信・指令、後列は前列の支援

・１当務に監督者２～３名を含む

⑸配置人員（大規模災害時の勤務状態での職員配置）

・非番員（10 名）に対し招集をかける

先日の台風：8:30 で帰宅～参集：18:30-26:30～翌日は週休

５　通信指令センターの指令台の機能とレイアウト

センターの指示は、消防長の指示。全車両が全管内へボーダレスで出動。

管轄区域が決まっているのは、指揮隊のみ。

・通信指令室 180 ㎡、通信機械室 70 ㎡。

・指令台は２列構成、前列が 119 受信、指令。後列は、前列の支援（Google マップ等も使い、位置情報の特定などを支援)。後列の左端に指揮統制台を設置、監督者が座る。

・指令台は 24 画面あり、通常は８席（３画面×８席）で使用。緊急度の高さによって、12 席（２画面×12 席）→24 席（１画面×24 席）と構成を変えることが可能。

・指令台の後列には、各種システムを設置。FAX119、無線基地局とのネットワークシステム、全署所とのネットワークシステム、気象系システム、Ｊアラート、消防団員等へのメールシステム、NET119、車載カメラ

・３者通話機能

…18 署所に設置。署所では受付員（１名）が１時間交替で、監視、来客対応、駆け込み通報対応等とあわせて 24 時間体制で対応。目標物が全くない場合などに使用、頻度は月に１回あるかどうか。ゆえに、月に１回、センターと各署所で訓練を行っている。

６　総合指令室で実施する業務内容（常駐の他機関業務を含む）

⑴各種受信

■１１９受信

・１日あたり通報 220-230 件、うち救急事案８-９割

・災害時は（当務のうち）３名を担当につけ、それ以外の人員で通常の通報・指令に対応。

※病院選定は、救急隊が「e-Match」を使って選定。

：奈良県内での搬送状況は望ましくない状況が続き、“たらい回し”も発生するなどしていたことから、総務省の委託事業により、NPO 法人ヘルスサービス R&D センター（実施団体：バーズビュー株式会社）から現場実証したいとの声がかかり、県が主導して取り組み。

：医療機関が事前に、症状別・診療科別の応需の予定情報を登録（リアルタイムで更新可）救急隊が現場で観察した患者の状態を端末に入力すると、その時点で症状に適した対応ができる医療機関が、現場に近い順に一覧表示。原則、近い順に救急隊から病院へ受け入れの照会。その結果もシステム上で共有することで、その後の救急隊の活動へも反映。

■多言語コールセンター

・英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応。

・24 時間対応。

■メールシステム

・消防団や市町村への一斉連絡を行うメールシステム。

・メールシステムでは、発生した事案の概要と地図情報を配信。

・同時に、事前登録制での電話連絡（自動音声）も実施。51 回線を用意。

■ＮＥＴ１１９

・聴覚障がい者向けサービス。事前登録制。

■ペンダント通報

・市町村が事業者に委託して実施。

・即、救急対応が必要な場合などは、事業者から消防へ 119 通報が入る。

⑵ 災害経過監視

■車載カメラ

・18 署の化学車、タンク車、指揮車のうち１台に搭載したカメラで、現場映像の確認が可能。

・車載カメラは、指令センターからのみ遠隔操作が可能。

■方面隊用携帯型端末（タブレット）

・方面隊にタブレットを配付。映像撮影に加え、音声通話が可能。

⑶ 各種相談対応

■＃７１１９（奈良県救急安心センター相談ダイヤル）

・病院案内、医療相談に対応。

・県のサービスを、奈良県広域で受託。

・看護師等が対応。医師にはオンコールで繋がる。

※すぐに 119 通報が必要だと判断した場合には、一度電話を切ってもらい、あらためて 119 通報してもらうようにしている（位置情報を把握するため）

■＃８０００（こども救急電話相談）

・奈良県広域より東京の民間会社に委託

7　通信指令センター要員の事務スペース・生活スペースの様子（女性職員を含む）

・食堂、仮眠室(11 うち女性用・ロックあり２：３人で１部屋)、浴槽付きユニットバス１。

８　地理が不案内な場所での災害入電での対応方法

・三者通話
・後列モニタでのフォロー
・話術

９　普段の総合指令室運用において留意していること

・住民とのファーストタッチが指令センターであるため、隊員には「接遇」を意識するよう繰り返し伝えている。
・指令センターでしかできないことを行うように意識している（例. 車両管理など)。一方で、一般住民サービスは、各署所と連携して実施するようにしている。
・指令は“黒子”的立場であり、いかに現場活動をスムーズに進められるか、を常に意識して動くよう指示している。
・吉野川流域は水難事案が多い。また山岳地域も多く、山岳事故も多い。定期的に山に登るなどして、指令できるよう努めている。

１０　今後、大規模な指令センターを設置する消防本部に対して、検討のときから留意すべきこと、運用時に留意すべきこと

・ローカルルールの事前研究
・核となる立場の存在が重要だと感じている。
・システムの検討・構築にはある程度、長い時間をかけた方が良い。
・システム構築を委託する各社の特徴の研究。
・車両管理：常時出動できる隊数の登録。
・デジタル無線は慎重に導入を（基地局数など)。
・バックアップセンターの構築は必要。

全消防本部アンケート(指令の共同運用)　※平成 30 年 2 月実施分

アンケート設問	主な回答(要旨)
次期更新に向けの財政上の課題	○現在は買取りで整備し、保守契約を締結しているが、一時的な財政負担が大きいため、今後の全体的な更新には保守を含むリース契約を検討している ○Ⅰ型のため補助がない ○導入後の保守委託、オーバーホールなども大きな負担となる ○厳しい財政状況の中、更新に係る多額の費用を捻出できるかどうか ○更新年度に消防費が突出し財政を圧迫することが課題 ○更新時の緊急防災・減災事業債などの有利な財政支援が望まれる ○単独整備の場合、国の財政支援は、現状では地方債しか活用できない ○現システムは、共同整備にも拘らず、国庫補助金が不採択となったことから、緊急防災減災事業債を活用して整備した。今後も更新にあたり、国からの財政支援措置の活用が大きな課題である ○現指令台は広域化により国庫補助を受けて整備したが、次期更新では補助対象外となることから、大きな財政負担を伴う ○現時点では財政上の課題はなし(13 本部)
共同運用に対する考え	【メリット有りとする考え】 ○情報の一元化による迅速な相互応援体制が可能となる(12 本部) ○財政面の経費節減効果が大きい(11 本部) 【メリット無しとする考え】 ○以前から何度も協議しているが、メリットよりもデメリットが大きい 【その他】 ○検討したい、検討の余地がある(6 本部) ○共同運用に対する具体的な考えはない(2 本部) ○広域化を前提とした共同運用を要望(1本部)
共同運用を検討する際の課題、 又は、貴本部が共同運用を行うと仮定した場合の条件	○指令運用、部隊運用の差 (10 本部) ○システム構築費用やランニング費用の負担割合(6 本部) ○更新時期の違いを段階的な参画等で調整できるか(5 本部) ○各本部が保有する通信機器メーカーの互換性 (4 本部) ○小規模本部では指令要員に兼務職員も多く効率化の効果がでない (3 本部) ○勤務体制の統一(2 本部) ○指令台の増設スペースの確保(2 本部) ○指令員の専任化(2 本部) ○派遣する指令員に係る人員面で課題(2本部) ○具体的なメリットデメリットを示し、共同運用する業務の範囲を明確にして欲しい(2 本部) ○整備費用以外に指令室への職員配置に係る手法と、それに応じた人件費の積算も必要 ○職員の通勤距離が変更となる ○指令の新設に伴い電波伝搬調査等の各種調査が必要 ○共同運用にはデータの統合が必要で関係契約会社とも調整を要する ○消防指令システムとデジタル無線の間の共通インターフェイスの仕様により繋ぎ込み部分の問題が解消されるかが鍵 ○共同運用マニュアル作成が必要 ○医療圏毎のプロトコルへの対応が必要
その他、共同運用を促進するための方策、意見	○更新時期のズレも財政支援があれば進むのではないか(5 本部) ○緊防債を延長する等、国の財政支援が望まれる(3 本部) ○消防庁からは1県1指令体制を目指すとしており、広域化と同様、府が主体となって府域の指令センターを議論すべき(3 本部) ○市長をはじめ財政部局等の理解が必要。府も市長会等で積極的に働きかけることが必要(2 本部) ○府内1指令センターが望ましい ○共同運用では情報収集、活動体制等でデメリットもあり、経費面でのメリットや消防体制の共通化が必要 ○通信指令を含め、火災防御活動の共通ルールつくりが必要

更新時期が異なる本部との共同化における課題や国の支援制度についての意見	【更新時期が異なる本部との共同化における課題】 ○段階的参画としても数年後の共同運用に向けての協議がどこまで可能かが課題 ○運用開始時から段階的に参画する本部の出動基準を組み込む必要があるなど費用負担の割合も含め綿密な調整が必要 ○府が主導して府立共同指令センターを設置して、各本部は職員を派遣するといった考えが必要 ○府のコーディネイトや支援があれば促進できる(3 本部) ○更新時期が異なれば共同整備の議論にならない 【国の支援制度について】 ○国の財政支援制度の整備があれば共同化が促進される(5 本部) ○緊急防災・減災事業債の期限延長(2 本部) ○段階参画方式で生じる二重負担に補助金等が必要(2 本部) ○既存設備を処分するにも費用補助等が必要(3 本部) ○整備費用だけでなく、運用していく経費も計算に入れるべき ○将来的な広域化につながるものであり、新たな支援を期待

（５）消防本部間の人事交流の推進

≪趣旨≫

＊予防の強化や指導者不足など本部として必要なノウハウ、人材は多種多様であることから、府内消防本部の連携を強化するためには、消防本部間の人事交流が必要

≪事業内容≫

○消防職員の人事交流をコーディネート

・府が中心となって、府内消防本部の派遣、受入ニーズの把握

・結果をもとに、消防本部間のマッチング調整

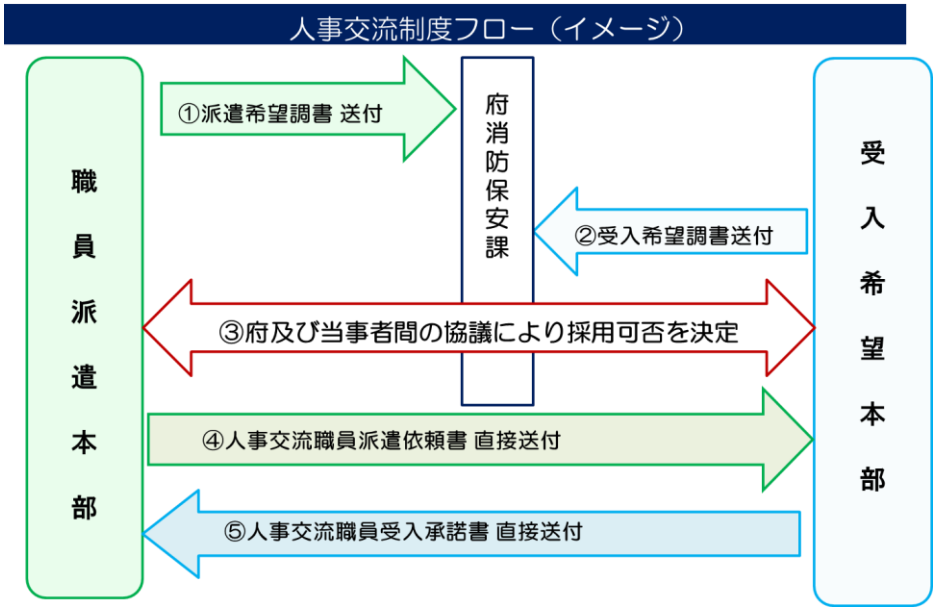

≪取組の効果≫

○多様な現場経験を積むことで若手消防職員の知識・技術の共有が図られ、相互交流による職員相互の連帯感を醸成できる

⇒緊急消防援助隊大阪府大隊としての大規模災害時等における対応能力 UP も期待できる
指令の共同化により、迅速な消火・救急・救助活動が可能

全消防本部アンケート(消防本部間の人事交流)　※平成 30 年 2 月実施分

アンケート設問	主な回答(要旨)
貴本部における人員、人材面の課題	【専門人材の確保、育成に係る課題】 ○人員不足により専門人材の育成が困難(10 本部) ○専門的な指導者の不足(8 本部) ○ベテラン職員の退職や若手の増加で技術継承が困難(4 本部) ○研修の不足 ○専門性の高さによる人員の固定化が課題 【多様な現場経験の蓄積に係る課題】 ○ベテラン職員の退職や若手の増加で技術継承が困難(5 本部) ○実火災等が減少している中、現場経験不足が課題(16 本部) ○経験を伝えるためにスペシャリストの養成が必要(2 本部) ○多様な現場に対応するには多様な訓練により経験の蓄積が必要 ○現場経験のある職員は、一方で時代の変化に対応できるかが課題 【その他人員面での課題】 ○再任用職員の増加が新採の抑制や職員の年齢構成の偏りに繋がる(6 本部) ○派遣要員を確保しようとすると、有給取得や勤務体制に影響する(3 本部) ○業務増に対応する増員が課題(2 本部) ○道交法の改正の影響で免許の取得保持が課題(2 本部) ○女性職員の増加が進まない ○現場を優先することで、本部事務要員の確保も課題 ○特になし・無回答(13 本部)
上記課題に対する対応状況	○研修等により知識伝承を図っている(12 本部) ○府下消防長会の受託研修を活用(6 本部) ○知識伝承のため、中心となる職員の育成をしている(3 本部) ○人事の適正化に努めている。再任用制度の活用(3 本部) ○人事交流の活発化(2 本部)
人事交流(本部間)の実施に対する考え	【専門人材の交流について】 ○他本部での経験が役に立つ(14 本部) ○要望する側のニーズにあった派遣を受けることが望ましい(6 本部) ○派遣の期間によっては、勤務条件や身分上の取扱の検討を要する(2 本部) ○同数同士の人事交流は賛成、人員の確保に苦慮する(2 本部) ○要員管理が厳しい中、派遣側受託側双方に余裕とメリットが必要 ○特に必要としない 【中堅職員等の経験値アップのための交流について】 ○規模を問わず本部間の交流は今後の連携強化に資する(15 本部) ○現場要員の交流や同数同士等ニーズや条件があえば可能(6 本部) ○派遣の期間によっては、勤務条件や身分上の取扱の検討を要する(2 本部) ○現行の受託研修等既存の研修で、十分効果がある(2 本部) ○要員管理が厳しい中、派遣側受託側双方に余裕とメリットが必要 ○特に必要としない
現状の人事交流の実施状況	【専門人材の交流について】 ○交流できていない・無回答(16 本部) ○府下消防長会研修に参加している(5 本部) ○府下消防長会の受託を受け入れている(2 本部) ○一部の市とは交流している(2 本部) ○消防学校等への派遣 ○機会をとらえて情報交換に努めている 【中堅職員等の経験値アップのための交流について】 ○交流できていない(17 本部) ○府下消防長会研修に参加している(5 本部) ○府下消防長会の受託を受け入れている(2 本部)

	○消防学校等への派遣(2 本部) ○機会をとらえて情報交換に努めている
今後人事交流を行う事が望ましい分野	○特定の分野で交流すべき （14 本部） ※立入検査等の予防分野、火災原因調査等の調査分野、人事等の総務分野等の希望が多い ○分野を問わず交流すべき （11 本部）
貴本部が人事交流を行う場合の条件	○本部の規模により人数制限、同数同士の交流をすべき(9 本部) ○費用分担や勤務条件、身分上の取扱等の整理が必要(5 本部) ○要員管理が厳しい中で派遣や受託を行うメリットがあること(2 本部) ○派遣側、受託側のメリットが合致したものとすべき ○受入側として派遣者を指名できること ○同規模以上の本部との交流を希望 ○主に現場経験を積むことを目的とした交流 ○単に不足した人材の補充とならないようにすること
府が人事交流のマッチングを行う場合の要望	○相互の事情、ニーズに合わせた柔軟なマッチングを(6 本部) ○府下消防長会の研修と重複している部分を調整する(2 本部) ○特定の分野やニーズに限定せず、本部のニーズに柔軟に対応する ○受入側として派遣者を指名できること ○複数の交流の際には、異なる分野、年齢、階級での交流を ○小規模本部に派遣可能な人材確保を ○派遣か併任か。身分上の取扱等事前に詰めるべき ○派遣の人材リストを作成し本部の要望に沿える体制をつくること ○広域的に取り組みが必要となる場合の業務は人員の検討が必要 ○本部間双方の意見･条件が全てみたされていること ○本部間の調整の際に、府が支援をすること ○日程や人数を調整し、それらをまとめて年間計画とすること ○受入のみ可能 ○受入側、派遣側の情報共有する仕組みが必要 ○各本部の課題を的確に把握することが重要
交流制度創設に対するアイデア提案	○現状でも府下長会研修等で交流はできているので、内容の精査、充実、継続から始めてはどうか(3本部) ○府市間や民間との人事交流を(2本部) ○自治体間に差異が無いよう、事務負担の軽減も府の主導で(2 本部) ○府内本部の 3 年目や 10 年目の職員を研修の一環として、一斉に人事交流するなど ○要員管理が厳しいことから、人事交流を実施する本部に大阪府職員を派遣してほしい ○交流先との給与･福利厚生との差異を是正できる制度を

（６）消防車両の機関員（運転・操作員）の養成

≪趣旨≫

＊ベテラン機関員の退職により、若年層職員の機関員養成（運転技術）が課題。
効率的かつ効果的に一括して機関員を養成する環境を整備し、緊急車両の安全運行を推進

≪事業内容≫

○指導教育を受けた指導員による専用コース等を用いての運転実技や緊急走行要領等の講習を府内若しくはブロック単位で一括指導する体制を構築
・消防学校における指導員の養成
・若年層職員への実地教習（運転技術）の実施

(参考) 消防職員の年齢構成の変化

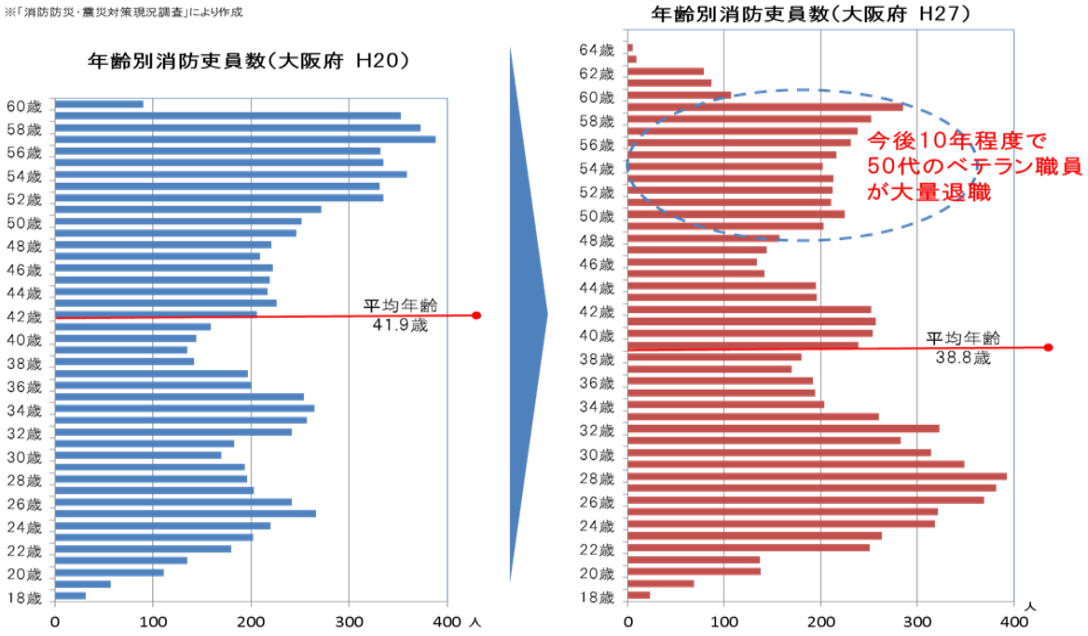

≪取組の効果≫

○技術の向上を効率的に行う事で、事故等の減少につながる
○府内消防機関統一で、機関員養成マニュアルを作成し、機関員指導職員を増員する
多様な現場経験を積むことで若手消防職員の知識・技術の共有が図られ、相互交流による

(参考)大阪市消防局での取組事例

	項　目	具体的内容等
研修･訓練等取組状況	安全運転管理者等研修	各所属の安全運転管理者等に対し、年に2回研修を実施。
	職域交通事故防止推進旬間に伴う交通事故防止研修	全国交通安全運動の一環として各所属において交通事故防止研修を実施。 ･安全運転管理者による研修 交通事故防止基準の再徹底を図り、過去の事故事例について認識を深める。 ･過去の事故事例に基づく訓練 乗組員の積極的な連携、誘導要領等について再徹底し、安全運転意識･技術の向上を図る。
	安全運転基本訓練	中型･普通車両に対し、年に1回、市内にある自動車教習所のコースを借用し、運転操作の基本訓練を実施。
	機関員技能研修	機関員に高度な運転技術と専門的な知識を修得させるため、「はりま交通研修センター(兵庫県)」へ委託研修を年に1回実施。
	公用車事故発生後、再発防止教養訓練	事故発生後 15 日以内に計画し、おおむね1か月の間、公用車事故が発生した所属において、事故発生要因等を検討し、職員一人ひとりの安全運転意識の高揚、同所属の交通事故再発防止対策を実施。
	公用車無事故チャレンジ	通年事業とし、各所属において無事故日数を加算方式で管理し、達成目標日数を掲げ、目標日数を達成すれば表彰する。
	公用車事故ニュース	公用車事故の内容により再発防止の観点から周知徹底が必要と判断する事故について、各所属へ発信し、全職員に周知する。
	運転技術訓練コースを用いた訓練	運転技術訓練コースを設け、各所属単位で1年を通していつでも訓練できる体制をとっている。

運転適性検査

自らの運転特性を認識し、消防車両運行時における注意すべき箇所について、事故防止に取り組むことができるとともに、乗組員全員により機関員の運転特性を共有することで、安全運行の更なる向上を図ることができる。また、安全運転にかかる研修及び教養等における基礎資料として活用することで、効果的効率的に機関員の養成を図ることができる。
当局では、1985 年から 30 年間実施している。

平成 28 年度
SOMPOリスケアマネジメント株式会社
(179 名、4日間に分けて実施)
ペーパー検査　85 円／人
パソコン検査　27,000 円／日
＊パソコン検査は、マシン2～3台で行い、1台に1名で 15～20 分間必要となるため、1時間に 10 名程度しか実施できない。
＊両検査及び操作説明等を含め、検査時間1時間程度を必要とする。

機関員技能研修

機関員に高度な運転技術と専門的な知識を習得させ、事故防止対策を図るとともに、所属において、安全運転管理者の補助者として、職員への事故防止教養及び研修等における指導者としての人材を育成している。
1981 年から鈴鹿サーキットランド、1999 年からクレフィール湖東、2016 年ははりま交通研修センターにおいて実施している。

平成 28 年度
はりま交通研修センター
(26 名、4日間に分けて実施)
23,220 円／人

全消防本部アンケート(消防車両の機関員(運転･操作員)の養成)　※平成 30 年 2 月実施分

アンケート設問	主な回答(要旨)
貴本部としての現状の課題認識	○事故要因を分析したうえで、技術の向上を求める(11 本部) ※主な事故要因 ･狭隘路での接触、誘導･前方管理、車両乗換、マニュアル車に不慣れ,車幅感覚の欠如 ○職員による事故を踏まえて、職員の研修･養成を実施(8 本部) ○事故がなくならないことが課題(5 本部) ○職員に対する機関員養成教育が課題(3 本部)
機関員をさせる場合の要件	○内部の選任基準あり(27 本部) ※主な基準 ･走行距離とポンプ操作、拝命からの年数、免許取得からの年数、検定等の合格、研修の修了
運転操作技術向上や事故防止に向けた取組の状況	○年 1 回以上の運転講習を行っている(25 本部) ○事故防止マニュアルを策定している ○ヒヤリハット事例集を作成し、危険因子を共有している。
府内本部で共同して運転･操作技術向上の取組みを行うことに対する考え	○府内全域で行うことで効率化できる、主旨に賛成(20 本部) ○府立消防学校に機関員養成課程を設置すべき(3本部) ○訓練場所や指導体制等の諸課題など実現性の検討が必要(2本部) ○一過性の研修では効果が少ないのではないか ○少人数の研修が可能だが、ランニングコストが増大する
仮に、上記の取組みを行うとした場合の望ましい方法、アイデア	○消防学校での授業や関係機関からの講師派遣(11本部) ○府内全域の事故情報の共有体制の構築(4本部) ○指導員の育成と教養マニュアル等が必要(2 本部) ○ブロック単位での指導が適切(2 本部) ○事故事例の研究(2 本部) ○警察の研修を参考にしてほしい

（７）派遣型指導要員によるＯＪＴの実施

≪趣旨≫

＊消防力はマンパワー。大阪府全域での人材育成により、消防職員のレベルアップが不可欠。
派遣型指導要員を消防学校に配置し、現場での実施指導等を行う

≪事業内容≫

○派遣型指導要員の配置

ア）巡回指導：府内消防本部のレベルアップ／各種事例等の共有／タイムリーな指導

イ）実地指導：現場での調査指導／違反是正の現地指導／指導救命士の同乗実習／立入検査への同行

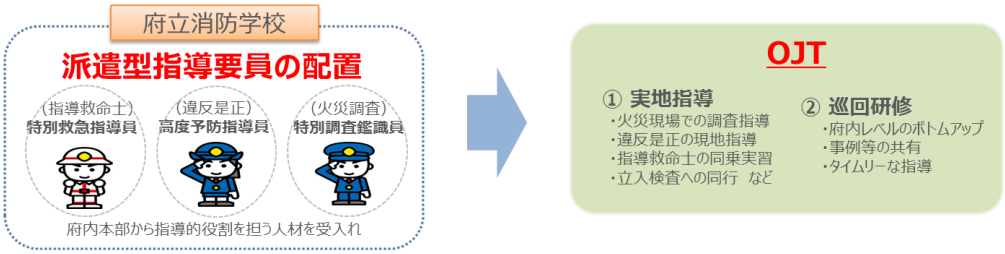

≪取組の効果≫

○消防吏員の技術力向上（ノウハウの伝承、小規模消防本部等の消防吏員の技術力 UP）
⇒違反是正、立入調査の実施率向上などにより、火災の未然防止、被害拡大防止等に寄与

○現場職員の充足による、消防体制の維持
⇒研修参加期間の欠員がなくなり、OJT による底上げが可能

全消防本部アンケート（派遣型指導要員によるOJTの実施）　※平成 30 年 2 月実施分

アンケート設問	主な回答（要旨）
派遣型指導要員によるOJTの実施についての考え	○有意義であり活用したい、又は、機会があれば活用したい（17 本部） ○良い取組だが、違反是正等の分野は身分の取扱等の課題あり（5 本部） ○経費負担や各本部の現状の課題整理をしないと混乱する（2 本部） ○派遣を受けることは可能だが、出すことはできない（2本部） ○組織としてOJTを行うので、派遣型指導要員は必要ない
仮の上記の取組みを行うとした場合の望ましい方法・アイデア	○各本部や地域を踏まえた課題整理を行う（8 本部） ○派遣は難しく受入のみ可能。受入側の要望に応えた派遣を（4 本部） ○巡回指導が望ましい。（2 本部） ○消防学校の配置職員の活用 ○専科教育等の研修派遣中に実施してほしい ○地域の差が生じにくい分野に限って行う ○府の経費負担を求める
派遣を受けるならどのような分野の人材を求めるか。（複数回答）	○火災原因調査（12 本部） ○指揮（10 本部） ○危険物指導（10 本部） ○違反是正（10 本部） ○立入検査（9 本部） ○保安三法（9 本部） ○消火活動（7 本部） ○NBC災害（6本部） ○全分野（3 本部） ○専門教育全部
上記の分野を選択した理由	○経験が少ない分野であるため（12 本部） ○様々な分野で派遣を受ける機会があれば有益（4 本部） ○専門教育は、OJTで経験豊富な指導が有効（3 本部） ○予防分野等統一的な対応が求められるため（4 本部） ○財政面や行政面等の経験を求める

（８）緊急消防援助隊大阪府大隊の後方支援活動の強化

≪趣旨≫

＊大規模災害時に円滑な消防活動をするため、大阪府と消防機関による活動支援体制の強化が必要。大阪府が緊急消防援助隊の後方支援活動をサポートすることで、現場活動力を UP

≪事業内容≫

○西日本を中心とした大規模災害等の際、緊急消防援助隊大阪府大隊として出動する際の大阪府と大阪府大隊との連携強化

・府職員を後方支援本部（大阪市消防局）及び後方支援活動拠点（被災地）に派遣し、府大隊への各種支援を実施

・フェリーなどの輸送手段の確保及び費用の一時的な立替え　など

※府職員の派遣手順や、後方支援本部及び後方支援活動拠点での業務範囲の明確化が必要
※府職員派遣時の当座の活動資金を確保するため、小口支払基金保有限度額を拡大済み（10万円→100万円）

≪取組の効果≫

○府の支援拡充による大阪府大隊の活動力強化

・後方支援の充実により、最先端の現場で活動する消防職員の活動力がアップ

⇒消防職員が現場活動に専念でき、効率的な救助活動が可能となり、より多くの人命救助に寄与

（参考）他府県における緊急消防援助隊活動に対する支援状況

■京都府
熊本地震時、京都府がバスを借り上げし交代要員及び資器材の輸送を実施
輸送前に協議し、京都府の負担とした→熊本市及び市町村振興協　会に交付申請
※京都府応援等実施計画及び後方支援活動要領を改正し、「輸送に関しては京都府が実施」と明記

■岡山県
①広島市土砂災害時
第２次隊以降、状況により県職員を派遣している。
広島市の土砂災害時に、現地へ１名派遣（岡山市消防局のバスに同乗し、連絡調整係として派遣）
②熊本地震時
災害発生後、岡山県がバスを借り上げし交代要員及び資器材の輸送を実施
→熊本市及び市町村振興協会に交付申請
※県の活動について応援等実施計画に記載なし

■三重県
東日本大震災時、三重県がトラック及びバスを借り上げし、交代要員及び資器材の輸送の準備
※県の活動について応援等実施計画に記載なし

（９）府内消防本部へのヒアリング結果

上記の（１）～（８）の各取組について、平成 29 年 11 月、事務局（大阪府）では、府内消防本部を訪問し、検討状況を説明するとともに意見を聴取した。

主な意見は、以下のとおりである。

取組項目（案）	消防本部の主な意見
１　特殊救助災害に対する新たな部隊の創設	○大きな災害の際は、知事が動かないとダメというのは理解。部隊は、府民の安全安心のための救助部隊であるべき。大規模危機事象に対して、府内の消防をどう動かすかを勉強するのは良い ○現状の消防による応援協定に基づく運用の流れが悪いわけではない ○消防は市町村の仕事 ○部隊は不要 ○あらかじめユニット化しておくことで、自本部で保有していない資材や部隊が応援に来てくれるのがわかるので、非常に良いこと。ただし、応援要請を行う基準が各消防本部によって異なる懸念あり、今後、詰める必要がある。1～2 時間で鎮圧しないとダメな事案に対し非常に有用。被害を受ける住民さんにとって、何が一番かということを考えて取り組むべき ○部隊運用の制度設計が課題 ○ユニット化した場合の人材確保が苦しい ○いまの応援協定を改善すべき。例えば、府が全体の被害状況をみて、被害の少ない消防にお願いする、消防が手に負えないものは自衛隊に派遣要請するなど、事案によって判断できる仕組みにかえるべき ○市の負担が増えるような制度設計はしないでほしい。資機材支援も考えてほしい ○相互応援協定との違いを明確にすべき ○現在の応援協定をシンプルにすべき ○部隊を実際どう運用するか・・・。隣接市間で今も、迅速出動できるよう準備をしてもらっている。いまの仕組みと変わらない。相互応援協定に災対本部を担う府が入って協力しあう仕組みが良い ○現行の仕組みで良い ○相互応援協定とダブルスタンダードにならないか心配 ○機動救助部隊の中身次第。役に立つものであれば OK ○「既に制度としてあるものの運用、ルールを決める」のトーンで進めてもらえるなら協力。慎重に進めて欲しい。検討は、府が組織として、メンバーを募集して検討する形にすべき
２　119 番通報同時通訳サービスの共同導入	○指令台導入の際、プロポーザル方式による業者選定をしており、その際、企業から提案があって組込済 ○既にやってるが、今より安くなるなら良いこと ○交付税措置では、補助金が目に見えて良い ○外国人はあまり来ないが、府下消防全体で仕組みが考えられるならありがたい ○隣接市と実施済。年間 30 万円（30 件）程度 ○H30 年度から導入予定（複数の消防本部） ○＃7119 の仕組みを参考にしてやれば良い
３　特殊車両等の共同購入、共同運用	○はしご車の共同運用について検討中 ○それぞれの消防本部で事情がちがう。本部の事情にあったきめ細かな対応が必要 ○はしご車の共同運用について悩んでいる。共同する際の負担ルールがないか、アドバイスがほしい ○はしご車は、あと十数年で更新時期。その際には共同運用を考えたい

取組項目(案)	消防本部の主な意見
4 指令業務の共同運用の推進	○提案のようなアイデアがあれば、共同運用できるのではないか ○隣接市と共同運用してからは、救急も自動応援してくれるようになって助かっている ○共同化は、大規模消防本部から、共同化を声かけしてほしい(小・中規模本部からは声をかけられない) ○困っている小・中規模本部から相談があれば対応する(自ら声かけすることはできない) ○是非とも進めてほしい ○隣接市間での指令台の広域化をしてもメリットはあまりない、大きな単位の広域化が必要。その意味で国への提案は意味がある
5 消防本部間の人事交流の推進	○基本は賛成 ○小規模本部からは人を出せない
6 消防車両の機関員(運転・操作員)養成	○賛成。職員が、よく車をぶつけてくる。養成が必要
7 派遣型指導要員による OJT の実施	○現場での教官の指導は、消防本部によって、それぞれ運用が異なるので、混乱する ○各本部で運用ルールなど違うので難しい。むしろ、各階級毎に訓練・研修を義務化して、その研修で、各本部との人間関係を構築することで横連携が図れる ○課題あり。本部によって現場運用が違うので、教官が実施指導すると隊員は混乱するかもしれない

３　消防力強化にかかる今後の進め方

基本的な考え方

○　広域化は都道府県が広域化推進計画の策定主体（消防組織法第 33 条）として府が、水平連携は市町村消防の原則（消防組織法第 6 条）に基づき、各消防本部が主体となって、今後、具体化を検討

今後の取組方向

《消防広域化》

○　広域化は、今年度の検討結果を踏まえ、広域化推進計画を改訂すべく審議会における議論をスタート

○　隣接市町における地域での広域化や、ブロック化の取組は、市町村の自主的な取組を最大限に尊重し、府は国との調整などの取組をサポート

《水平連携》

○　水平連携は、現行の消防本部体制での連携強化であることから、消防本部が主体となって相互に連携・協力し、それぞれの実情に基づき、個別に具体化を検討

４　取りまとめにあたっての勉強会構成員の意見

勉強会での検討結果を取りまとめるにあたり、平成 30 年１月、各構成員から今年度の検討を振り返っての意見を照会した。

その結果とそれに対する事務局（大阪府）の見解を以下に記す。

■大阪市消防局　礒淵　久徳

		意　　見	大阪府の見解
大阪市消防局	消防の広域化	＊勉強会の規約上、消防力化に向けた課題や解決方策等ついて検討することが設置趣旨とされているが、昨年度からの議論やアンケート 調査などで 明らかになった府内消防本部の課題やその解決策、またその議論の内容や 議論の内容や 経過が盛り込まれておらず、事務局（又は委託業者）が作成した一考察にすぎない ＊本意見照会から得た勉強会構成員の意見等を踏まえてとりまとめすべき ＊事務局（又は委託業者）が考える条件のもと作成された調査結果で、府内全消防本部の実態、意見などが盛り込まれていない ＊広域化の効果のみが記載されているが各消防本部抱え課題や意見等も併記すべき ＊一定の 前提条件の詳細な内容、各項目の考え方、数値算出根拠が示されていなため、資料を見た者が内容を正しく理解できない ＊資料では、時間短縮効果として、府内789地区の一地域の結果をもって「最大 17.6分」と表記 しているが、誤解を招くのではないか	＊昨年度からの議論、アンケート結果を踏まえ、課題を共有し、その解決策として「広域化」「水平連携」の両面から検討を実施 （課題認識） ・人口減少、少子高齢化を踏まえ、小規模本部単独では消防力の維持が厳しい時代が到来 ・災害の複雑・大規模化に対し、既存の応援システムに限界等 （解決の方向性） ・消防の広域化：バラつきのある消防力の底上げ ・府内消防力を結集し、強い消防組織を組成 ・各種業務の共同実施、人材育成　など ＊また、消防力強化策に関しては、 ・広域化は、指令の一本化、部隊の専任化、専従の予防要員の増員など、消防本部の意向を踏まえた強化策を提案 ・水平連携は、勉強会からのアイデアをもとに検討結果としてとりまとめ ＊今回のとりまとめは、29年度の到達点であり、これをベースに、検討主体が各テーマ毎に深掘を検討すべきもの ＊なお、広域化による課題は、「大規模消防本部では消防力の流出が懸念」、「消防団とのつながりが疎遠になる」といった点があげられているが、いずれの課題も当該エリアを管轄する管理者が、都市化の状況、災害の態様、保有する資源（人、資機材等）等を踏まえ、消防力の配置等を考慮すれば、十分に克服される課題であると認識（「H29.3.15消防の広域化及び消防の連携・協力に関する答申」にも言及されている） ＊広域化による効果は、消防の専門家により一定の条件の下、算定した合理性のあるもの。
	水平連携	＊今年度で勉強会を終了させるとのことだが、検討してきた案の来年度以降の対応策を示すべき ＊事務局が予定している府内全本部へのアンケート調査結果が、「取りまとめ」に、どのように反映されるか不明で判断できない ＊本意見照会から得た勉強会構成員の意見等を踏まえてとりまとめすべき	＊水平連携に関する今後の取組の方向性は、「市町村消防」という現行体制における取組として整理したものであることから、賛同する各消防本部が相互に連携・協力し、それぞれの実情に基づき、個別に具体化を検討すべきであり、府はその取組を必要に応じサポートする予定（第5回勉強会） ＊個別具体化にあたっての進め方は、代表消防機関はじめ、府下消防長会での議論を踏まえ判断されるべき事項と認識 ＊なお、アンケート調査結果は、とりまとめに反映

■堺市消防局　松本　文雄

		意　　見	大阪府の見解
堺市消防局	消防の広域化	＊平成28年度のとりまとめでは、今後の進め方として、「広域化による効果等分析のほか、実現手法（広域化の形態）の比較分析や、広域化に伴う課題（ex.地元連携）の解決方法等についても検討を行う」と明記されているが、平成29年度第5回の勉強会で配布された資料では、前述の検討内容が記載されていない ＊少なくとも28年度のとりまとめに記載されている、広域化のメリット・デメリットを発展させた形の取りまとめが必要 ＊今回の取りまとめ（案）は、委託業者が作成したもので、平成28年度を含むこれまでの検討経過が記載されていない ＊また、平成28年度に示した平成29年度のスケジュールが大きく変更（市長会・町村長会合同会議での取りまとめ案の提示等）されているが、変更理由についても記載する必要がある ＊広域化の調査結果は、各本部からデータに基づき作成されたもので、あくまで委託業者さんが作成された資料との認識。この資料だけでは広域化のデメリットや広域化の手法、各消防本部の意見などが記載されておらず、不十分 ＊広域化が良いことばかりのように見えて、資料を見た方に正確に伝わらないのではないか ＊単に、到着時間が短縮されているように見れるが、例えば救急車などは、救急件数の多い市に集中するため、市町村の境界を無くすことによって、広域化前の地域の救急到着時時間が延伸することも考えられるので、そういった点も検証する必要があるのではないか	＊実現手法の比較分析は、広域化の形態（委託化、組合化など）毎のプロセス、広域化の際の財政措置、広域化による効果（先行事例）を調査し、勉強会でも提示済。とりまとめで反映 ＊平成28年度とりまとめ案に言及されている課題に対する見解は以下のとおり。いずれの課題も十分に克服される課題であると認識（「H29.3.15消防の広域化及び消防の連携・協力に関する答申」にも言及されている） ・広域化の初期投資→広域化のスケールメリットにより対応可 ・消防力の整備目標、整備が整っている消防力低下 →管理者が、都市化の状況、災害の態様、保有する資源（人、資機材等）等を踏まえ、消防力の配置等を考慮すれば対応可 ・職員の勤務条件→処遇統一は段階的に行うなど柔軟に対応 ・消防団との連携　→署所レベルでの対応可 ・通信員が地域の地理や水利等に不案内 →消防職員の研修等により対応可 ・市町間の財政負担調整 →現在の消防費を維持した上で効果を確認済。市町間での財政負担調整は、個別具体化の中で調整すべき事項 ・将来の署所の配置 →現存の署所での試算結果。将来の署所配置は、管理者が都市化の状況、災害の態様等を踏まえ、配置等を考慮 ＊スケジュール変更の経緯は、勉強会議事録で既に公開済 ＊広域化による到着時間の延伸は検証済。「課題なし」と認識
	水平連携	＊第4回と第5回の勉強会では、水平連携強化の検討の進め方について方向転換があったように感じる ＊第5回勉強会で唐突に示された今後の進め方（案）についても、これまでの検討経過を踏まえ、「水平連携は市町村消防の原則（消防組織法第6条）に基づき、各消防本部が主体となって、今後、具体化を検討」というような結論で終わることなく、来年度以降の方策を示すべき	＊水平連携強化にかかる検討の進め方に「変更なし」。従来から、府下消防長会での議論を想定（第1回勉強会　議論済）していたが、賛否があり合意に至らず、事務局の大阪市消防局から「消防長会での議論は尚早」との判断。継続議論が必要との認識 《基本スタンス》 「市町村消防」という現行体制における取組であることから、賛同する消防本部が相互に連携・協力し、それぞれの実情に基づき、個別に具体化を検討すべき

■高槻市消防本部　大西　道明

		意　　見	大阪府の見解
高槻市消防本部	消防の広域化	＊第3回、4回資料では、各市町村における消防費の一覧や費用負担割合の算定方法の記載があるが、取りまとめには、記載が無いため、現在の各市町村の予算で広域化が可能と捉えられる可能性がある ＊広域化を実現する場合には、費用負担割合の算定方法により消防費が大きく変動する市町村が多数あり、費用負担は大きな課題であるため、費用負担に関する資料の追加が必要 ＊各市町村が投資している消防財産の取り扱いに関する課題、指令システムは、各市町村で更新時期やシステムの内容が異なるため、一部の市町村で費用負担の増大やシステム更新の延長や前倒しの必要が生じる可能性があることを記載すべき。（水平連携強化では課題の記載あり） ＊取りまとめの資料とするのであれば、メリットだけではなく、検討に必要なデメリットや広域化を実現する場合の課題についても記載する必要がある ＊今回の勉強会は、消防力強化が目的とされ、広域化する場合に本部機能の集約によるスケールメリットの人員を現場職員に充てることで検討されている。本部機能の集約による効果欄に金額が記載されているが、金額を現場職員の経費として新たに投資するよう捉えられる可能性があるため不用	＊現在の消防費を維持した上で効果を確認済。市町間での財政負担調整は、個別具体化の中で調整すべき事項。府下消防長会での議論が出来ていない段階で各市町の費用負担を試算することは不可能。そのため、先行事例での負担割合の考え方を例示として記載 ＊各市町村で投資している消防財産の取扱いについては、広域化する際の形態によって帰属先等が異なるなるため、個別具体化の中で議論すべき事項 ＊指令の広域化に関し、システムの更新時期やシステム内容で費用負担、更新延長、前倒しの可能性については、留意点として、とりまとめに記載 ＊広域化の課題は、いずれも克服できる課題と認識。記載にあたっては、課題と認識を併記して記載 ＊スケールメリットの貨幣価値換算は、府民・市民に投資効果を実感してもらうために有効な手段と認識。誤解を招かないよう、注記を記載
	水平連携	＊「特殊救助災害に対する新たな部隊の創設」について、府の予算要求は見送ったと聞いているが、検討経過として府が訓練費用を負担する内容を記載すべき	＊継続議論の上、府内消防本部の賛意が得られ、制度設計が具体化した段階で、訓練費用など府として必要な責任は果たす予定

■大東四條畷消防本部　奥村　義実

		意　　見	大阪府の見解
大東四條畷消防本部	消防の広域化	＊消防の広域化は、各市町村において様々な意見がある中で、現状分析を行い、広域化後の効果を提示したことは、今後の検討への貴重な資料になる ＊市長会・町村長会への報告は未達となったが、今後は地域の中で、中長期的な視点に立ち検討すべき案件だと考える ＊視点によっては、様々な問題があるが、小規模消防本部にとっては、広域化について前向きに捉えているので、特に意見なし	＊今回の検討結果を踏まえ、広域化推進計画の改訂に向け、審議会の場で本格的な議論をスタートする予定
	水平連携	＊水平連携強化は、可能なことからすぐにでも実施すべきで、府下全消防本部が同じ思いであると思う。この勉強会をきっかけとして、生まれ醸成したもので、大阪府には大変感謝 ＊実現に向け、各消防（局）本部が主体となるべきだが、今後も府の積極的な指導、サポートをお願い	＊広域化までの間の対応として、「市町村消防」という現行体制における取組であることから、賛同する消防本部が相互に連携・協力し、それぞれの実情に基づき、個別に具体化を検討すべきであり、府はその取組を必要に応じサポートする予定

■柏原羽曳野藤井寺消防本部　角井　洋一

		意　　見	大阪府の見解
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部	消防の広域化	＊時間の制約があるのは理解するが、議論の深まりや合意が十分に図られないまま、勉強会の取りまとめとすることについて、違和感 ＊本部機能の集約では、人員及び人件費削減にとられかねない表現。人件費の併記は不要	＊今回のとりまとめは、29年度の到達点としてとりまとめたもの（昨年度も年度末の到達点としてとりまとめを実施） ＊次年度以降、これをベースに、それぞれの検討主体が各テーマ毎に深堀を検討していくべき ＊スケールメリットの貨幣価値換算は、府民・市民に投資効果を実感してもらうために有効な手段と認識。誤解を招かないよう、注記を記載
	水平連携	＊水平連携は、各種案が提示されたので今後も府が中心となって進めて実現できるものから実施していくべき	＊水平連携に関する、今後の取組の方向性は、「市町村消防」という現行体制における取組であることから、賛同する消防本部が相互に連携・協力し、それぞれの実情に基づき、個別に具体化を検討すべきであり、府はその取組を必要に応じサポートする予定

■貝塚市消防本部　関谷　智

		意　　見	大阪府の見解
貝塚市消防本部	消防の広域化	＊平成29年度勉強会での取りまとめとして、特に消防広域化のブロックパターン（案）により、各地域の特性から来るイメージ（メリット）が示されている。 ＊小規模消防本部の観点からの意見・検討をもう少し踏み込んだ形で作成していただきたかった。 今後の府下消防広域化の推進に繋げていただきたい。	＊広域化に関する今回の分析結果については、消防本部や市町村危機管理部局とも共有し、今後の府内の消防広域化議論に役立てていく。その上で、現状の各ブロックにおいても、今後の広域化のあり方について検討を行っていただきたい ＊今回の分析結果を踏まえ、来年度には、府の広域化推進計画の改定を行う予定
	水平連携		

■島本町消防本部　近藤　治彦

		意　　見	大阪府の見解
島本町消防本部	消防の広域化	＊府内の消防長全員に直接、説明すべき ＊とりまとめは、大阪府名でまとめる方が良い ＊2年間検討してきており、報告内容については、来年度以降の対応策や今後の予定を示すべき ＊広域化を実施するならば、記載以外の様々な費用負担増も考えられる。その点までは、検討していない旨を記載しないと、費用が削減出来、部隊が増強できると誤解を招く ＊10ブロックで本部機能の集約で▲245人は、そのまま現場増強人員とするのなら、人件費15億／年は削減されるものではないので、記載する必要がない。誤解を招きかねない	＊まずは、消防担当課長会議の場で取りまとめ案について説明する予定。その上で、必要に応じ消防長にも説明予定 ＊とりまとめについては、勉強会の成果として、とりまとめる予定であり、広域化のみを「府とりまとめ」とする予定はない ＊広域化については、今年度の検討結果を踏まえ府が広域化推進計画を改訂すべく審議会における議論をスタートする予定 ＊スケールメリットの貨幣価値換算は、府民・市民に投資効果を実感してもらうために有効な手段と認識。誤解を招かないよう、注記を記載
	水平連携	＊来年度以降の対応策や今後の予定を示すべき	＊水平連携に関する、今後の取組の方向性は、「市町村消防」という現行体制における取組であることから、賛同する消防本部が相互に連携・協力し、それぞれの実情に基づき、個別に具体化を検討すべきであり、府はその取組を必要に応じサポートする予定 ＊個別具体化にあたっての進め方は、代表消防機関はじめ、府下消防長会での議論を踏まえ判断されるべき事項と認識

■忠岡町消防本部　森野　博志

		意　　見	大阪府の見解
忠岡町消防本部	消防の広域化	＊本部機能の集約で金額は入れるべきではない。財政状況の悪い中、消防以外のものが見れば行革できるように誤解される ＊ブロック割での広域化は元々難しいとは思っていたが、この勉強会（1年半）を通じて今後も含めて難しいと考える ＊今後は連携を深めて、その中で隣接又小規模での広域化が生み出されてくるものと考える。その際には、大阪府も今以上のご協力・ご指導をお願いしたい	＊スケールメリットの貨幣価値換算は、府民・市民に投資効果を実感してもらうために有効な手段と認識。誤解を招かないよう、注記を記載 ＊今回の検討結果を踏まえ、広域化推進計画の改訂に向け、審議会の場で本格的な議論をスタートする予定。なお、隣接市町における地域での広域化や、ブロック化の取組は、市町村の自主的な取組を最大限に尊重し、府は国との調整などの取組をサポートする予定
	水平連携	＊大阪府全体に、ここ数年で水平連携が徐々に進んでいるように思う ＊勉強会の中でも検討項目がかなりあると思うので、今後も大阪府や府下消防長会連携の下、検討課題に取り組んで実現するよう勧めてほしい	＊水平連携に関する、今後の取組の方向性は、「市町村消防」という現行体制における取組であることから、賛同する消防本部が相互に連携・協力し、それぞれの実情に基づき、個別に具体化を検討すべきであり、府はその取組を必要に応じサポートする予定 ＊府下消防長会の場を活用した積極的な議論を期待

■摂津市総務部　井口　久和

		意　　見	大阪府の見解
摂津市総務部	消防の広域化	＊仮想消防体制の中で指令業務の高度化による経費削減が記されているが、平成28年4月から本市と吹田市で指令センターの共同運用を開始しており、更新時期が到来する前にブロック別共同運用が実施された場合、両市は新たに負担を抱えることとなる。段階的参画方式の検討において、先行市の負担が増えないよう具体的な方策が必要 ＊削減額だけが一人歩きしないよう、新たな負担が発生する場合があることも明記すべき	＊指令の広域化に関し、システムの更新時期やシステム内容で費用負担、更新延長、前倒しの可能性については、留意点として、とりまとめに記載
	水平連携	＊府が府内消防本部の連携強化を促す機会を創出するコーディネーター役を期待	＊水平連携に関する、今後の取組の方向性は、「市町村消防」という現行体制における取組であることから、賛同する消防本部が相互に連携・協力し、それぞれの実情に基づき、個別に具体化を検討すべきであり、府はその取組を必要に応じサポートする予定

平成２９年度　消防力強化のための勉強会　構成員名簿

	所属・役職	氏　名	備　考
府	大阪府危機管理室長	武井　義孝	
	〃　　消防保安課長	前野　祐一	（事務局兼務）
消防本部	大阪市消防局企画部長	礒淵　久徳	政令市消防本部
	堺市消防局総務部長	松本　文雄	
	高槻市消防本部消防長	大西　道明	各地域の消防本部 （大阪府下消防長会ブロック代表市）
	大東四條畷消防組合 大東四條畷消防本部消防長	奥村　義実	
	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長	角井　洋一	
	貝塚市消防本部消防長	関谷　智	
	島本町消防本部消防長	近藤　治彦	町村単独消防本部
	忠岡町消防本部消防長	森野　博志	
市町村	摂津市総務部長	井口　久和	各地域の危機管理担当部局 （大阪府市長会総務企画部長会議ブロック幹事市）
	守口市危機管理監	多田　昌生	
	河内長野市危機管理監	星野　正明	
	高石市総務部長	辻田　智	

平成２９年度　勉 強 会 開 催 経 過

◇第１回勉強会　　平成２９年５月１８日

（議題）・29 年度検討の進め方について
・消防広域化に係る検討調査について
・消防本部間の水平連携方策の検討

◇第２回勉強会　　平成２９年６月２９日

（議題）・消防広域化に係る検討調査について
・消防本部間の水平連携強化から検討中の項目について
・副首都実現に向けた消防機能の強化について
（副首都推進本部会議の結果報告）

◇第３回勉強会　　平成２９年８月８日

（議題）・消防広域化に係る検討調査について
・消防力強化について

◇第４回勉強会　　平成２９年９月２７日

（議題）・消防広域化について
・消防本部間の水平連携強化について
・今後の進め方について
・市長会・町村長会での主な議論

◇第５回勉強会　　平成３０年１月１９日

（議題）・消防力強化(広域化)について（取りまとめ素案）
・消防力強化（水平連携）の取りまとめ（案）

◇第６回勉強会　　平成３０年３月２２日

（議題）・勉強会取りまとめ報告書について

消防力強化勉強会ワーキング

【設置目的】

水平連携の強化策を検討するにあたり、各本部が抱える課題の改善に繋がる実りあるものとするため、消防の実務者による主体的かつ詳細な検討を行う場として、ワーキングを設置

【構成員】

・勉強会に参画する８本部の実務者(概ね課長級)と、大阪府危機管理室により構成
・検討テーマ等により、出席者の追加・変更を可とする

【開催経過】

第１回　平成２９年　６月１５日
第２回　平成２９年　７月１８日
第３回　平成２９年　７月２６日
第４回　平成２９年１０月３１日
第５回　平成３０年　１月１９日
第６回　平成３０年　３月２２日

参 考 資 料

■広域化による運用効果（市区町村別の平均時間短縮効果）

※黄色着色が市区町村平均で 0.1 分以上の短縮が生じた市区町村

【署所の運用効果】

ブロック	市区町村名	平均走行時間（分）	平均時間短縮効果 ①10ブロック	②8ブロック	③1ブロック
大阪市	大阪市東淀川区	2.5	0	0	-0.1
	生野区	2.6	0	0	-0.1
	淀川区	3.0	0	0	-0.1
	鶴見区	2.7	0	0	-0.2
	住之江区	3.4	0	0	-0.3
	平野区	2.9	0	0	-0.1
	上記以外	—	0	0	0
堺市	堺市南区	4.8	0	0	-0.1
	北区	3.9	0	0	-0.2
	美原区	4.8	0	0	-0.1
	上記以外	—	0	0	0
	高石市	2.8	0	0	0
豊能	豊中市	3.4	-0.1	-0.1	-0.2
	能勢町	8.9	-0.3	-0.3	-0.3
	池田市	4.0	-0.5	-0.5	-0.5
	箕面市	5.1	-0.3	-0.5	-0.5
	豊能町	3.8	0	0	0
三島	吹田市	3.5	-0.2	-0.3	-0.3
	高槻市	3.8	-0.1	-0.1	-0.2
	茨木市	3.8	-0.2	-0.2	-0.2
	摂津市	3.2	0	0	0
	島本町	4.2	0	0	0
北河内	交野市	5.9	-1.2	-1.2	-1.2
	守口市	3.4	-0.1	-0.1	-0.2
	門真市	2.8	-0.1	-0.1	-0.1
	枚方市	3.8	0	0	0
	寝屋川市	3.0	-0.1	-0.1	-0.1
	大東市	3.7	0	-0.2	-0.2
	四條畷市	3.4	-0.3	-0.3	-0.3
中河内	八尾市	3.9	-0.1	-0.1	-0.2
	東大阪市	3.5	0	-0.1	-0.2
南河内北	松原市	4.2	-0.1	-0.1	-0.2
	柏原市	3.7	0	0	-0.2
	羽曳野市	5.0	0	0	-0.2
	藤井寺市	3.2	0	0	0
新南河内	富田林市	6.2	-1.1	-1.1	-1.2
	太子町	3.4	0	0	0
	河南町	5.8	0	0	0
	千早赤阪村	8.3	0	0	0
	河内長野市	5.8	-0.1	-0.1	-0.1
	大阪狭山市	3.1	0	0	-0.1
泉州北	岸和田市	4.0	-0.1	-0.1	-0.1
	泉大津市	3.3	-0.2	-0.2	-0.2
	貝塚市	3.9	-0.2	-0.2	-0.2
	和泉市	5.3	-0.2	-0.2	-0.3
	忠岡町	3.2	-0.6	-0.6	-0.6
泉州南	泉佐野市	3.8	0	0	0
	泉南市	5.2	0	0	0
	阪南市	6.6	0	0	0
	熊取町	4.3	0	0	-0.1
	田尻町	3.8	0	0	0
	岬町	6.6	0	0	0

※市町村平均では0となっているが、個別地区では短縮が生じる地区が存在する市町村
（10 ブロック） 摂津市、島本町、枚方市、大東市、東大阪市、羽曳野市、大阪狭山市
（8ブロック） 摂津市、島本町、枚方市、羽曳野市、大阪狭山市
（1ブロック） 高石市、摂津市、島本町、枚方市、泉佐野市

【最先着ポンプ車の運用効果】

ブロック	市区町村名	平均走行時間（分）	平均時間短縮効果 ①10ブロック	②8ブロック	③1ブロック
大阪市	大阪市東淀川区	2.5	0	0	-0.1
	生野区	2.6	0	0	-0.1
	鶴見区	2.7	0	0	-0.2
	住之江区	3.4	0	0	-0.3
	平野区	2.9	0	0	-0.1
	上記以外	—	0	0	0
堺市	堺市南区	4.7	0	0	-0.1
	北区	3.8	0	0	-0.1
	美原区	4.8	0	0	-0.1
	上記以外	—	0	0	0
	高石市	2.8	0	0	0
豊能	豊中市	3.4	-0.1	-0.1	-0.2
	能勢町	8.9	-0.3	-0.3	-0.3
	池田市	4.0	-0.5	-0.5	-0.5
	箕面市	5.0	-0.2	-0.5	-0.5
	豊能町	3.8	0	0	0
三島	吹田市	3.8	-0.1	-0.3	-0.3
	高槻市	3.8	-0.1	-0.1	-0.2
	茨木市	3.7	-0.2	-0.2	-0.2
	摂津市	3.2	0	0	0
	島本町	4.2	0	0	0
北河内	交野市	5.9	-1.2	-1.2	-1.2
	守口市	3.6	-0.2	-0.2	-0.2
	門真市	2.9	-0.1	-0.1	-0.1
	枚方市	3.8	0	0	0
	寝屋川市	3.3	0	0	0
	大東市	3.7	-0.1	-0.2	-0.2
	四條畷市	3.4	-0.3	-0.3	-0.3
中河内	八尾市	3.9	-0.1	-0.1	-0.2
	東大阪市	3.5	0	-0.1	-0.2
南河内北	松原市	4.2	-0.1	-0.1	-0.2
	柏原市	3.6	0	0	-0.1
	羽曳野市	5.0	-0.1	-0.1	-0.3
	藤井寺市	3.2	0	0	0
新南河内	富田林市	6.2	-1.1	-1.1	-1.2
	太子町	3.4	0	0	0
	河南町	5.9	0	0	0
	千早赤阪村	8.4	0	0	0
	河内長野市	5.8	-0.1	-0.1	-0.1
	大阪狭山市	3.1	0	0	-0.1
泉州北	岸和田市	4.0	-0.1	-0.1	-0.1
	泉大津市	3.3	-0.2	-0.2	-0.2
	貝塚市	4.0	-0.3	-0.3	-0.3
	和泉市	5.2	-0.1	-0.1	-0.2
	忠岡町	3.2	-0.6	-0.6	-0.6
泉州南	泉佐野市	4.4	0	0	0
	泉南市	5.5	0	0	0
	阪南市	6.5	0	0	0
	熊取町	4.6	0	0	0
	田尻町	6.7	0	0	0
	岬町	6.5	0	0	0

※市町村平均では0となっているが、個別地区では短縮が生じる地区が存在する市町村
（10 ブロック） 摂津市、島本町、枚方市、寝屋川市、東大阪市、大阪狭山市
（8ブロック） 摂津市、島本町、枚方市、寝屋川市、大阪狭山市
（1ブロック） 高石市、摂津市、島本町、枚方市、寝屋川市、泉佐野市、熊取町

【第二着ポンプ車の運用効果】

ブロック	市区町村名	平均走行時間（分）	平均時間短縮効果 ①10ブロック	②8ブロック	③1ブロック
大阪市	大阪市東淀川区	4.1	0	0	-0.3
	生野区	3.6	0	0	-0.1
	旭区	4.5	0	0	-0.3
	淀川区	4.4	0	0	-0.3
	鶴見区	4.3	0	0	-0.4
	住之江区	5.7	0	0	-0.4
	平野区	4.6	0	0	-0.4
	上記以外	—	0	0	0
堺市	堺市堺区	4.1	0	0	-0.1
	東区	6.3	0	0	-0.1
	南区	6.6	0	0	-0.5
	北区	4.1	0	0	-0.1
	美原区	4.8	0	0	-0.1
	上記以外	—	0	0	0
	高石市	3.4	0	0	0
豊能	豊中市	5.6	-0.2	-0.4	-0.5
	能勢町	63.6	-36.0	-36.0	-36.0
	池田市	4.0	-0.1	-0.1	-0.1
	箕面市	5.7	-0.3	-0.5	-0.5
	豊能町	7.8	-0.1	-2.4	-2.4
三島	吹田市	4.5	-0.1	-0.1	-0.1
	高槻市	4.2	-0.2	-0.2	-0.2
	茨木市	4.5	-0.4	-0.4	-0.4
	摂津市	5.2	-0.8	-0.8	-0.9
	島本町	4.2	0.0	0.0	0.0
北河内	交野市	5.9	-0.1	-0.1	-0.1
	守口市	4.9	-0.1	-0.1	-0.3
	門真市	5.0	-0.3	-0.3	-0.4
	枚方市	6.2	-0.1	-0.1	-0.1
	寝屋川市	5.8	-0.5	-0.5	-0.5
	大東市	5.4	-0.1	-0.3	-0.3
	四條畷市	5.0	-0.1	-0.1	-0.1
中河内	八尾市	4.4	0	0	-0.3
	東大阪市	5.4	0	-0.1	-0.3
南河内北	松原市	4.2	-0.1	-0.1	-0.1
	柏原市	3.8	0	0	0
	羽曳野市	5.0	0	0	-0.1
	藤井寺市	4.3	0	0	0
新南河内	富田林市	6.2	-1.1	-1.1	-1.1
	太子町	13.0	0	0	-0.7
	河南町	6.6	0	0	0
	千早赤阪村	15.0	-1.0	-1.0	-1.0
	河内長野市	6.1	-0.1	-0.1	-0.1
	大阪狭山市	5.7	-0.7	-0.7	-1.0
泉州北	岸和田市	6.3	-0.4	-0.4	-0.4
	泉大津市	3.3	-0.1	-0.1	-0.1
	貝塚市	6.0	-0.4	-0.4	-0.7
	和泉市	9.8	-1.5	-1.5	-1.8
	忠岡町	3.2	-0.1	-0.1	-0.1
泉州南	泉佐野市	4.9	0	0	0
	泉南市	6.2	0	0	0
	阪南市	6.5	0	0	0
	熊取町	4.7	0	0	-0.1
	田尻町	6.7	0	0	0
	岬町	6.5	0	0	0

※市町村平均では0となっているが、個別地区では短縮が生じる地区が存在する市町村
（10 ブロック） 島本町、八尾市、東大阪市、羽曳野市
（8ブロック） 島本町、八尾市、羽曳野市
（1ブロック） 高石市、島本町、柏原市、泉佐野市

【救急車の運用効果】

ブロック	市区町村名	平均走行時間（分）	平均時間短縮効果 ①10ブロック	②8ブロック	③1ブロック
大阪市	大阪市都島区	4.4	0	0	-0.1
	東淀川区	6.7	0	0	-1.8
	東成区	5.3	0	0	-0.7
	生野区	3.9	0	0	-0.1
	旭区	6.2	0	0	-0.7
	城東区	4.3	0	0	-0.1
	東住吉区	4.0	0	0	-0.1
	淀川区	5.9	0	0	-1.3
	鶴見区	4.9	0	0	-0.4
	住之江区	4.7	0	0	-0.2
	平野区	4.8	0	0	-0.5
	上記以外	—	0	0	0
堺市	堺市南区	5.9	0	0	-0.4
	北区	4.9	0	0	-0.1
	美原区	5.5	0	0	-0.1
	上記以外	—	0	0	0
	高石市	7.4	0	0	-2.2
豊能	豊中市	4.1	-0.2	-0.2	-0.2
	能勢町	8.9	-0.4	-0.4	-0.4
	池田市	4.1	-0.5	-0.5	-0.5
	箕面市	5.2	-0.1	-0.3	-0.3
	豊能町	5.3	0	0	0
三島	吹田市	4.5	0	-0.2	-0.2
	高槻市	4.8	-0.2	-0.2	-0.3
	茨木市	4.6	-0.4	-0.4	-0.4
	摂津市	5.7	-0.6	-0.6	-0.8
	島本町	4.2	0	0	0
北河内	交野市	6.0	-1.0	-1.0	-1.0
	守口市	3.9	-0.1	-0.1	0
	門真市	5.1	-1.1	-1.1	-1.1
	枚方市	4.7	0	0	0
	寝屋川市	3.5	0	0	0
	大東市	4.4	-0.1	-0.2	-0.2
	四條畷市	5.4	-1.1	-1.1	-1.1
中河内	八尾市	4.9	-0.1	-0.1	-0.2
	東大阪市	5.1	-0.2	-0.3	-0.3
南河内北	松原市	4.3	-0.1	-0.1	-0.2
	柏原市	4.5	0.0	0.0	-0.3
	羽曳野市	5.5	-0.1	-0.1	-0.3
	藤井寺市	3.8	0.0	0.0	0
新南河内	富田林市	6.4	-0.9	-0.9	-0.9
	太子町	4.2	0	0	0
	河南町	6.2	0	0	0
	千早赤阪村	8.4	0	0	0
	河内長野市	7.1	-0.2	-0.2	-0.2
	大阪狭山市	3.9	0	0	0
泉州北	岸和田市	5.6	-0.4	-0.4	-0.4
	泉大津市	3.6	-0.2	-0.2	-0.2
	貝塚市	4.8	-0.4	-0.4	-0.4
	和泉市	6.8	-0.5	-0.5	-0.6
	忠岡町	3.3	0	0	0
泉州南	泉佐野市	4.8	0	0	0
	泉南市	5.7	0	0	0
	阪南市	6.6	0	0	0
	熊取町	4.4	0	0	-0.1
	田尻町	4.3	0	0	0
	岬町	6.6	0	0	0

※市町村平均では0となっているが、個別地区では短縮が生じる地区が存在する市町村
（10 ブロック） 豊能町、吹田市、島本町、枚方市、寝屋川市、藤井寺市、千早赤阪村、大阪狭山市
（8ブロック） 豊能町、島本町、枚方市、寝屋川市、藤井寺市、千早赤阪村、大阪狭山市
（1ブロック） 豊能町、島本町、守口市、枚方市、寝屋川市、藤井寺市、太子町、千早赤阪村、大阪狭山市、泉佐野市、泉南市、田尻町

【はしご車の運用効果】

ブロック	市区町村名	平均走行時間（分）	平均時間短縮効果 ①10ブロック	②8ブロック	③1ブロック
	大阪市東淀川区	4.3	0	0	-0.1
	東成区	3.2	0	0	-0.2
	生野区	4.2	0	0	-0.2
	旭区	4.8	0	0	-0.4
	城東区	4.0	0	0	-0.1
	淀川区	5.3	0	0	-1.1
	鶴見区	4.5	0	0	-0.2
	住之江区	4.3	0	0	-0.2
	平野区	5.6	0	0	-0.1
	上記以外	–	0	0	0
	堺市東区	8.1	0	0	-0.1
	南区	6.6	0	0	-0.5
	美原区	5.3	0	0	-0.2
	上記以外	–	0	0	0
	高石市	5.7	0	0	-0.1
豊能	豊中市	4.9	0	-0.3	-0.3
	能勢町	59.8	-1.5	-1.5	-1.5
	池田市	3.8	0	0	0
	箕面市	7.7	-0.5	-0.7	-0.7
	豊能町	43.7	-1.3	-1.7	-1.7
三島	吹田市	4.1	0	-0.1	-0.1
	高槻市	5.0	-0.3	-0.3	-0.3
	茨木市	4.6	-0.2	-0.2	-0.2
	摂津市	5.7	-0.8	-0.8	-0.8
	島本町	3.7	0	0	0
北河内	交野市	12.3	0	0	0
	守口市	4.2	-0.1	-0.1	-0.1
	門真市	4.2	-0.1	-0.1	-0.1
	枚方市	6.4	0	0	0
	寝屋川市	5.7	-0.1	-0.1	-0.1
	大東市	5.5	-0.1	-0.3	-0.3
	四條畷市	14.9	-3.4	-3.4	-3.4
中河内	八尾市	8.4	-0.6	-0.6	-1.1
	東大阪市	4.7	0	-0.1	-0.1
南河内北	松原市	3.9	0	0	-0.1
	柏原市	12.2	0	0	-0.7
	羽曳野市	5.3	-0.3	-0.3	-0.4
	藤井寺市	5.5	0	0	0
新南河内	富田林市	6.4	-1.2	-1.2	-1.2
	太子町	13.7	0	0	-0.9
	河南町	10.6	0	0	0
	千早赤阪村	18.4	-0.1	-0.1	-0.1
	河内長野市	8.8	-0.4	-0.4	-0.4
	大阪狭山市	3.1	0	0	0
泉州北	岸和田市	6.6	-0.3	-0.3	-0.3
	泉大津市	4.5	-0.1	-0.1	-0.1
	貝塚市	6.5	0	0	0
	和泉市	9.5	-0.7	-0.7	-1.8
	忠岡町	—	*	*	*
泉州南	泉佐野市	7.5	0	0	-0.5
	泉南市	6.7	0	0	0
	阪南市	5.4	0	0	0
	熊取町	13.4	0	0	-0.6
	田尻町	9.2	0	0	0
	岬町	18.5	0	0	0

【救助工作車の運用効果】

ブロック	市区町村名	平均走行時間（分）	平均時間短縮効果 ①10ブロック	②8ブロック	③1ブロック
大阪市	大阪市東淀川区	4.7	0	0	-0.1
	旭区	4.4	0	0	-0.1
	淀川区	5.8	0	0	-0.5
	平野区	5.9	0	0	-0.2
	上記以外	–	0	0	0
堺市	堺市堺区	5.9	0	0	-0.5
	東区	9.7	0	0	-1.1
	西区	6.6	0	0	-0.2
	南区	10.9	0	0	-0.9
	北区	11.8	0	0	-3.4
	美原区	13.4	0	0	-4.5
	上記以外	–	0	0	0
	高石市	11.3	0	0	-3.2
豊能	豊中市	4.8	0	0	0
	能勢町	11.0	-0.6	-0.6	-0.6
	池田市	4.6	0	0	0
	箕面市	8.9	-0.4	-0.8	-0.8
	豊能町	8.5	0	0	0
三島	吹田市	9.7	-0.1	-1.3	-1.8
	高槻市	7.3	-0.8	-0.8	-0.9
	茨木市	8.4	-0.4	-0.4	-0.4
	摂津市	6.2	-0.1	-0.1	-0.1
	島本町	4.2	0	0	0
北河内	交野市	6.2	-0.2	-0.2	-0.2
	守口市	7.3	-0.2	-0.2	-0.8
	門真市	7.0	-1.0	-1.0	-1.0
	枚方市	8.0	-0.1	-0.1	-0.1
	寝屋川市	6.5	-0.8	-0.8	-0.8
	大東市	5.1	0	0	0
	四條畷市	4.9	-0.1	-0.1	-0.1
中河内	八尾市	6.9	-0.3	-0.3	-0.5
	東大阪市	6.2	-0.1	-0.2	-0.3
南河内北	松原市	5.1	0	0	0
	柏原市	7.5	0	0	-0.3
	羽曳野市	6.2	-0.4	-0.4	-0.4
	藤井寺市	3.5	0	0	0
新南河内	富田林市	6.4	-1.0	-1.0	-1.0
	太子町	14.0	0	0	-1.0
	河南町	15.6	0	0	0
	千早赤阪村	22.6	0	0	0
	河内長野市	12.1	-0.1	-0.1	-0.2
	大阪狭山市	5.5	0	0	0
泉州北	岸和田市	7.8	-0.3	-0.3	-0.3
	泉大津市	5.1	0	0	0
	貝塚市	7.2	0	0	-0.7
	和泉市	11.0	-0.6	-0.6	-0.9
	忠岡町	—	*	*	*
泉州南	泉佐野市	6.2	0	0	-0.1
	泉南市	6.2	0	0	0
	阪南市	7.2	0	0	0
	熊取町	4.6	0	0	0
	田尻町	8.8	0	0	0
	岬町	21.6	0	0	0

※忠岡町においては、現状ではしご車及び救助工作車を保有しないため、現状との運用効果との差分は算定できないが、広域化すれば広域化後の本部として出動が可能となるため、現状に比して改善効果有りとしている

※市町村平均では0となっているが、個別地区では短縮が生じる地区が存在する市町村
（10 ブロック） 豊中市、池田市、吹田市、島本町、藤井寺市、貝塚市
（8ブロック） 池田市、島本町、藤井寺市、貝塚市
（1ブロック） 池田市、島本町、枚方市、藤井寺市、大阪狭山市 貝塚市

※市町村平均では0となっているが、個別地区では短縮が生じる地区が存在する市町村
（10 ブロック） 豊中市、池田市、島本町、松原市、藤井寺市、千早赤阪村、大阪狭山市、泉大津市、貝塚市
（8ブロック） 豊中市、池田市、豊能町、島本町、松原市、藤井寺市、千早赤阪村、大阪狭山市、泉大津市、貝塚市
（1ブロック） 豊中市、池田市、豊能町、島本町、大東市、松原市、藤井寺市、千早赤阪村、大阪狭山市、泉大津市、熊取町

■ブロック毎の仮想消防本部の人員配置の試算（詳細）

10ブロック体制

		人口	職員実数	職員総数	職員数（業務量）																		備考
					消防本部																消防署所		
							消防長		次長		総務		警防		予防		指令		その他				
				人数	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	
	10ブロック				▲ 245		▲ 17		▲ 38		▲ 27		▲ 40		▲ 54		▲ 71		0		245		現場要員＝245人
ブロック 豊能	現状	674,975	670	670	143	21.3%	3	0.4%	5	0.7%	38	5.7%	28	4.2%	25	3.7%	44	6.6%	0	0.0%	527	78.7%	
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			670	123	18.3%	1	0.1%	1	0.2%	41	6.2%	24	3.6%	20	3.0%	35	4.1%	0	0.0%	547	81.7%	●消防長・次長：各「1」に固定 ●指令：事例より算出「指令27」＜豊中市・池田市「指令(計)35」 →現状本部の最大値である「豊中市・池田市：指令35」を反映
	差分＝現場増強要員				−20	−3.0%	−2	−0.3%	−4	−0.6%	3	0.5%	−4	−0.5%	−5	−0.7%	−9	−2.5%	0	0.0%	20	3.0%	現場要員＝20人
ブロック 三島	現状	1,119,772	1,080	1,092	254	23.3%	5	0.5%	12	1.1%	75	6.9%	35	3.2%	51	4.7%	76	7.0%	0	0.0%	838	76.7%	本部と署所の兼任（ﾀﾞﾌﾞﾙｶｳﾝﾄ）12人：島本町 を含む
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			1,092	183	16.8%	1	0.1%	1	0.3%	82	7.5%	32	2.9%	33	3.0%	34	3.1%	0	0.0%	909	83.2%	●消防長・次長：各「1」に固定
	差分＝現場増強要員				−71	−6.5%	−4	−0.4%	−11	−0.8%	7	0.6%	−3	−0.3%	−18	−1.6%	−42	−3.8%	0	0.0%	71	6.5%	現場要員＝71人
ブロック 北河内	現状	1,164,970	1,327	1,327	254	19.2%	4	0.3%	8	0.6%	108	8.2%	34	2.5%	31	2.3%	70	5.2%	0	0.0%	1,073	80.8%	
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			1,327	222	16.7%	1	0.1%	1	0.3%	100	7.5%	39	2.9%	40	3.0%	41	3.1%	0	0.0%	1,105	83.3%	●消防長・次長：各「1」に固定
	差分＝現場増強要員				−32	−2.4%	−3	−0.2%	−7	−0.3%	−8	−0.6%	5	0.4%	9	0.7%	−29	−2.1%	0	0.0%	32	2.4%	現場要員＝32人
ブロック 中河内	現状	761,199	760	760	149	19.6%	2	0.3%	7	0.9%	37	4.9%	18	2.4%	41	5.4%	44	5.8%	0	0.0%	611	80.4%	
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			760	135	17.8%	1	0.1%	1	0.3%	46	6.1%	26	3.4%	33	4.4%	28	3.7%	0	0.0%	625	82.2%	●消防長・次長：各「1」に固定 ●予防：事例平均・予防2.7%と低い →ブロック人こと規模感の近い「堺市」の予防4.4%を反映
	差分＝現場増強要員				−14	−1.8%	−1	−0.1%	−6	−0.7%	9	1.2%	8	1.0%	−8	−1.0%	−16	−2.1%	0	0.0%	14	1.8%	現場要員＝14人
ブロック 南河内北	現状	370,451	374	374	111	29.7%	2	0.5%	2	0.5%	31	8.3%	30	8.0%	20	5.3%	26	7.0%	0	0.0%	263	70.3%	
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			374	70	18.8%	1	0.2%	1	0.9%	18	4.9%	13	3.4%	13	3.6%	24	6.4%	0	0.0%	304	81.2%	●消防長・次長：各「1」に固定
	差分＝現場増強要員				−41	−10.9%	−1	−0.3%	−1	0.4%	−13	−3.3%	−17	−4.6%	−7	−1.8%	−2	−0.6%	0	0.0%	41	10.9%	現場要員＝41人
ブロック 新南河内	現状	314,453	359	369	95	25.7%	3	0.8%	4	1.1%	35	9.5%	17	4.6%	20	5.4%	16	4.3%	0	0.0%	274	74.3%	本部と署所の兼任（ﾀﾞﾌﾞﾙｶｳﾝﾄ）10人：大阪狭山市 を含む
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			369	74	20.0%	1	0.3%	1	0.8%	22	6.0%	12	3.4%	12	3.2%	26	6.9%	0	0.0%	295	80.0%	●消防長・次長：各「1」に固定
	差分＝現場増強要員				−21	−5.8%	−2	−0.5%	−3	−0.3%	−13	−3.5%	−5	−1.2%	−8	−2.2%	10	2.6%	0	0.0%	21	5.8%	現場要員＝21人
ブロック 泉州北	現状	564,984	550	605	155	25.6%	5	0.8%	7	1.2%	50	8.3%	41	6.8%	37	6.1%	15	2.5%	0	0.0%	450	74.4%	本部と署所の兼任（ﾀﾞﾌﾞﾙｶｳﾝﾄ）55人：泉大津市25・忠岡町11・貝塚市19 を含む
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			605	109	18.0%	1	0.2%	1	0.6%	38	6.2%	17	2.8%	20	3.3%	32	5.3%	0	0.0%	496	82.0%	●消防長・次長：各「1」に固定
	差分＝現場増強要員				−46	−7.7%	−4	−0.6%	−6	−0.6%	−12	−2.0%	−24	−4.0%	−17	−2.8%	17	2.8%	0	0.0%	46	7.7%	現場要員＝46人

8ブロック体制

		人口	職員実数	職員総数	職員数（業務量）																		備考
					消防本部																消防署所		
							消防長		次長		総務		警防		予防		指令		その他				
				人数	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	
	8ブロック				**▲ 344**		**▲ 19**		**▲ 40**		**▲ 52**		**▲ 38**		**▲ 76**		**▲ 119**		**0**		**344**		現場要員＝344人
ブロック 北部	現状	1,794,747	1,750	1,762	397	22.5%	8	0.5%	17	1.0%	113	6.4%	63	3.6%	76	4.3%	120	6.8%	0	0.0%	1,365	77.5%	本部と署所の兼任（ﾀﾞﾌﾞﾙｶｳﾝﾄ）12人：島本町 を含む
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			1,762	264	15.0%	1	0.1%	1	0.2%	113	6.4%	56	3.2%	48	2.7%	45	2.5%	0	0.0%	1,498	85.0%	●消防長・次長：各「1」に固定 ●警防：事例平均・警防2.7%＜大阪市・警防2.8% →事例のうち最も割合の大きい「神戸市：警防3.2%」を反映
	差分＝現場増強要員				−133	−7.6%	−7	−0.4%	−16	−0.7%	0	0.0%	−7	−0.4%	−28	−1.6%	−75	−4.3%	0	0.0%	133	7.6%	現場要員＝133人
ブロック 東部	現状	1,926,169	2,087	2,087	403	19.3%	6	0.3%	15	0.7%	145	7.0%	52	2.5%	72	3.4%	114	5.4%	0	0.0%	1,684	80.7%	
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			2,087	300	14.4%	1	0.0%	1	0.1%	131	6.3%	66	3.2%	55	2.7%	46	2.2%	0	0.0%	1,787	85.6%	●消防長・次長：各「1」に固定 ●警防：事例平均・警防2.7%＜大阪市・警防2.8% →事例のうち最も割合の大きい「神戸市：警防3.2%」を反映
	差分＝現場増強要員				−103	−4.9%	−5	−0.2%	−14	−0.6%	−14	−0.7%	14	0.7%	−17	−0.8%	−68	−3.3%	0	0.0%	103	4.9%	現場要員＝103人
ブロック 南河内北	現状	370,451	374	374	111	29.7%	2	0.5%	2	0.5%	31	8.3%	30	8.0%	20	5.3%	26	7.0%	0	0.0%	263	70.3%	
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			374	70	18.8%	1	0.2%	1	0.9%	18	4.9%	13	3.4%	13	3.6%	24	6.4%	0	0.0%	304	81.2%	●消防長・次長：各「1」に固定
	差分＝現場増強要員				−41	−10.9%	−1	−0.3%	−1	0.4%	−13	−3.3%	−17	−4.6%	−7	−1.8%	−2	−0.6%	0	0.0%	41	10.9%	現場要員＝41人
ブロック 新南河内	現状	314,453	359	369	95	25.7%	3	0.8%	4	1.1%	35	9.5%	17	4.6%	20	5.4%	16	4.3%	0	0.0%	274	74.3%	本部と署所の兼任（ﾀﾞﾌﾞﾙｶｳﾝﾄ）10人：大阪狭山市 を含む
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			369	74	20.0%	1	0.3%	1	0.8%	22	6.0%	12	3.4%	12	3.2%	26	6.9%	0	0.0%	295	80.0%	●消防長・次長：各「1」に固定
	差分＝現場増強要員				−21	−5.8%	−2	−0.5%	−3	−0.3%	−13	−3.5%	−5	−1.2%	−8	−2.2%	10	2.6%	0	0.0%	21	5.8%	現場要員＝21人
ブロック 泉州北	現状	564,984	550	605	155	25.6%	5	0.8%	7	1.2%	50	8.3%	41	6.8%	37	6.1%	15	2.5%	0	0.0%	450	74.4%	本部と署所の兼任（ﾀﾞﾌﾞﾙｶｳﾝﾄ）55人：泉大津市25・忠岡町11・貝塚市19 を含む
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			605	109	18.0%	1	0.2%	1	0.6%	38	6.2%	17	2.8%	20	3.3%	32	5.3%	0	0.0%	496	82.0%	●消防長・次長：各「1」に固定
	差分＝現場増強要員				−46	−7.7%	−4	−0.6%	−6	−0.6%	−12	−2.0%	−24	−4.0%	−17	−2.8%	17	2.8%	0	0.0%	46	7.7%	現場要員＝46人

1ブロック体制

		人口	職員実数	職員総数	職員数（業務量）																		備考
					消防本部																消防署所		
							消防長		次長		総務		警防		予防		指令		その他				
				人数	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	人数	職員総数に対する構成比率	
	1ブロック				**▲ 558**		**▲ 26**		**▲ 47**		**▲ 148**		**▲ 57**		**▲ 107**		**▲ 298**		**126**		**558**		現場要員＝558人 加えて、「その他」＝本部増強人員＝126名
ブロック 大阪府	現状	8,852,320	9,842	9,919	1,813	18.3%	27	0.3%	48	0.5%	621	6.3%	334	3.4%	367	3.7%	417	4.2%	0	0.0%	8,106	81.7%	本部と署所の兼任（ﾀﾞﾌﾞﾙｶｳﾝﾄ）77人：島本町12・大阪狭山市10・泉大津市25・忠岡町11・貝塚市19 を含む
	試算：広域化後（ex.類似消防本部）			9,919	1,257	12.7%	1	0.0%	1	0.0%	474	4.8%	277	2.8%	260	2.6%	119	1.2%	126	1.3%	8,664	87.3%	●消防長・次長：各「1」に固定 ●警防：府内で最も規模の大きい大阪市消防局の警防（2.8%）を反映 ●予防：府内で最も規模の大きい大阪市消防局の予防（2.6%）を反映
	差分＝現場増強要員				−558	−5.6%	−26	−0.3%	−47	−0.5%	−148	−1.5%	−57	−0.6%	−107	−1.1%	−298	−3.0%	126	1.3%	558	5.6%	現場要員＝558人 加えて、「その他」＝本部増強人員＝126名

■指令システムの整備費の試算

（単位：百万円）

消防本部名称	指令センター事業費			
	個別整備	10ブロック	8ブロック	1ブロック
大阪市消防局	5,412	対象外	対象外	
堺市消防局	1,994	対象外	対象外	
豊中市消防局	1,102			
池田市消防本部				
箕面市消防本部	339			
小計（10ブロック）	**1,441**	**1,321**		
吹田市消防本部	991			
摂津市消防本部				
高槻市消防本部	717			
茨木市消防本部	544			
島本町消防本部	339			
小計（10ブロック）	**2,590**	**1,810**		
小計（8ブロック）	**4,031**		**2,259**	
守口市門真市消防本部	504			
枚方寝屋川消防本部	1,586			**9,830**
交野市消防本部				
大東四條畷消防本部	339			
小計（10ブロック）	**2,429**	**1,755**		
八尾市消防本部	512			
東大阪市消防局	1,081			
小計（10ブロック）	**1,592**	**1,345**		
小計（8ブロック）	**4,022**		**2,267**	
松原市消防本部	339			
柏原羽曳野藤井寺消防本部	459			
小計（10・8ブロック）	**798**	**1,088**	**1,088**	
富田林市消防本部	339			
河内長野市消防本部	339			
大阪狭山市消防本部	339			
小計（10・8ブロック）	**1,017**	**964**	**964**	
岸和田市消防本部	339			
泉大津市消防本部	339			
貝塚市消防本部	339			
和泉市消防本部	339			
忠岡町消防本部	339			
小計（10・8ブロック）	**1,695**	**1,292**	**1,292**	
泉州南広域消防本部	553	対象外	対象外	
広域化対象団体　合計	**11,563** **（大阪、堺、泉州南除く）**	**9,574**	**7,869**	
	19,523 **（府内全本部）**			**9,830**

※小数点以下の端数処理の関係上、個別の消防本部の合計と広域化対象団体の合計が一致しないことがある

※個別整備は、実事例(管轄人口と整備費)による回帰式からの算定した試算値である。
なお、20万人未満の消防本部での整備費については、国資料や収集事例から管轄人口の規模に関わらず一定額を要してい ることから、今回の試算では20万人規模の計算値を基に一律(339百万円)とする。
広域化後の整備費については、指令設備メーカーの資料も参考にしている。

整備費　（まとめ）　（単位：百万円）

	個別整備	広域化後	差額
10ブロックの場合	11,563	9,574	▲ 1,989
8ブロックの場合	11,563	7,869	▲ 3,694
1ブロックの場合	19,523	9,830	▲ 9,693

年間保守費　（まとめ）　※整備費の5%として計算　（単位：百万円）

	個別整備	広域化後	差額
10ブロックの場合	578	479	▲ 99
8ブロックの場合	578	393	▲ 185
1ブロックの場合	976	492	▲ 485

■広域化ブロックの消防費及び職員数

【10 ブロック】

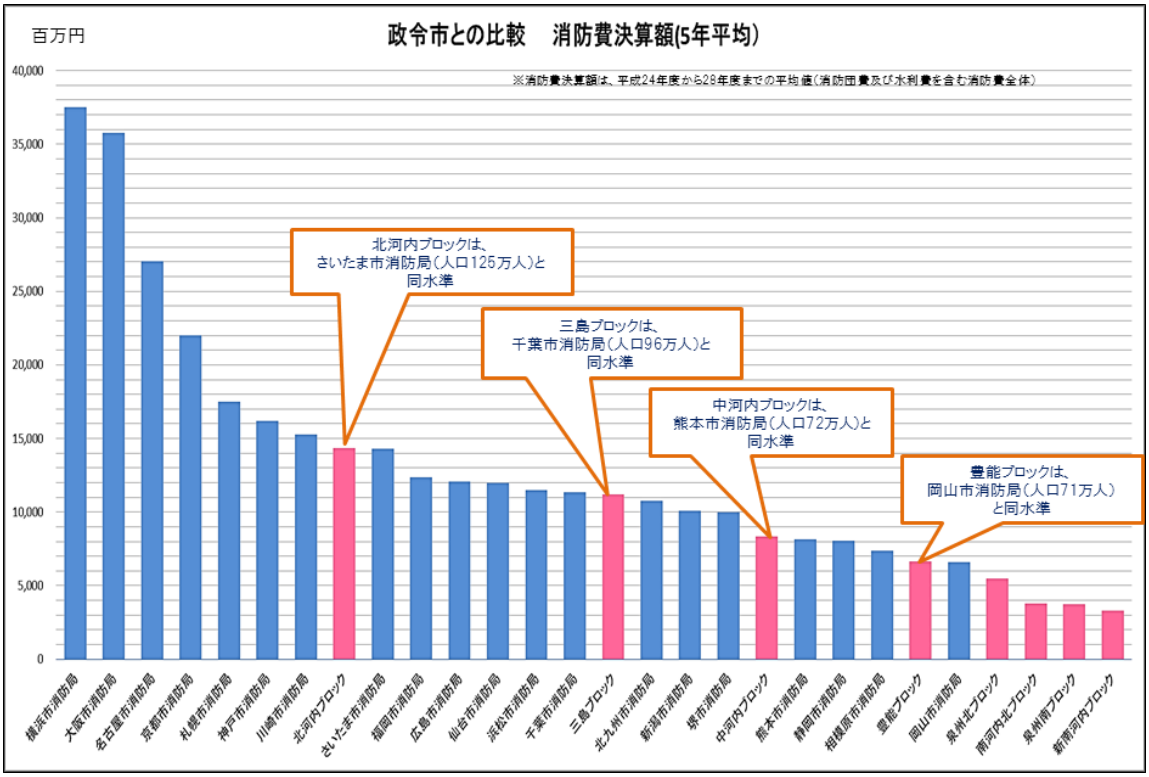

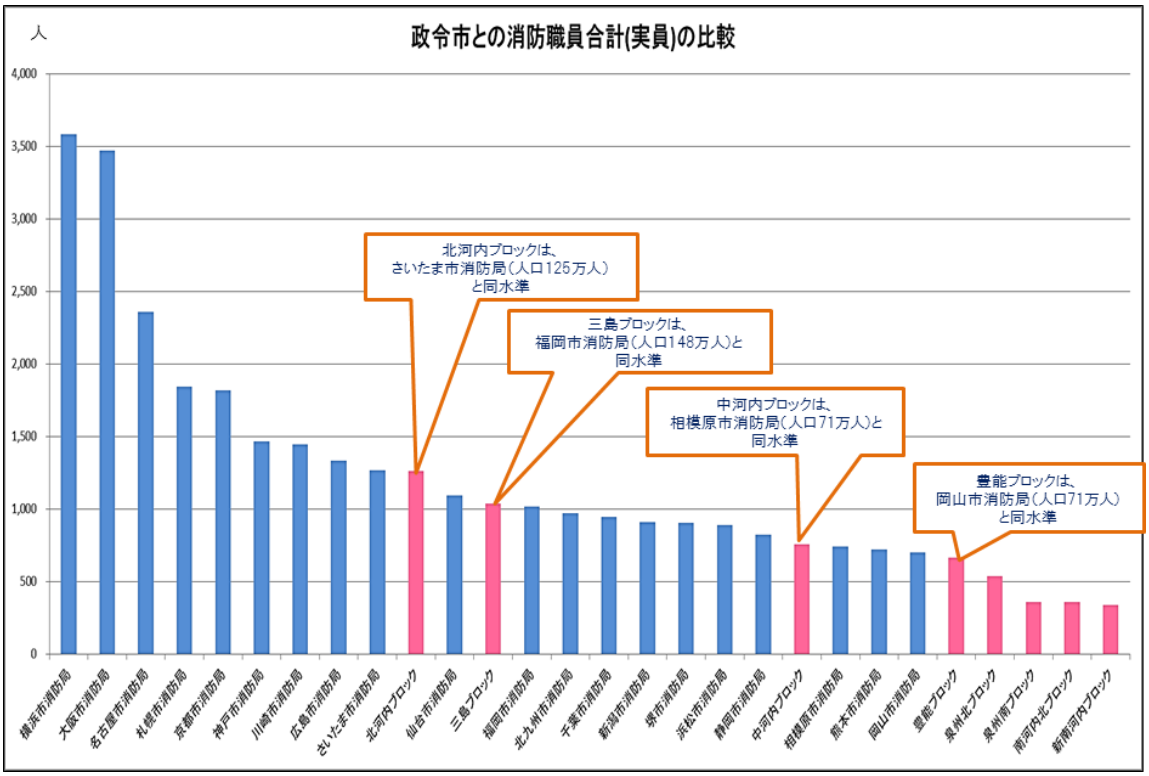

【８ブロック】

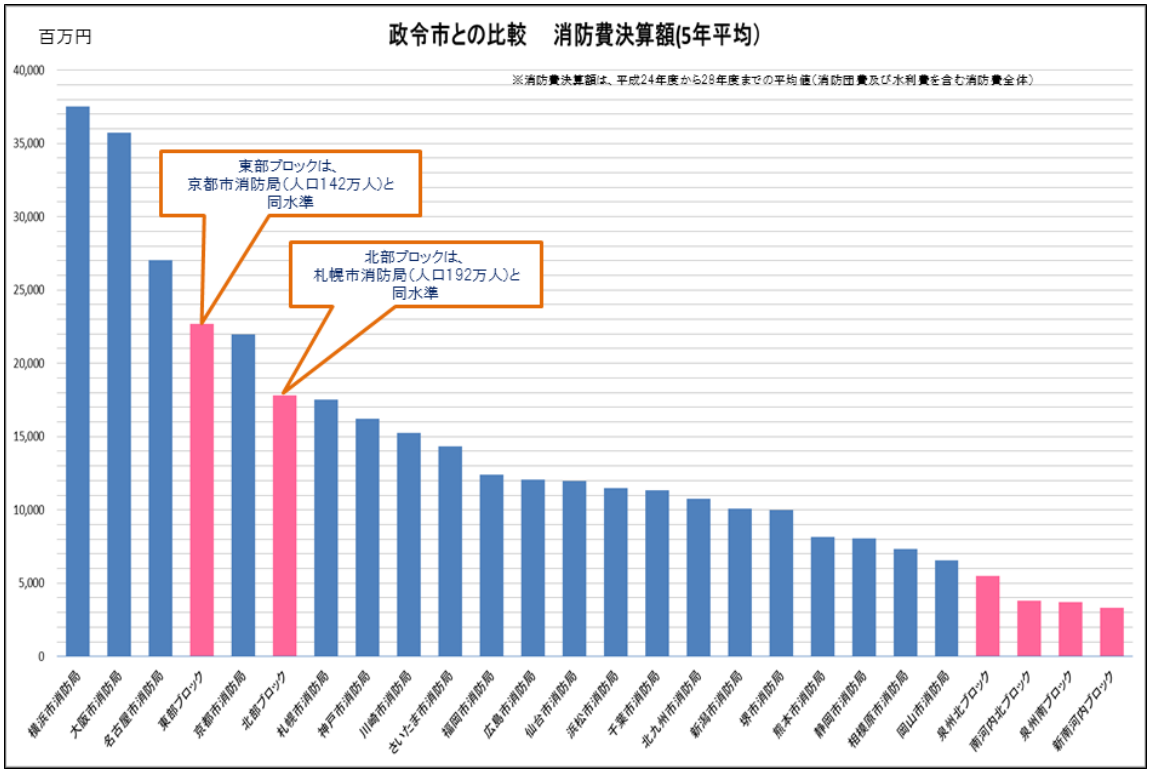
百万円
政令市との比較　消防費決算額(5年平均)
※消防費決算額は、平成24年度から28年度までの平均値（消防団費及び水利費を含む消防費全体）
東部ブロックは、
京都市消防局（人口142万人）と
同水準
北部ブロックは、
札幌市消防局（人口192万人）と
同水準
40,000
35,000
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
横浜市消防局
大阪市消防局
名古屋市消防局
東部ブロック
京都市消防局
北部ブロック
札幌市消防局
神戸市消防局
川崎市消防局
さいたま市消防局
福岡市消防局
広島市消防局
仙台市消防局
浜松市消防局
千葉市消防局
北九州市消防局
新潟市消防局
堺市消防局
熊本市消防局
静岡市消防局
相模原市消防局
岡山市消防局
泉州北ブロック
南河内北ブロック
泉州南ブロック
新南河内ブロック

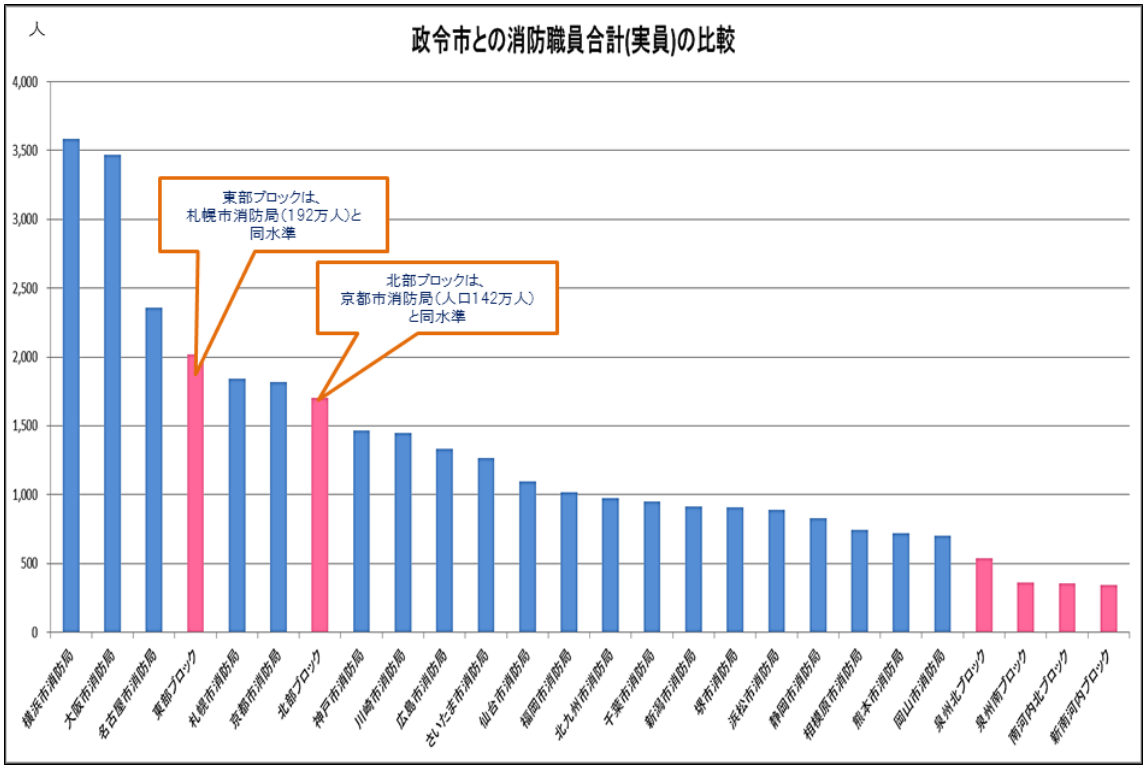
人
政令市との消防職員合計(実員)の比較
東部ブロックは、
札幌市消防局（192万人）と
同水準
北部ブロックは、
京都市消防局（人口142万人）
と同水準
4,000
3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
横浜市消防局
大阪市消防局
名古屋市消防局
東部ブロック
札幌市消防局
京都市消防局
北部ブロック
神戸市消防局
川崎市消防局
広島市消防局
さいたま市消防局
仙台市消防局
福岡市消防局
北九州市消防局
千葉市消防局
新潟市消防局
堺市消防局
浜松市消防局
静岡市消防局
相模原市消防局
熊本市消防局
岡山市消防局
泉州北ブロック
泉州南ブロック
南河内北ブロック
新南河内ブロック

北部ブロック仮想消防体制（8ブロック）

1　地域の特性

○消防需要

（火災：平成28年　北部ブロック計）
（救急・救助：平成27年 北部ブロック計）

火災309件、救急91,067件、
救助1,077件
⇒とりわけ、救急は右肩上がりに増加

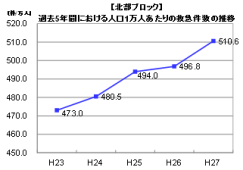

○大規模災害の被害想定

本ブロック内で特に大きな被害が想定されるのは、「上町断層帯地震A」と「有馬高槻断層帯地震」であり、前者では豊中市で2万9千棟余り、吹田市で2万3千棟余りの全半壊が、後者では三島地域を中心に高槻市で5万1千棟余り、茨木市で2万1千棟余りの全半壊が予測されている。

このほか、「南海トラフ巨大地震」でも、揺れや液状化によりブロック全体で3万7千棟余りの全半壊が予測されている。

なお、豊中市の一部は、国土交通省より「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定されている。

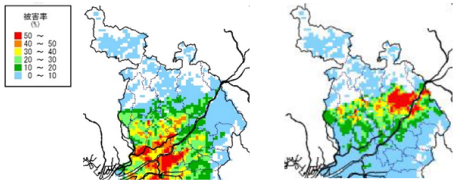

上町断層帯地震A（全壊・半壊）　　有馬高槻断層帯地震（全壊・半壊）

2　消防体制の現状

○ 消防本部運用の状況
➢一部の消防本部が消防本部と消防署を兼任運用している。

○ 主な消防車両と専任・兼任の状況
➢ 全部隊のうち、ポンプ車は約7割、救急車は約5割が兼任運用であり、大規模災害時の部隊運用に課題あり。

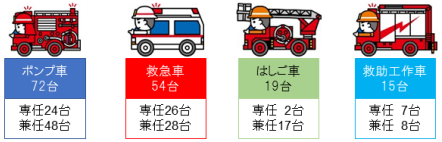

○ 防火対象物に対する立入調査の実施状況
➢ ブロック内に存する防火対象物は合計44,508件、うち27年度における立入調査実施は10,353件で、実施率は23%。

【仮想消防本部における消防力強化の考え方】
本部機能の集約化により生み出される133人については、まず一部の消防本部と署所の兼任配置の解消に充てることができ、さらに救急事案及び震災対策の強化に向けて、部隊の専任化、ポンプ車の乗車人員の増加及び予防体制の強化を図ることができる。

3　仮想消防本部イメージ

●本部機能の集約化による現場要員の増強

＊広域化による本部部門のスリム化
生み出された人員で現場機能を強化

397人→　264人（▲133人）
1,365人→1,498人（＋133人）

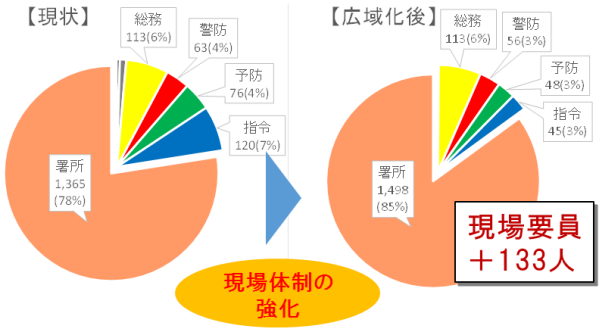

●市街地における普通建物火災への第一出動体制の強化

＊現状は各本部1～2チームの出動体制
＊北部ブロック全体で新たな消防長がマネジメントすることで、ブロック内のいずれかで複数の災害が同時発生した場合、府内最大出動モデル（ポンプ7・救急2・はしご1・救助2・指揮1）で最大7チームの出動体制の確立が可能

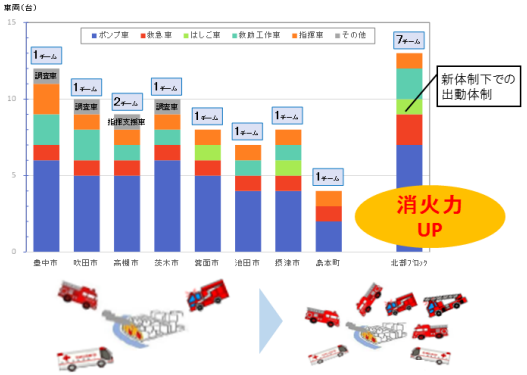

●現場体制の増強イメージ

①消防本部と消防署の兼任解消
➢消防本部事務の専任化等を図ることができる

本部と署所の兼務全12名すべて解消

②専任体制の強化
➢ 消火隊-救急隊、消火隊-救助隊を兼任する隊員を専任化

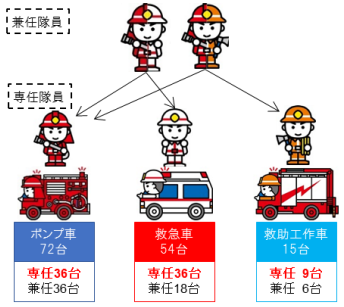

114人の増員で
計24隊を専任化

消火　専任24隊→36隊（+12隊）
救急　専任26隊→36隊（+10隊）
救助　専任 7隊→ 9隊（+ 2隊）

③ポンプ車3人乗車を4人乗車とし、消火力をアップ
➢ 4人乗車化することで、2口放水が可能に

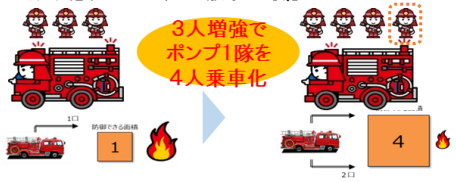

④署所配置の予防要員の増強
➢ 予防要員の増強で防火査察等の体制を強化

4人増強

⑤指令業務の高度化による効果的な部隊運用の実施とコスト効果の発現
➢ 効率的な部隊運用の実現とシステム更新費用の節減

整備費計　40.3億
保守費計　2.0億/年

整備費　22.6億　（▲17.7億）
保守費　1.1億円/年（▲0.9億/年）

指令の高度化
と経費削減

⑥はしご車の重複投資を解消
➢ はしご車1台（1.5億円程度）を他の車両や資機材整備に充当可能

はしご車の
重複投資回避

豊能ブロック仮想消防体制（10ブロック）

1　地域の特性

○消防需要

（火災：平成28年 豊能ブロック計）
（救急・救助：平成27年 豊能ブロック計）

火災129件、救急34,569件、
救助489件
⇒とりわけ、救急は右肩上がりに増加

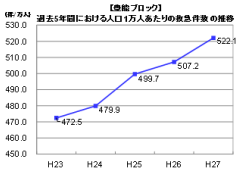

○大規模災害の被害想定

本ブロック内で特に大きな被害が想定されるのは、「上町断層帯地震A」次いで「有馬高槻断層帯地震」であり、前者は豊中市で2万9千棟余り、後者では豊中市、池田市、箕面市を中心に併せて2万9千棟余りの全半壊が予測されている。

このほか、「南海トラフ巨大地震」でも、豊中市で揺れや液状化により最大8千棟余りの全半壊が予測されている。

なお、豊中市の一部は、国土交通省より「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定されている。

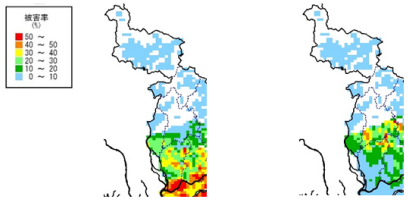

上町断層帯地震A（全壊・半壊）　有馬高槻断層帯地震（全壊・半壊）

2　消防体制の現状

○ 主な消防車両と専任・兼任の状況
➢ 全部隊のうち、ポンプ車は約6割、救急車は約5割が兼任運用であり、大規模災害時の部隊運用に課題あり。

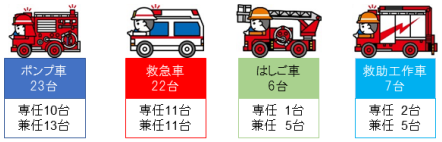

○ 防火対象物に対する立入調査の実施状況
➢ ブロック内に存する防火対象物は合計17,742件、うち27年度における立入調査実施は2,748件で、実施率は15%。

【仮想消防本部における消防力強化の考え方】
本部機能の集約化により生み出される20人については、増大する救急事案に対するべく、救急隊の専任化を優先事項と捉え、併せてポンプ車の乗車人員増強及び予防体制の強化を図ることができる。

3　仮想消防本部イメージ

●本部機能の集約化による現場要員の増強

＊広域化による本部部門のスリム化　143人→ 123人（▲20人）
生み出された人員を現場機能強化へ再配置　527人→ 547人（＋20人）

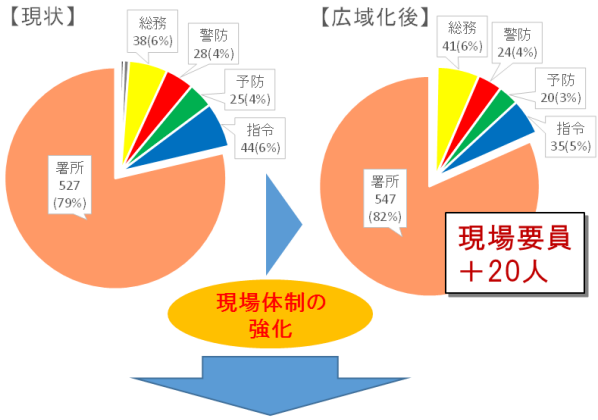

●市街地における普通建物火災への第一出動体制の強化

＊現状は各本部1チームの出動体制
＊豊能ブロック全体で新たな消防長がマネジメントすることで、ブロック内のいずれかで複数の災害が同時発生した場合、府内最大出動モデル（ポンプ7・救急2・はしご1・救助2・指揮1）で最大3チームの出動体制の確立が可能

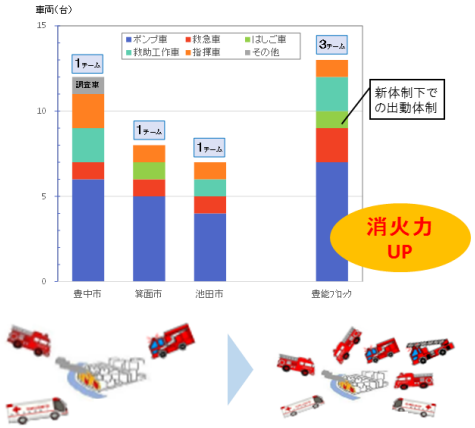

●現場体制の増強イメージ

①専任体制の強化
➢ 消火隊−救急隊、消火隊−救助隊を兼任する隊員を専任化

②ポンプ車3人乗車を4人乗車とし、消火力をアップ
➢ 4人乗車化することで、2口放水が可能に

③署所配置の予防要員の増強
➢ 予防要員の増強で防火査察等の体制を強化

④指令業務の高度化による効果的な部隊運用の実施とコスト効果の発現
➢ 効率的な部隊運用の実現とシステム更新費用の節減

整備費計　14.4億
保守費計　0.7億/年

整備費　13.2億　（▲1.2億）
保守費　0.6億/年（▲0.1億/年）

三島ブロック仮想消防体制（10ブロック）

1　地域の特性

○消防需要

（火災：平成28年 三島ブロック計）
（救急・救助：平成27年 三島ブロック計）

火災180件、救急56,498件、
救助588件
⇒とりわけ救急は突出して件数が多い。
　一時停滞していたが再び増加傾向。

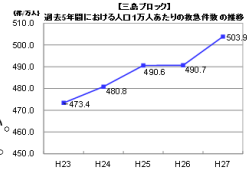

○大規模災害の被害想定

本ブロック内で特に大きな被害が想定されるのは、「有馬高槻断層帯地震」と「上町断層帯地震A」であり、前者では三島地域を中心に高槻市で5万1千棟余り、茨木市で2万1千棟余りの全半壊、後者は三島ブロックより西が被害の多く、吹田市で2万3千棟余りの全半壊が予測されている。

このほか、「南海トラフ巨大地震」でも、揺れや液状化によりブロック全体で2万5千棟余りの全半壊が予測されている。

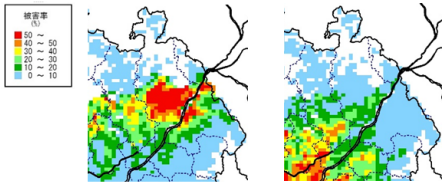

有馬高槻断層帯地震（全壊・半壊）　上町断層帯地震A（全壊・半壊）

2　消防体制の現状

○　消防本部運用の状況
➢一部の消防本部が消防本部と消防署を兼任運用している。

○　主な消防車両と専任・兼任の状況
➢ 全部隊のうち、ポンプ車は約7割、救急車は約5割が兼任運用であり、大規模災害時の部隊運用に課題あり。

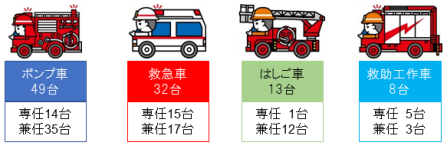

○　防火対象物に対する立入調査の実施状況
➢ ブロック内に存する防火対象物は合計26,766件、うち27年度における立入調査実施は7,605件で、実施率は28%。

【仮想消防本部における消防力強化の考え方】
本部機能の集約化により生み出される71人については、まず一部の消防本部と署所の兼任配置の解消に充てることができ、さらに救急事案及び震災対策の強化に向けて、部隊の専任化、ポンプ車の乗車人員の増加及び予防体制の強化を図ることができる。

3　仮想消防本部イメージ

●本部機能の集約化による現場要員の増強

＊広域化による本部部門のスリム化　　254人→ 183人（▲71人）
　生み出された人員で現場機能を強化　　838人→ 909人（＋71人）

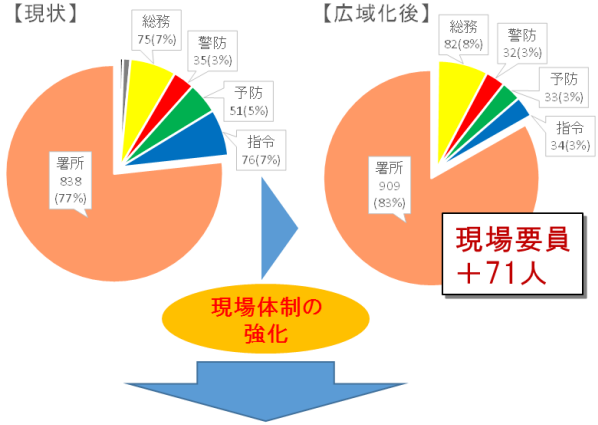

●市街地における普通建物火災への第一出動体制の強化

＊現状は各本部1～2チームの出動体制
＊三島ブロック全体で新たな消防長がマネジメントすることで、ブロック内のいずれかで複数の災害が同時発生した場合、府内最大出動モデル（ポンプ7・救急2・はしご1・救助2・指揮1）で最大4チームの出動体制の確立が可能

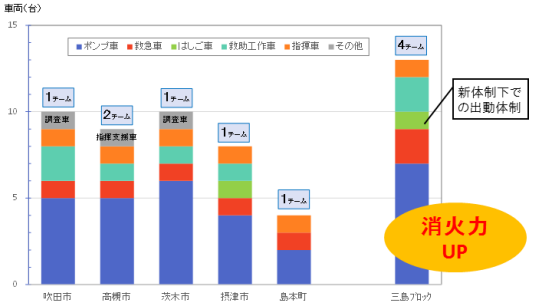

●現場体制の増強イメージ

①消防本部と消防署の兼任解消
➢消防本部事務の専任化等を図ることができる

本部と署所の兼務全12名すべて解消

②専任体制の強化
➢ 消火隊-救急隊、消火隊-救助隊を兼任する隊員を専任化

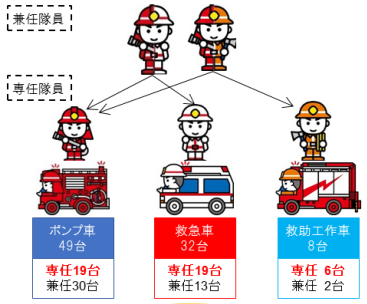

48人の増員で計10隊を専任化

消火　専任14隊→19隊（+5隊）
救急　専任15隊→19隊（+4隊）
救助　専任 5隊→ 6隊（+1隊）

③ポンプ車3人乗車を4人乗車とし、消火力をアップ
➢ 4人乗車化することで、2口放水が可能に

④署所配置の予防要員の増強
➢ 予防要員の増強で防火査察等の体制を強化

2人増強

⑤指令業務の高度化による効果的な部隊運用の実施とコスト効果の発現
➢ 効率的な部隊運用の実現とシステム更新費用の節減

整備費計　25.9億
保守費計　1.3億/年

整備費　18.1億　（▲7.8億）
保守費　0.9億円/年（▲0.4億/年）

指令の高度化と経費削減

東部ブロック仮想消防体制（8ブロック）

1　地域の特性

○消防需要

（火災：平成28年 東部ブロック計）
（救急・救助：平成27年 東部ブロック計）

火災436件、救急106,085件、
救助1,153件
⇒とりわけ、救急は右肩上がりに増加

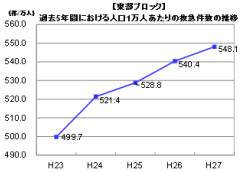

○大規模災害の被害想定

本ブロック内で特に大きな被害が想定されるのは、「生駒断層帯地震」次いで「上町断層帯地震A」とであり、前者は東部ブロック全体に被害が広がり、特に東大阪市で9万9千棟余り、八尾市で4万8千棟余りの全半壊が、後者では東大阪市で6万棟余りの全半壊が予測されている。

このほか、「南海トラフ巨大地震」でも、揺れや液状化、地震火災等により東大阪市で4万7千棟余のほか、ブロック内で多くの全半壊が想定されている。

なお、守口市、門真市、寝屋川市及び東大阪市の一部は、国土交通省より「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定されている。

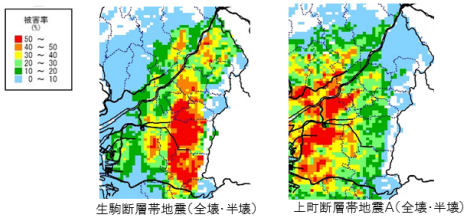

生駒断層帯地震（全壊・半壊）　上町断層帯地震A（全壊・半壊）

2　消防体制の現状

○ 主な消防車両と専任・兼任の状況

➢本ブロックは、ポンプ隊・救急隊の専任率が高い。
兼任運用は、ポンプ車は2割強、救急車も2割弱に留まる。

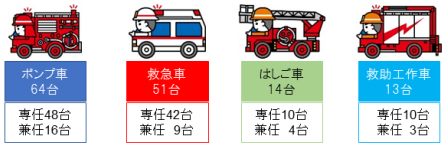

○ 防火対象物に対する立入調査の実施状況

➢ ブロック内に存する防火対象物は合計57,284件、うち27年度における立入調査実施は17,740件で、実施率は31%。

【仮想消防本部における消防力強化の考え方】
本部機能の集約化により生み出される103人については、震災対策の強化を目指し、部隊の専任化、ポンプ車の乗車人員増強、救助隊の増強及び予防員の強化を図ることができる。

3　仮想消防本部イメージ

●本部機能の集約化による現場要員の増強

＊広域化による本部部門のスリム化
生み出された人員で現場機能を強化

403人→　300人（▲103人）
1,684人→1,787人（＋103人）

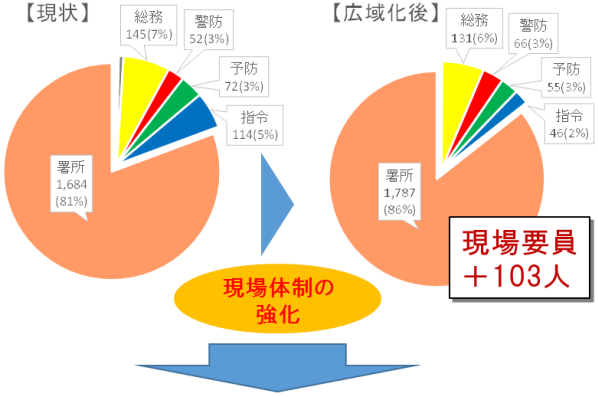

●現場体制の増強イメージ

①専任体制の強化

➢ 消火隊−救急隊、消火隊−救助隊、消火隊−梯子隊を兼任する隊員を専任化

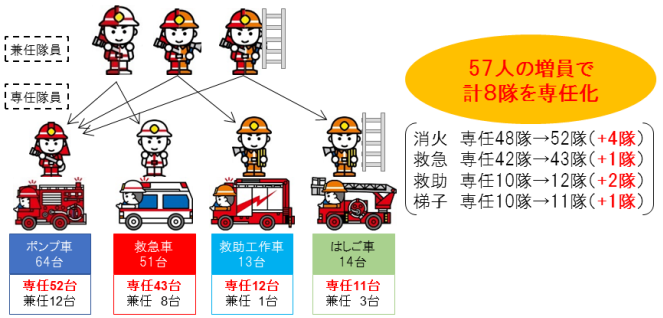

②ポンプ車3隊を、4人乗車を5人乗車とし、消火力をアップ

➢ 5人乗車化することで、消火力をより強化

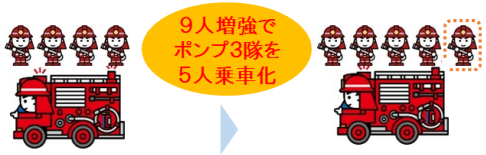

●市街地における普通建物火災への第一出動体制の強化

＊現状は各本部1～3チームの出動体制
＊東部ブロック全体で新たな消防長がマネジメントすることで、ブロック内のいずれかで複数の災害が同時発生した場合、府内最大出動モデル（ポンプ7・救急2・はしご1・救助2・指揮1）で最大6チームの出動体制の確立が可能

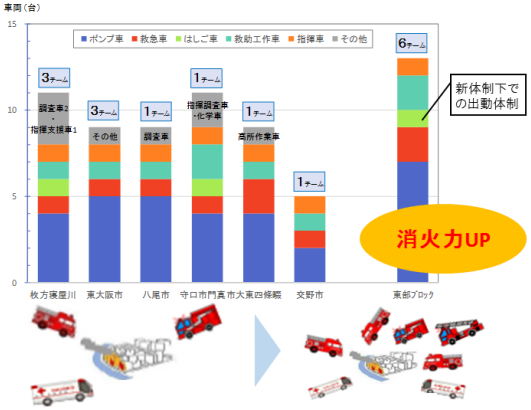

③救助車2隊を、新たに増強し、救助体制を強化

➢ 5人乗車・専任運用の救助工作車を、新たに2隊増強
ただし、増強には別途、車両整備費を要する

④署所配置の予防要員の増強

➢ 予防要員の増強で防火査察等の体制を強化

⑤指令業務の高度化による効果的な部隊運用の実施とコスト効果の発現

➢ 効率的な部隊運用の実現とシステム更新費用の節減

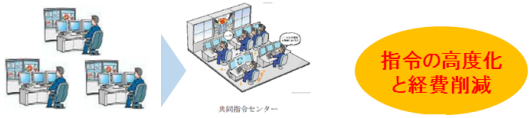

整備費計　40.2億
保守費計　2.0億/年

整備費　22.7億　（▲17.6億）
保守費　1.1億円/年（▲0.9億/年）

北河内ブロック仮想消防体制（10ブロック）

1　地域の特性

○消防需要

（火災：平成28年 北河内ブロック計）
（救急・救助：平成27年 北河内ブロック計）

火災263件、救急61,189件、
救助484件
⇒とりわけ、救急は右肩上がりに増加

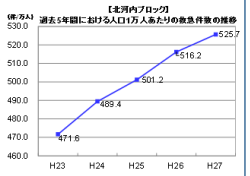

○大規模災害の被害想定

本ブロック内で特に大きな被害が想定されるのは、「生駒断層帯地震」次いで「上町断層帯地震A」であり、前者は北河内ブロック全体に被害が広がり、枚方市で4万2千棟余り、寝屋川市で3万4千棟余りの全半壊が、後者では被災の中心は北河内ブロックより西になるものの寝屋川市で2万4千棟、守口市で1万9千棟余りの全半壊が予測されている。

このほか、「南海トラフ巨大地震」でも大きな被害が想定され、揺れや液状化等により守口市では3万2千棟余り、寝屋川市で2万5千棟余り、枚方市で1万5千棟余りの全半壊が予測されている。

なお、守口市、門真市及び寝屋川市の一部は、国土交通省より「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定されている。

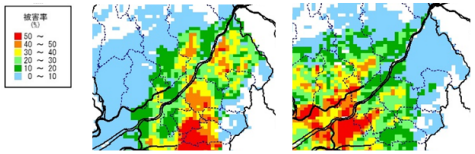

生駒断層帯地震（全壊・半壊）　上町断層帯地震A（全壊・半壊）

2　消防体制の現状

○　主な消防車両と専任・兼任の状況
➢本ブロックは、ポンプ隊・救急隊の専任率が高い。
兼任運用は、ポンプ車・救急車とも2割強に留まる。

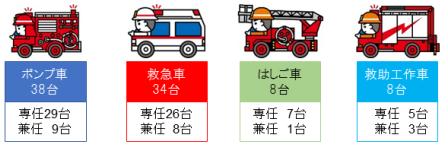

○　防火対象物に対する立入調査の実施状況
➢ブロック内に存する防火対象物は合計29,206件、うち27年度における立入調査実施は4,424件で、実施率は15%。

【仮想消防本部における消防力強化の考え方】
本部機能の集約化により生み出される32人については、震災対策の強化を目指し、部隊の専任化及び予防員の強化を図ることができる。

3　仮想消防本部イメージ

●本部機能の集約化による現場要員の増強

＊広域化による本部部門のスリム化　254人 → 222人（▲32人）
生み出された人員で現場機能を強化　1,073人 → 1,105人（＋32人）
※四捨五入により合計が合わないことがある

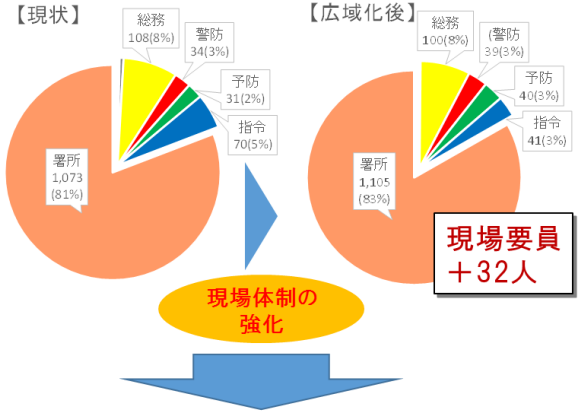

現場体制の強化

●現場体制の増強イメージ

①専任体制の強化
➢ 消火隊−救急隊、消火隊−救助隊を兼任する隊員を専任化

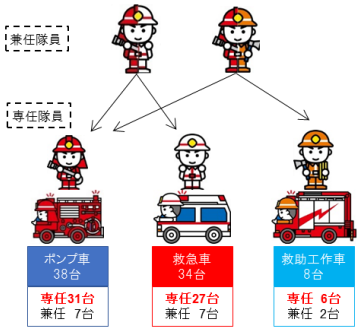

27人の増員で計4隊を専任化

消火　専任29隊→31隊（+2隊）
救急　専任26隊→27隊（+1隊）
救助　専任 5隊→ 6隊（+1隊）

●市街地における普通建物火災への第一出動体制の強化

＊現状は各本部1～3チームの出動体制
＊北河内ブロック全体で新たな消防長がマネジメントすることで、ブロック内のいずれかで複数の災害が同時発生した場合、府内最大出動モデル（ポンプ7・救急2・はしご1・救助2・指揮1）で最大4チームの出動体制の確立が可能

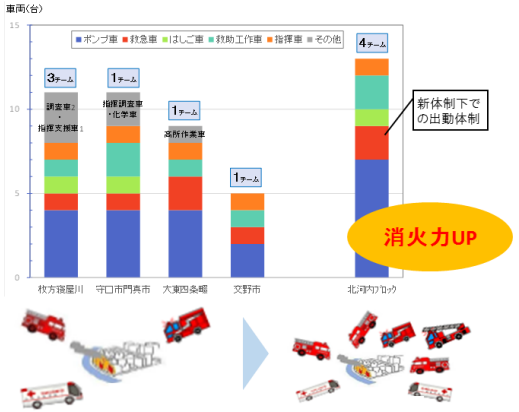

消火力UP

②署所配置の予防要員の増強
➢ 予防要員の増強で防火査察等の体制を強化

5人増強

③指令業務の高度化による効果的な部隊運用の実施とコスト効果の発現
➢ 効率的な部隊運用の実現とシステム更新費用の節減

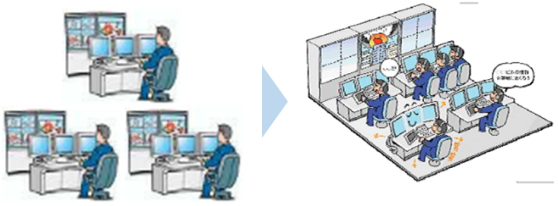

整備費計　24.3億
保守費計　1.2億/年

共同指令センター
整備費　17.6億　（▲6.7億）
保守費　0.9億円/年（▲0.3億/年）

指令の高度化と経費削減

中河内ブロック仮想消防体制（10ブロック）

1　地域の特性

○消防需要
（火災：平成28年 中河内ブロック計）
（救急・救助：平成27年 中河内ブロック計）

火災173件、救急44,896件、
救助669件
⇒とりわけ救急は突出して件数が多い。
　一時停滞していたが再び増加傾向

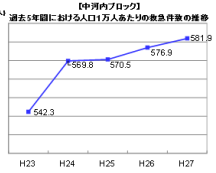

○大規模災害の被害想定

本ブロック内で特に大きな被害が想定されるのは、「生駒断層帯地震」次いで「上町断層帯地震A」とであり、前者は中河内ブロックが概ね被害の中心となる。特に東大阪市で9万9千棟余り、八尾市で4万9千棟余りの全半壊が、後者では東大阪市で6万棟余りの全半壊が予測されている。

このほか、「南海トラフ巨大地震」でも大きな被害が想定され、揺れや液状化等により東大阪市で4万7千棟余り、八尾市で3万2千棟余りの全半壊が予測されている。

なお、東大阪市の一部は、国土交通省より「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定されている。

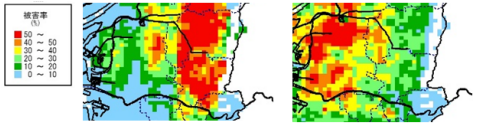

生駒断層帯地震（全壊・半壊）　　上町断層帯地震A（全壊・半壊）

2　消防体制の現状

○　主な消防車両と専任・兼任の状況
➢本ブロックは、ポンプ隊・救急隊の専任率が高い。
兼任運用は、ポンプ車は3割弱、救急車は1割弱に留まる。

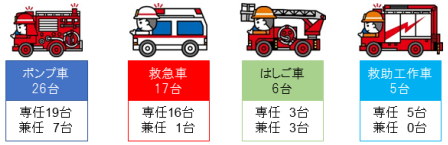

○　防火対象物に対する立入調査の実施状況
➢　ブロック内に存する防火対象物は合計28,078件、うち27年度における立入調査実施は13,316件で、実施率は47%。

【仮想消防本部における消防力強化の考え方】
本部機能の集約化により生み出される14人については、火災対策及び震災対策の強化を目指し、ポンプ車の乗車人員の増加及び予防員の強化を図ることができる。

3　仮想消防本部イメージ

●本部機能の集約化による現場要員の増強

＊広域化による本部部門のスリム化　　149人 → 135人（▲14人）
生み出された人員で現場機能を強化　　611人 → 625人（＋14人）

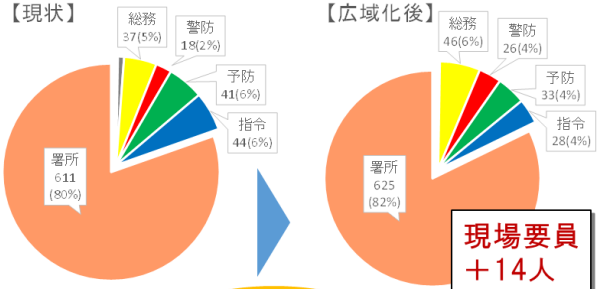

現場体制の強化

●市街地における普通建物火災への第一出動体制の強化

＊現状は各本部1または3チームの出動体制
＊中河内ブロック全体で新たな消防長がマネジメントすることで、ブロック内のいずれかで複数の災害が同時発生した場合、現状と同じ体制（ポンプ5・救急1・救助1・指揮1）だが、最大4チームの出動体制の確立が可能

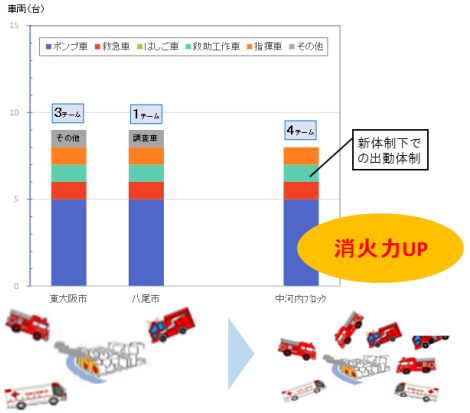

消火力UP

●現場体制の増強イメージ

①ポンプ車4隊を、4人乗車を5人乗車とし、消火力をアップ
➢ 5人乗車化することで、消火力をより強化

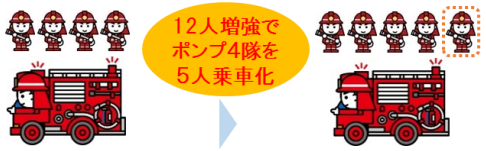

②署所配置の予防要員の増強
➢ 予防要員の増強で防火査察等の体制を強化

2人増強

③指令業務の高度化による効果的な部隊運用の実施とコスト効果の発現
➢ 効率的な部隊運用の実現とシステム更新費用の節減

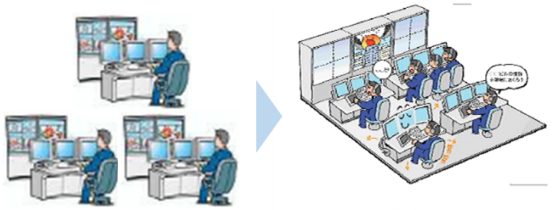

整備費計　15.9億
保守費計　0.8億/年

整備費　13.4億　（▲2.5億）
保守費　0.7億円/年（▲0.1億/年）

指令の高度化と経費削減

南河内北ブロック仮想消防体制（8ブロック／10ブロック）

1　地域の特性

○消防需要

（火災：平成28年 南河内北ブロック計）
（救急・救助：平成27年南河内北ブロック計）

火災105件、救急19,208件、
救助330件
⇒とりわけ、救急は右肩上がりに増加

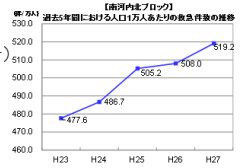

○大規模災害の被害想定

本ブロック内で特に大きな被害が想定されるのは、「上町断層帯地震B」と「上町断層帯地震A」であり、前者は南河内北ブロック全体に被害が広がり、特に松原市で1万9千棟余り、羽曳野市で1万3千棟余りの全半壊が、後者では松原市で1万6千棟余りの全半壊が予測されている。

このほか、「南海トラフ巨大地震」でも、揺れや液状化によりブロック全体で1万1千棟余りの全半壊が予測されている。

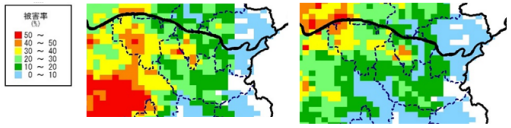

上町断層帯地震B（全壊・半壊）　　上町断層帯地震A（全壊・半壊）

2　消防体制の現状

○　主な消防車両と専任・兼任の状況
➢全部隊のうち、ポンプ車は5割、救急車は5割強が兼任運用であり、大規模災害時の部隊運用に課題あり。

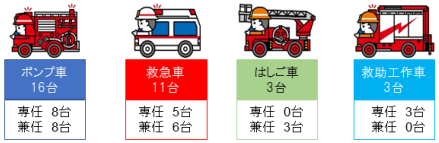

○　防火対象物に対する立入調査の実施状況
➢ブロック内に存する防火対象物は合計8,200件、うち27年度における立入調査実施は1,413件で、実施率は17%。

【仮想消防本部における消防力強化の考え方】
本部機能の集約化により生み出される41人については、救急業務及び震災対策の強化を目指し、部隊の専任化、ポンプ隊の乗車人員増強及び予防員の強化を図ることができる。

3　仮想消防本部イメージ

●本部機能の集約化による現場要員の増強

＊広域化による本部部門のスリム化　　111人→　70人（▲41人）
生み出された人員で現場機能を強化　　263人→ 304人（＋41人）

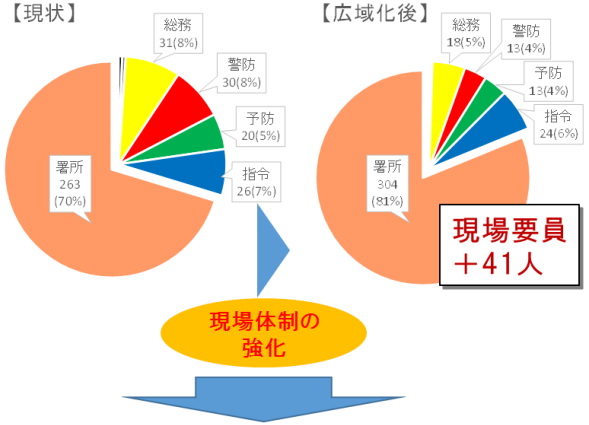

●市街地における普通建物火災への第一出動体制の強化

＊南河内北ブロック全体で新たな消防長がマネジメントすることで、ブロック内のいずれかで複数の災害が同時発生した場合、出場隊数は現状と同様だか、ブロック内最大出動モデル（ポンプ5・救急2・救助2・指揮1）での出動体制の確立が可能

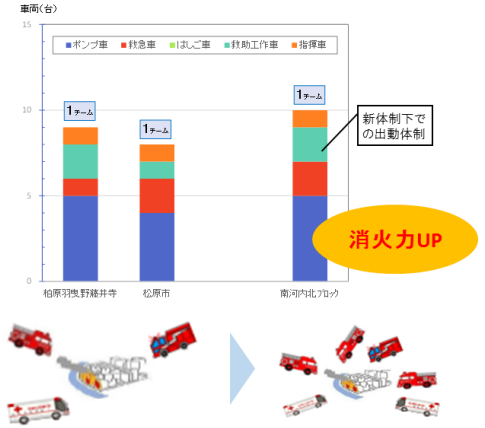

●現場体制の増強イメージ

①専任体制の強化
➢ 消火隊−救急隊、消火隊−救助隊を兼任する隊員を専任化

②ポンプ車3人乗車を4人乗車とし、消火力をアップ
➢ 4人乗車化することで、2口放水が可能に

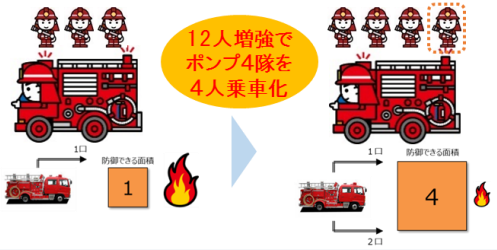

③署所配置の予防要員の増強
➢ 予防要員の増強で防火査察等の体制を強化

④指令業務の高度化による効果的な部隊運用の実施
➢ 効率的な部隊運用の実現

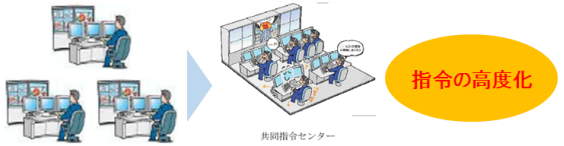

整備費計　8.0億
保守費計　0.4億/年

整備費　10.9億　（+2.9億）
保守費　0.5億円/年（+0.1億/年）

新南河内ブロック仮想消防体制（8ブロック／10ブロック）

1　地域の特性

○消防需要

（火災：平成28年 新南河内ブロック計）
（救急・救助：平成27年 新南河内ブロック計）

火災68件、救急14,791件、
救助166件
⇒とりわけ、救急は右肩上がりに増加

○大規模災害の被害想定

本ブロック内で特に大きな被害が想定されるのは、「上町断層帯地震B」と次いで「中央構造線断層帯地震」とであり、前者は新南河内ブロック全体に被害が広がり、特に大阪狭山市と富田林市でそれぞれ5千棟余りの全半壊が、後者では河内長野市で3千棟近くの全半壊が予測されている。

このほか、「南海トラフ巨大地震」でも、揺れや液状化によりブロック全体で9千棟余りの全半壊が予測されている。

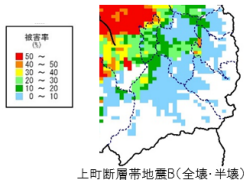

上町断層帯地震B（全壊・半壊）

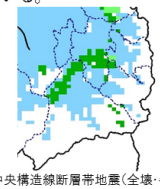

中央構造線断層帯地震（全壊・半壊）

2　消防体制の現状

○　消防本部運用の状況
➢一部の消防本部が消防本部と消防署を兼任運用しており、人員不足は慢性化し組織の硬直化を招いているものと推測される。

○　主な消防車両と専任・兼任の状況
➢全部隊のうち、ポンプ車・救急車とも約4割が兼任運用であり、大規模災害時の部隊運用に課題あり。

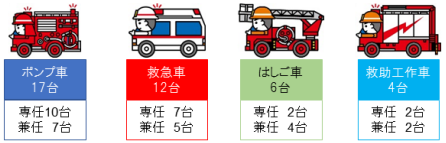

○　防火対象物に対する立入調査の実施状況
➢ ブロック内に存する防火対象物は合計6,603件、うち27年度における立入調査実施は2,077件で、実施率は31%。

【仮想消防本部における消防力強化の考え方】
本部機能の集約化により生み出される21人については、まず一部の消防本部と署所の兼任配置の解消に充てることができ、さらに震災対策の強化に向けて、ポンプ車の乗車人員を増加する他、予防体制の強化を図ることができる。

3　仮想消防本部イメージ

●本部機能の集約化による現場要員の増強

＊広域化による本部部門のスリム化　　95人→　74人（▲21人）
生み出された人員で現場機能を強化　　274人→ 295人（＋21人）

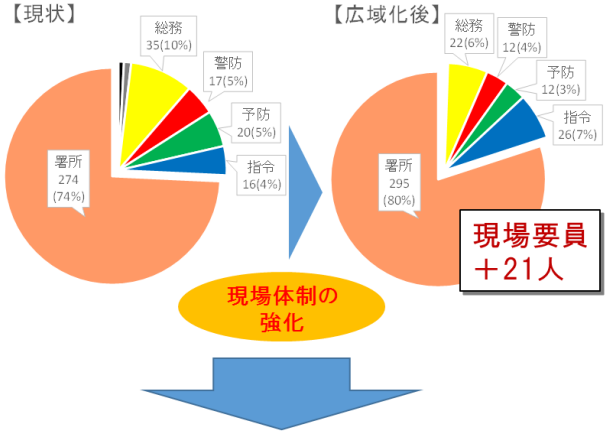

●市街地における普通建物火災への第一出動体制の強化

＊現状は各本部1チームの出動体制
＊新南河内ブロック全体で新たな消防長がマネジメントすることで、ブロック内のいずれかで複数の災害が同時発生した場合、ブロック内最大出動モデル（ポンプ3・救急1・救助1・指揮1）で最大2チームの出動体制の確立が可能

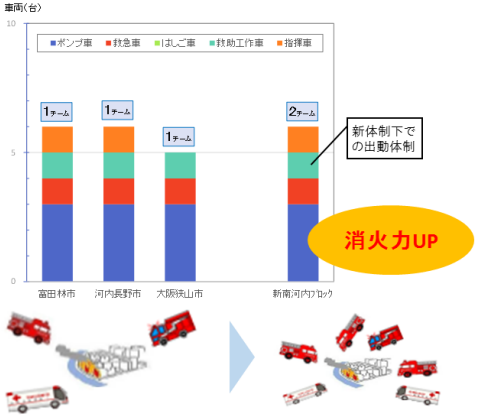

●現場体制の増強イメージ

①消防本部と消防署の兼任解消
➢消防本部事務の専任化等を図ることができる

本部と署所の兼務
全10名すべて解消

②ポンプ車3人乗車を4人乗車とし、消火力をアップ
➢ 4人乗車化することで、2口放水が可能に

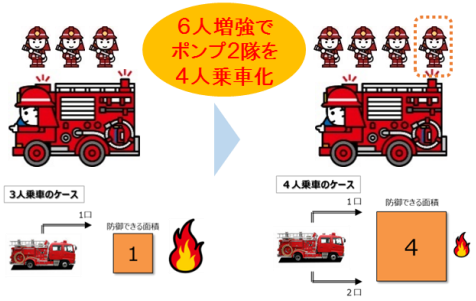

③署所配置の予防要員の増強
➢ 予防要員の増強で防火査察等の体制を強化

5人増強

④指令業務の高度化による効果的な部隊運用の実施とコスト効果の発現
➢ 効率的な部隊運用の実現とシステム更新費用の節減

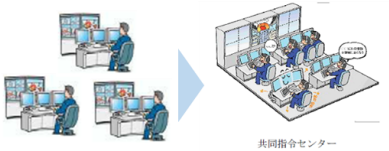

指令の高度化
と経費削減

整備費計　10.2億
保守費計　0.5億／年

整備費　9.6億　（▲0.5億）
保守費　0.5億円／年（±0.0億／年）

泉州北ブロック仮想消防体制（8ブロック／10ブロック）

1　地域の特性

○消防需要

（火災：平成28年 泉州北ブロック計）
（救急・救助：平成27年 泉州北ブロック計）

火災127件、救急30,411件、
救助404件
⇒救急の件数が突出しているが、近年は若干の減少傾向がみられる

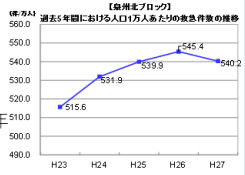

○大規模災害の被害想定

本ブロック内で特に大きな被害が想定されるのは「南海トラフ巨大地震」で、揺れ、液状化及び津波等により岸和田市で8千棟余り、泉大津市で7千棟余りの全半壊が予測されている。沿岸部をかかえる泉州北ブロックは、このほか津波被害に伴う要救助者が全体で1万6千人余り、予測されている。

このほか「上町断層帯地震B」による被害では、泉州北ブロックは概ね被害中心地域の南側にあたり岸和田市で3万棟余り、和泉市で2万1千棟余りの全半壊が予測されている。

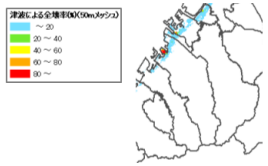

南海トラフ巨大地震（津波による全壊率）

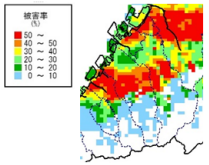

上町断層帯地震B（全壊・半壊）

2　消防体制の現状

○ 消防本部運用の状況
➢一部の消防本部が消防本部と消防署を兼任運用しており、人員不足は慢性化し組織の硬直化を招いているものと推測される。

○ 主な消防車両と専任・兼任の状況
➢全部隊のうち、ポンプ車は約4割、救急車は約3割が兼任運用。

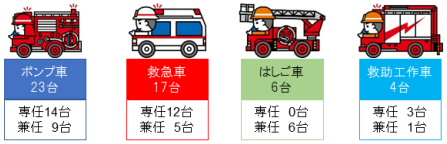

○ 防火対象物に対する立入調査の実施状況
➢ブロック内に存する防火対象物は合計15,853件、うち27年度における立入調査実施は1,659件で、実施率は10%。

【仮想消防本部における消防力強化の考え方】
本部機能の集約化により生み出される46人については、これまでの課題であった消防本部と署所の兼任配置の解消に充てることができるが、すべての解消には他に９人の消防職員が必要となる。

3　仮想消防本部イメージ

●本部機能の集約化による現場要員の増強

＊広域化による本部部門のスリム化　155人→ 109人（▲46人）
生み出された人員で現場機能を強化　450人→ 496人（＋46人）

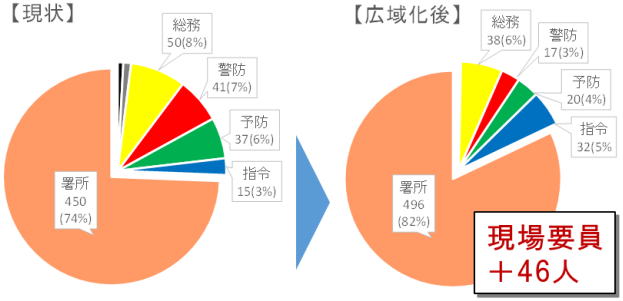

現場体制の強化

●市街地における普通建物火災への第一出動体制の強化

＊現状は各本部1チームの出動体制
＊泉州北ブロック全体で新たな消防長がマネジメントすることで、ブロック内のいずれかで複数の災害が同時発生した場合、ブロック内最多出動モデル（ポンプ4・救急1・救助1・指揮1）で最大4チームの出動体制の確立が可能

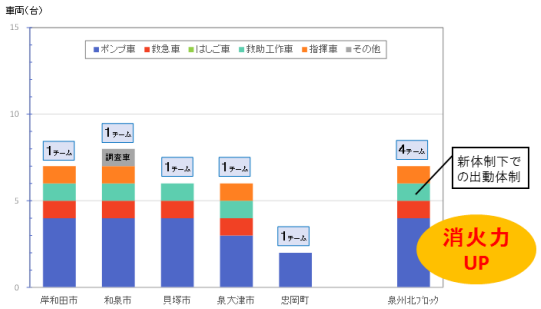

●現場体制の増強イメージ

①消防本部と消防署の兼任解消
➢消防本部事務の専任化等を図ることができる

本部と署所の兼務46名を解消

②指令業務の高度化による効果的な部隊運用の実施とコスト効果の発現
➢ 効率的な部隊運用の実現とシステム更新費用の節減

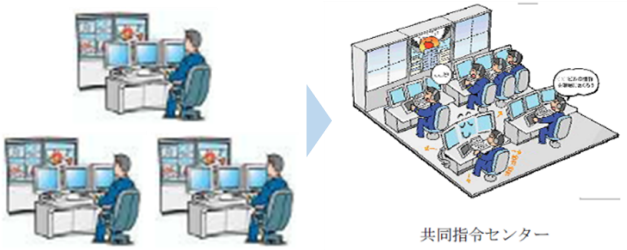

整備費計　17.0億
保守費計　0.8億/年

共同指令センター
整備費　12.9億　（▲4.0億）
保守費　0.6億円/年（▲0.2億/年）

指令の高度化と経費削減

大阪府仮想消防体制（1ブロック）

1　地域の特性

○消防需要
（火災：平成28年 大阪府計）
（救急・救助：平成27年 大阪府計）

火災2,129件、救急550,073件、
救助7,351件
⇒とりわけ、救急は右肩上がりに増加

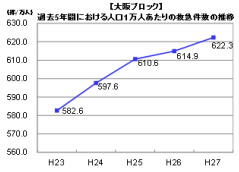

○大規模災害の被害想定

大阪府では「南海トラフ巨大地震」及び活断層による直下型地震の被害想定を行っている。

南海トラフ巨大地震の強い地震動は、府内の広範囲に及び63万7千棟余りの全半壊が予測され、津波による被害も懸念されている。

直下型地震は、地震動は限定的であるものの、震源付近の市町村で甚大な被害が懸念されている。大きな被害を及ぼす断層として、上町断層帯や生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯等の活動が懸念されている。

2　消防体制の現状

○　主な消防車両と専任・兼任の状況
➢ 全部隊のうち、ポンプ車は3割強、救急車は3割弱が兼任運用である。

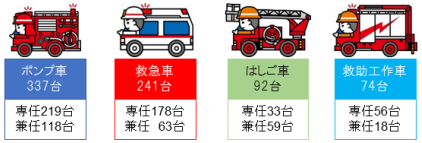

○　防火対象物に対する立入調査の実施状況
➢ ブロック内に存する防火対象物は合計253,837件、うち27年度における立入調査実施は116,593件で、実施率は46%。

【仮想消防本部における消防力強化の考え方】
本部機能の集約化により生み出される558人については、地震災害、テロ災害対策も踏まえた消防部隊の強化の他に、予防員の増員、研究所の設置など消防業務の高度化が可能となる。

3　仮想消防本部イメージ

●本部機能の集約化による現場要員の増強

＊広域化による本部部門のスリム化
生み出された人員で現場機能を強化

1,813人→ 1,256人（▲558人）
8,106人→ 8,664人（＋558人）
※四捨五入により合計が合わないことがある

●方面本部の設置

＊実運用時の方面隊設置を想定、方面本部要員に必要な職員126人を確保

●市街地における普通建物火災への第一出動体制の強化

＊新たな消防長が府域全体をマネジメントすることで、ブロック内のストックを活用し、府内最多出動モデル（ポンプ7・救急2・はしご1・救助2・指揮1）で最大37チームの出動体制の確立が可能

●現場体制の増強イメージ

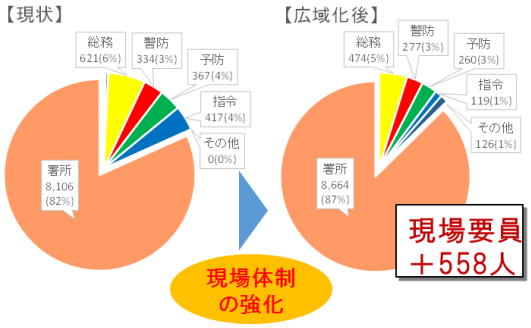

①消防本部と消防署の兼任解消
➢消防本部事務の専任化等を図ることができる

本部と署所の兼務全77名すべて解消

②専任体制の強化
➢ 消火隊-救急隊、消火隊-救助隊、消火隊-梯子隊を兼任する隊員を専任化

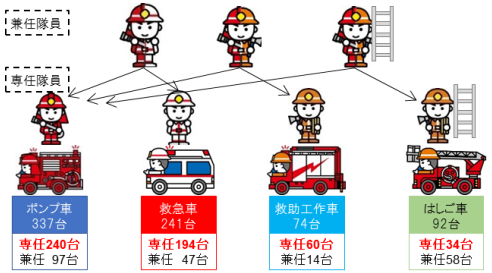

消火:専任219隊→240隊（+21隊）
救急:専任178隊→194隊（+16隊）
救助:専任 56隊→ 60隊（+ 4隊）
梯子:専任 33隊→ 34隊（+ 1隊）

216人の増員で計42隊を専任化

③ポンプ車3人乗車を4人乗車とし、消火力をアップ
➢ 4人乗車化することで、2口放水が可能に

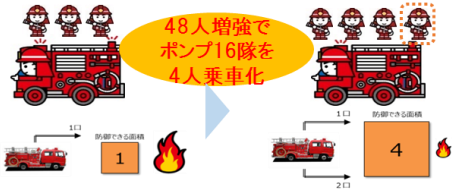

48人増強でポンプ16隊を4人乗車化

④隊の増強により消火・救助体制を強化
➢ 新たに、5人乗車・専任運用の消火隊1隊・救助隊2隊を増強
（ただし、増強には別途、車両整備が必要）

45人の増員で計3隊を増強

⑤署所配置の予防要員の増強
➢ 予防要員の増強で防火査察等の体制を強化

66人増強

⑥業務の高度化
➢ 新たに、特別高度救助隊（ハイパーレスキュー）1隊の増隊及び研究所を新設することで、業務のさらなる高度化を図る

63人の増員で特別高度救助隊1隊を新設

43人の増員で研究所を新設

⑦指令業務の高度化による効果的な部隊運用の実施とコスト効果の発現
➢ 効率的な部隊運用の実現とシステム更新費用の節減

指令の高度化と経費削減

⑧はしご車の重複投資の解消
➢ はしご車4台（6億円程度）を他の車両や資機材整備に充当可能

はしご車の重複投資回避

■大阪府内で想定される大規模災害

南海トラフ巨大地震

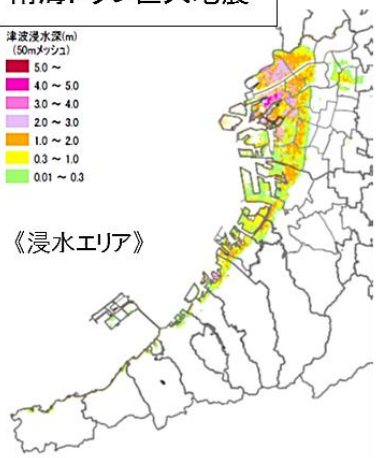

《浸水エリア》

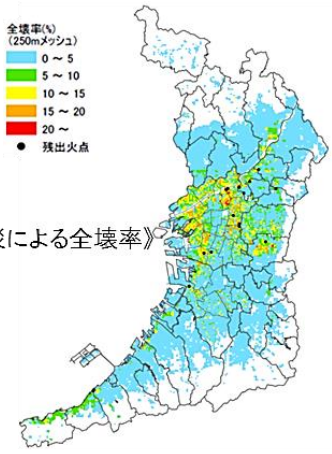

《火災による全壊率》

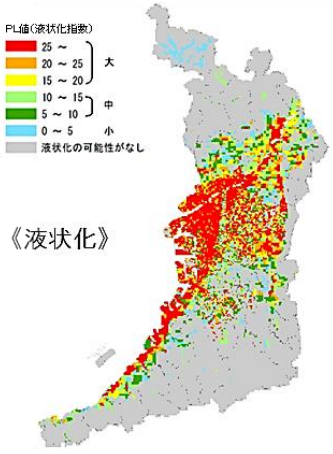

《液状化》

直下型大地震

《建物倒壊(全壊率)》

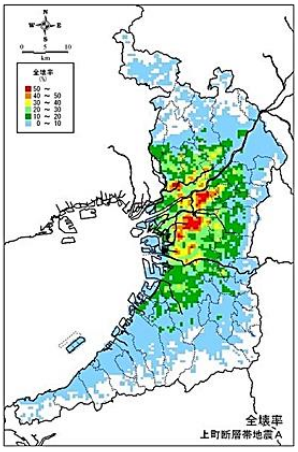

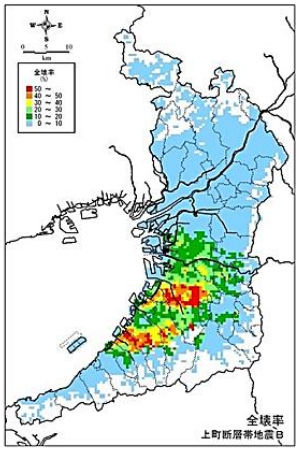

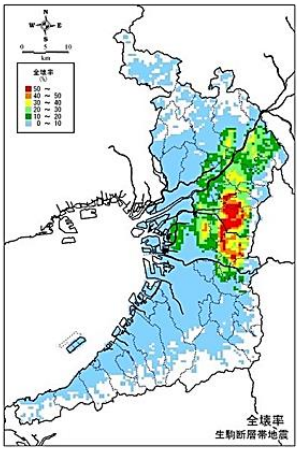

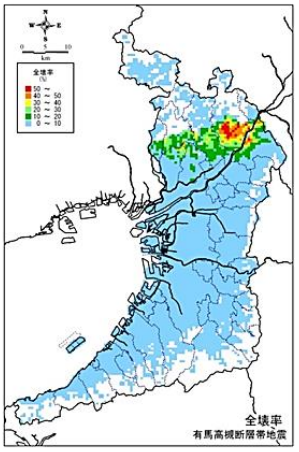

地震以外で想定されるハザード

《密集市街地》

地震時等に著しく危険な密集市街地
（国土交通省）

大阪市	1地区	1,333ha
堺市	1地区	54ha
豊中市	2地区	246ha
守口市	2地区	213ha
門真市	1地区	137ha
寝屋川市	3地区	216ha
東大阪市	1地区	49ha

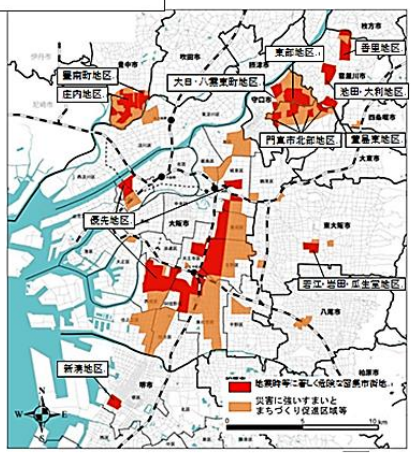

《土砂災害危険箇所》